

## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容							
1. 名称	認定こども園 久居保育園							
2. 位置	津市久居西鷹跡町365番地11							
3. 開設時期	令和8年4月1日							
4. 新設／移行	移行	保育所 久居保育園						
5. 設置者	社会福祉法人自由学苑福祉会							
6. 園長予定者	氏 名	青木 陽子						
	教育・保育従事歴	38年	保有資格	保育士 幼稚園教諭2種免許状				
	備 考	昭和59年～ 名張よさみ幼稚園 平成16年～ 久居保育園 令和5年～ 久居保育園 園長						
7. 定員及び学級	定 員	144人		(学級数 3学級)				
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	1号認定				2人	2人	2人	6人
	2号・3号認定	12人	24人	24人	26人	26人	26人	138人
	学級数				1学級	1学級	1学級	3学級
必要配置数	4.0人	8.0人		1.8人	2.2人		16人 (小数点以下四捨五入)	
8. 職員構成	園長：1人 副園長：1人 主幹保育教諭：2人 保育教諭：26人（常勤14人、非常勤12人） 調理員：3人 事務職員：1人 看護師：1人 嘱託医：2人							
9. 敷地・園庭	敷地面積	2,409.67 m <sup>2</sup>		(無償貸与13年)				
	園庭面積	434.01 m <sup>2</sup>		(基準面積 356.40 m <sup>2</sup> )				
10. 施設・設備	園舎面積	1,130.53 m <sup>2</sup>		(基準面積 566.52 m <sup>2</sup> ) (構造：鉄骨造 1階建)				
	必要設備	室数	面積	基準面積	可否			
	乳児室・ほふく室	2	167.20 m <sup>2</sup>	99.00 m <sup>2</sup>	適			
	保育室	4	224.84 m <sup>2</sup>	213.84 m <sup>2</sup>	適			
	遊戯室	1	155.67 m <sup>2</sup>					
その他設備：職員室、保健室、調理室、便所、手洗用設備、非常警報設備等								
備 考								

## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容
1 1. 開園日数、教育週数、教育及び保育の時間	<p>開園日数 年間291日</p> <p>開園時間 7時00分～19時00分</p> <p>教育時間 9時00分～14時00分（月曜日～金曜日） 9時00分～12時00分（土曜日）</p> <p>保育時間 7時00分～18時00分（月曜日～金曜日） 7時00分～17時00分（土曜日）</p> <p>休園日 日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） （1号認定子どもは、上記に加え下記期間も休業） 4月1日～4月7日、7月21日～8月31日、12月26日～1月7日 3月25日～3月31日</p>
1 2. 教育及び保育の目標等の主な内容	<p>○教育及び保育の目標及び理念</p> <p>本園は、「心をはぐくみ、生きる力を育てる。」という基本理念のもと、子どもたちは愛情に包まれた安心できる環境で、教育・保育を配慮した様々な体験を重ね、子どもたちの可能性を最大限に伸ばせるよう関わっています。心身ともに健全な園児の育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康でたくましいからだ</li> <li>・人を大切にする心</li> <li>・考え、発見していく力</li> <li>・自分を表現する力</li> <li>・豊かな感性</li> </ul> <p>○教育及び保育のねらい及び内容の概要</p> <p>一般的に、幼稚園は「教育」を行う場で、保育園は「保育」を行う場とされていますが、久居保育園では「教育」にも力を注いでいます。なかでも、考える力、生きる力の源泉となる国語力、豊かな言葉の習得にしっかりと取り組んでいます。また、みんなで同じ遊び、活動を行う「クラス活動」を積極的に取り入れ、小学校に入ってから、スムーズに座学・集団行動ができるように協調性を養うなど、保育園と幼稚園双方の良さを融合した、バランスの良いカリキュラムを編成しています。</p>
1 3. 子育て支援の状況	<p>（津市久居老人福祉センター利用者等との交流）</p> <p>【内容】 講座交流 7月 日本民踊 8月 音楽療法 9月 さくらの会 1月 陶芸 ※他に地域の老人会に年4回参加</p> <p>【工夫した点】 6月にアルスプラザで行われた老人会に参加した際は、保護者にも参加していただけるようにした。</p> <p>【対象】 講座交流・・・5歳児クラス 地域の老人会・・・5歳児クラスまたは4歳児クラス</p> <p>【職員の状況】 講座交流・・・3～5名 地域の老人会・・・4～6名</p> <p>【利用料】 陶芸は材料費及び焼成代を実費徴収、それ以外はなし</p> <p>【その他】 （子育て支援センター「どんぐり」） 対象者：未就園児親子 担当職員：2～3名 開放：月～金 9:00～14:00 教室：月2回 10:30～11:00（定員25名）</p>

認定こども園 久居保育園  
園則 兼 運営規程

制定日：令和8年4月1日

社会福祉法人自由学苑福祉会

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人自由学苑福祉会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 認定こども園 久居保育園
- (2) 所在地 津市久居西鷹跡町365番地11

(施設の目的)

第2条 認定こども園久居保育園（以下「当園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、三歳未満児の保育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、そ

の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。

(2) 副園長 1人

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 主幹保育教諭 2人

主幹保育教諭は、園長（及び副園長）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。

(4) 保育教諭 配置基準以上配置

保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。

(5) 事務職員 1人

事務職員は、当園の事務を行う。

(6) 看護師 1名

看護師は、児童及び職員に対して日々の体調管理や保健指導を行う。また、体調不良児保育の対応も行う。

(7) その他 教育保育の質の向上や児童及び職員の安全に必要な職員（技能員等）

必要に応じた人数

(学期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から8月31日まで

(2) 第2学期 9月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(特定教育・保育を行う日)

第8条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 年末年始（12月29日から1月3日）
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

3 以下の期間及び日においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。

- (1) 夏季休業 7月21日から 8月31日まで
- (2) 冬季休業 12月26日から 1月 7日まで
- (3) 春季休業 3月25日から 4月 7日まで
- (4) 土曜日 日曜日
- (5) その他 園長が定める日

4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時00分から午後6時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 教育標準時間は、午前9時00分から午後2時00分とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後7時00分。
- (2) 土曜日 午前7時00分から午後5時00分

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第10条 当園は、教育・保育を提供した際は、保護者から市町村が定める教育・保育に

係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 当園は、前項の支払を受ける額のほか、市町村との協議により承認を得て教育・保育の提供に当たって、教育・保育の質の向上を図る上で必要であると認められる対価について、保護者から費用の支払を受けることができる（公定価格で賄えない費用を賄うために支払を受けるもの）。

3 当園は、前2項の支払を受ける額のほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる実費の額の支払を保護者から受けることができる。

(1)日用品、文房具、制服代その他の教育等に必要な物品の購入に要する費用

(2)教育・保育に係る遠足代、行事参加費

(3)食事の提供に要する食材料費（第3号認定子どもを除く）

(4)前各号に掲げるもののほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、教育・保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、保護者から支払を受けることが適当と認められるもの

4 当園は、前3項の費用の額の支払を受けた場合に、保護者から申し出があつた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付する。

5 当園は、第1項及び第2項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得るものとする。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを不要とする。

6 第2項及び第3項の費用は、まとめて保護者指定の金融機関口座からの引き落としにより支払をうけることを原則とする。

7 第9条の3項に規定する延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、保護者より別表に定めた利用者負担額を徴収する。

8 第9条の4項に規定する預かり保育に必要な経費の一部について、保護者より別表に定めた利用者負担額を徴収する。

#### (利用定員)

第11条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号	—	—	—	2人	2人	2人
2号 3号	12人	24人	24人	26人	26人	26人
合計	12人	24人	24人	28人	28人	28人

#### (選考の方法)

第12条 利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び現に利用している1号認定子ども

の総数が、当該利用定員の総数を超える場合においては、利用申込み者に対して面接等を行い、設置者の理念に基づいて公正な選考を行うものとする。

(市町村のあっせん、調整及び要請に対する協力)

第13条 当園は、市町村が行うあっせん、調整及び要請にできる限り協力するものとする。

2 利用申込を行った支給認定子どもが、当園の教育・保育を提供することが困難である場合は、市町村と連携を取り、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(転園、休園及び卒園に関する事項)

第14条 転園及び卒園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

2 園児の休園に際しては、保護者から届け出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第15条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第16条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第17条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに

に、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第18条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を計るため、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の改正により、子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）や精神的苦痛（暴言）を与えるような関わりは「虐待」となり、してはならないとされているため、当園は、保育の提供中に、保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに「児童虐待の防止等に関する法律」の規定に従い、津市こども家庭センター・児童相談所等適切な機関に通告するものとする。

(秘密保持)

第19条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第20条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(安全対策と事故防止)

第21条 当園は、安全かつ適切に、質の高い特定教育・保育を提供するために、「保育安全計画」を策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 当園は、事故発生防止のための職員に対する研修を実施する。

3 当園は、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則り、食物アレルギーへの対応に努める。

4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じるものとする。

5 当園は、事故について必要に応じ保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、関係機関にも報告する。

（記録の整備）

第22条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表（特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
施設整備協力金	園舎・保育室・トイレ・給食室の設備・遊具等の更新、修繕のため	6,000 円/年額
教育充実費 (2 歳以上児)	体操・サッカー・リトミック教室、絵本代に係る金額	実費

別表 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
園外・課外保育代	園外に出て教育保育活動を実施するため及び通常の教育・保育の活動以外での活動等をするため	実際にかかった費用
保育用品代	保育用品を購入いただくため	実費
制服・体操服代 (3 歳以上児)	制服を購入いただくため	約 55,000 円/入園時
給食費 (主食) (2 号認定児)	給食の提供及び食育に係る金額	1,020 円/月額
給食費 (副食) (2 号認定児)	給食の提供及び食育に係る金額	4,500 円/月額
給食費 (1 号認定児) おやつなしの場合	給食の提供及び食育に係る金額及び食事の提供にかかる人件費	4,300 円/月額
災害共済掛金	日本スポーツ振興センターに支払う負担金	200 円/年

別表 (延長保育利用料)

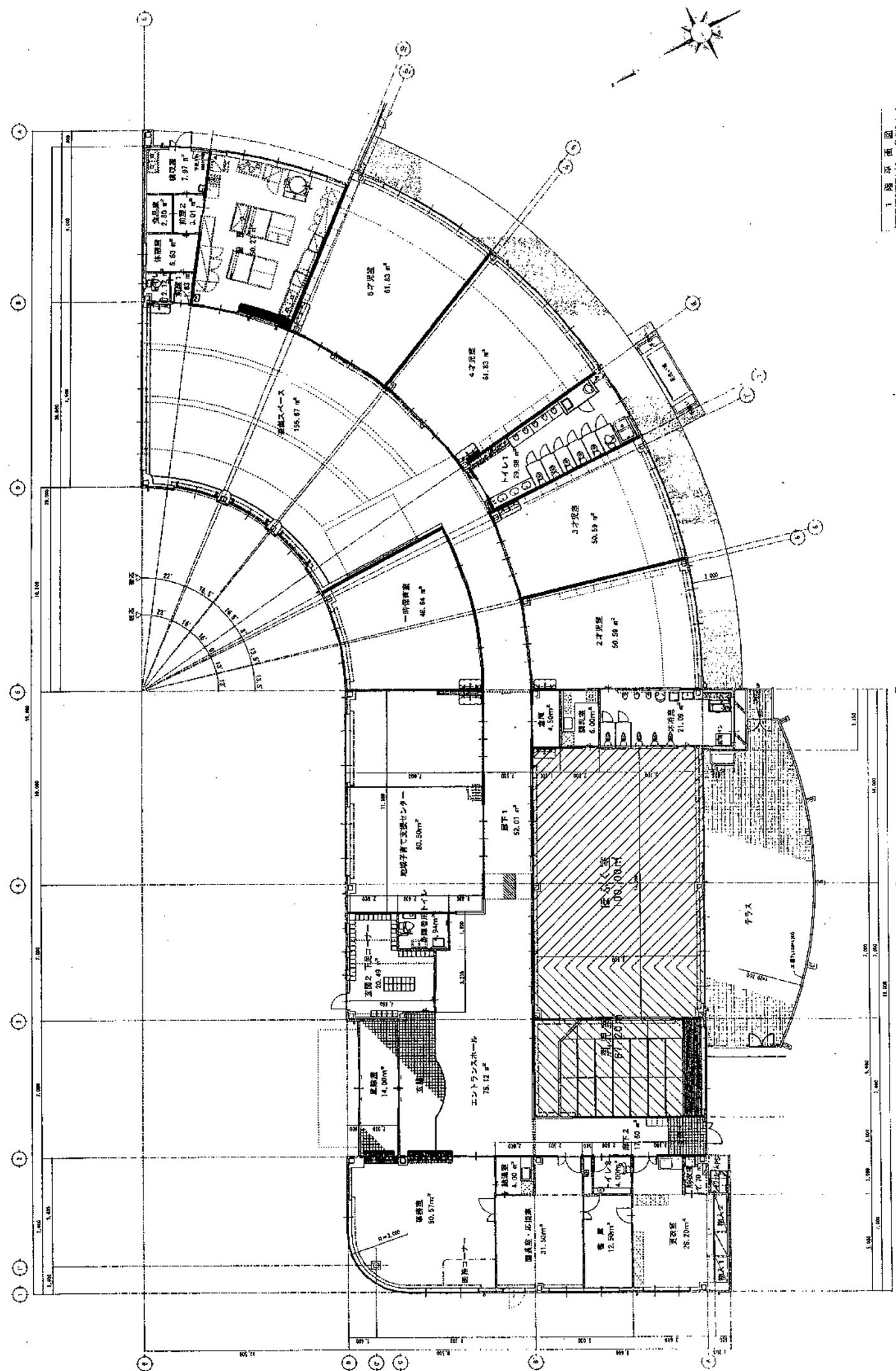
項目	時間	金額
保育短時間認定こどもの延長保育にかかる利用者負担	7 時 00 分～8 時 30 分	50 円/10 分
	16 時 30 分～19 時 00 分	
標準時間認定こどもの延長保育にかかる利用者負担	18 時 00 分～19 時 00 分	50 円/10 分

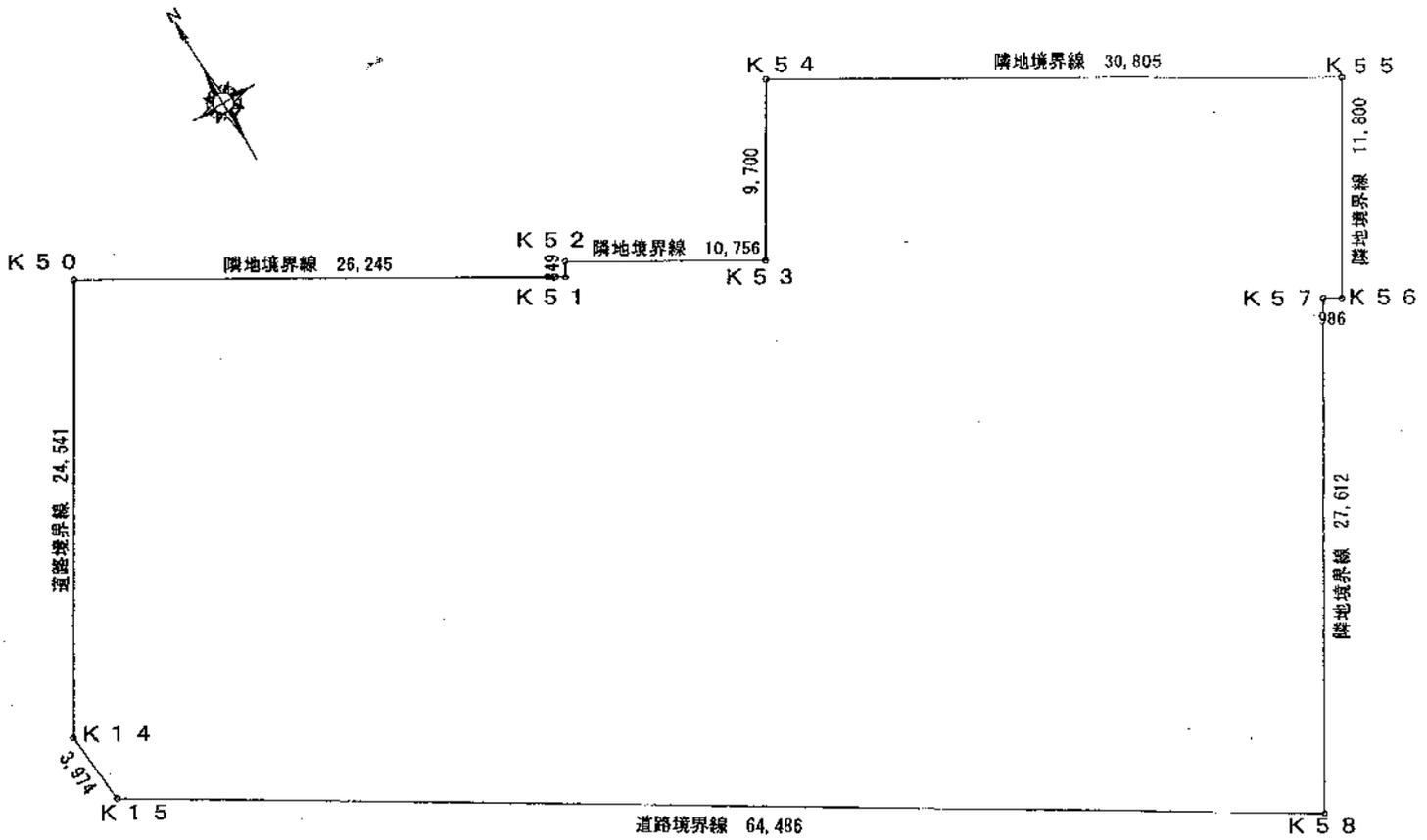
※令和 4 年以前に入園した園児につきましては、20 時 00 分までの延長保育が可能です。

別表（預かり保育利用料）

項目	時間・内容	金額
教育標準認定子どもの預かり 保育に係る利用者負担	7時00分～9時00分 15時00分～19時00分	50円/10分
教育標準認定子どもの長期休 業日間の預かり保育に係る 利用負担	9時00分～15時00分	一律450円/日
	7時00分～9時00分 15時00分～19時00分	50円/10分
教育標準認定子どもおやつ代	預かり保育を利用する場合	60円/食







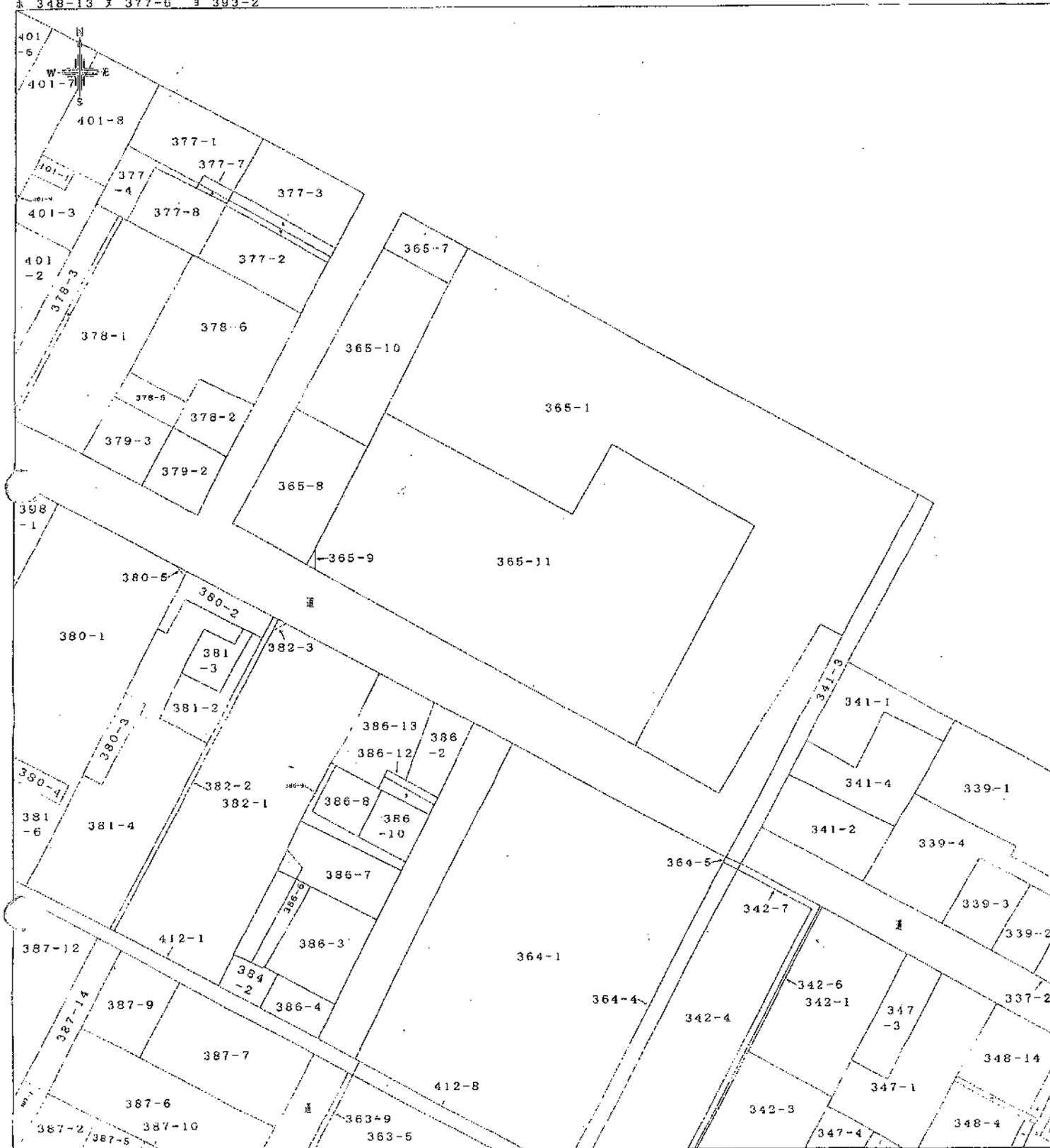
敷地求積図  $S = 1 / 400$

求積表

地番	㊦ 365--			
NO	$X_n$	$Y_n$	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
K14	73.990	-16.416	-12.177	-900.976230
K15	70.034	-16.043	55.212	3866.717208
K58	36.105	38.796	68.959	2489.764695
K57	59.834	52.916	14.967	895.535478
K56	59.330	53.763	6.881	408.249730
K55	69.470	59.797	-20.438	-1419.827860
K54	85.224	33.325	-31.432	-2678.760768
K53	76.888	28.365	-14.203	-1092.040264
K52	82.388	19.122	-9.677	-797.268676
K51	81.658	18.688	-22.988	-1877.154104
K50	95.079	-3.866	-35.104	-3337.653216
合計				-4443.414007
合計面積				2221.7070035
地積				2221.70 m <sup>2</sup>



346 348-15 # 377-9 7 401-4  
 348-1 348-17 7 378-4  
 348-9 348-18 9 386-11  
 348-10 377-5 # 393-1  
 348-13 377-6 9 393-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

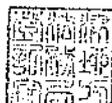
請求部分	所在	久居市西鷹跡町	地番	365番11			
縮尺	1/600		補記事項				

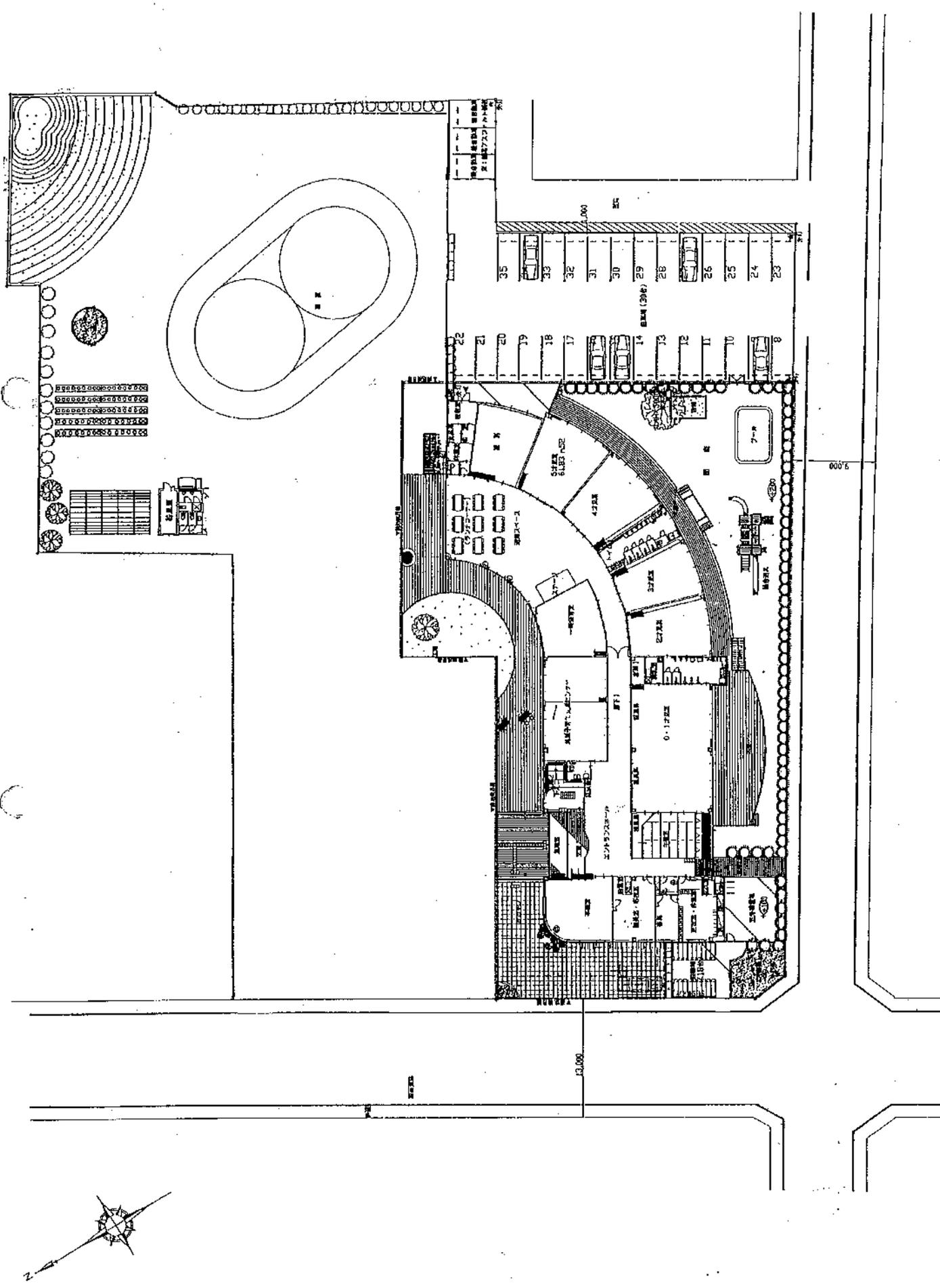
これは地図に準ずる図面の写しである。

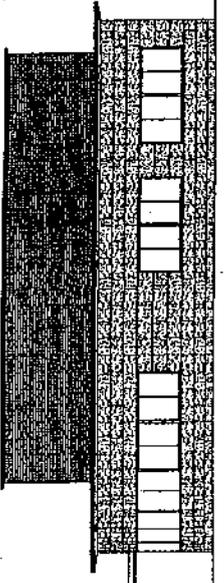
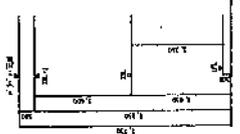
平成15年4月11日

津地方法務局

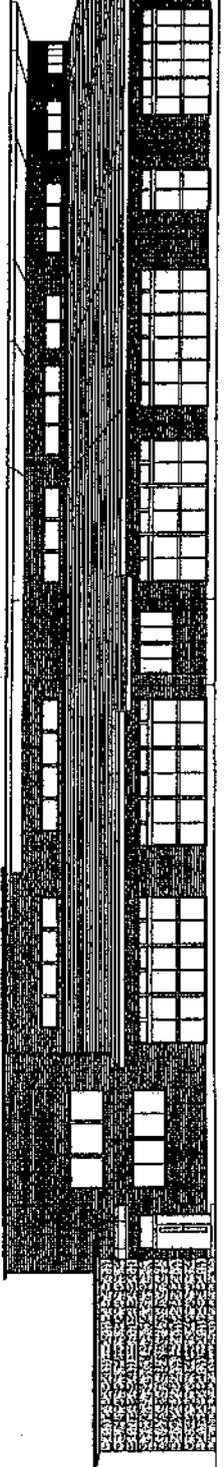
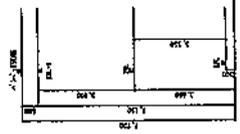
登記官 北村 政保



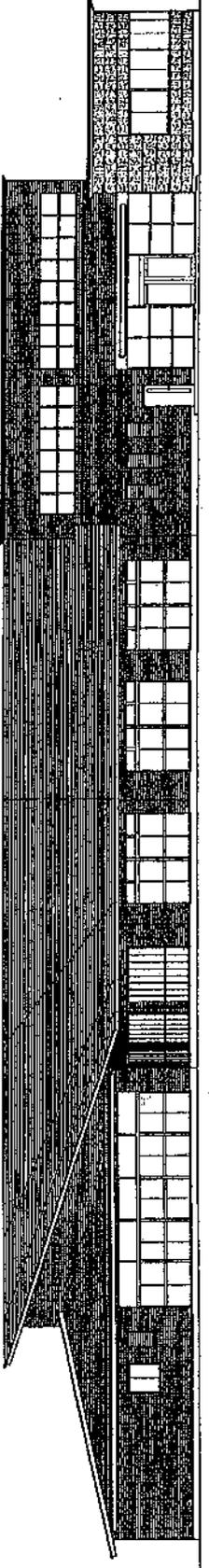
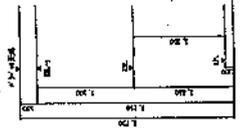




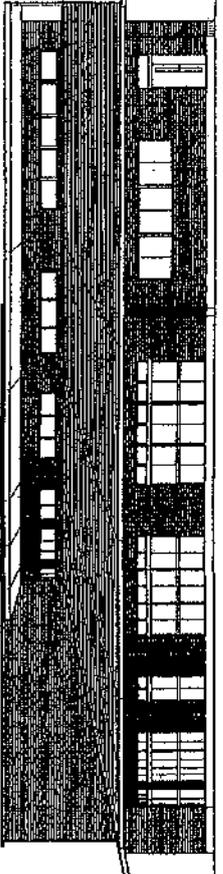
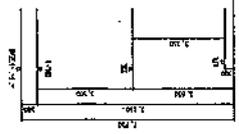
SCALE 1/100



SCALE 1/100



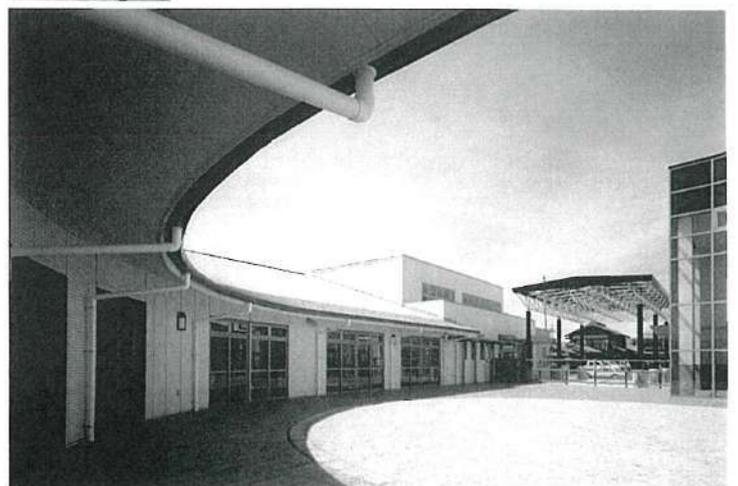
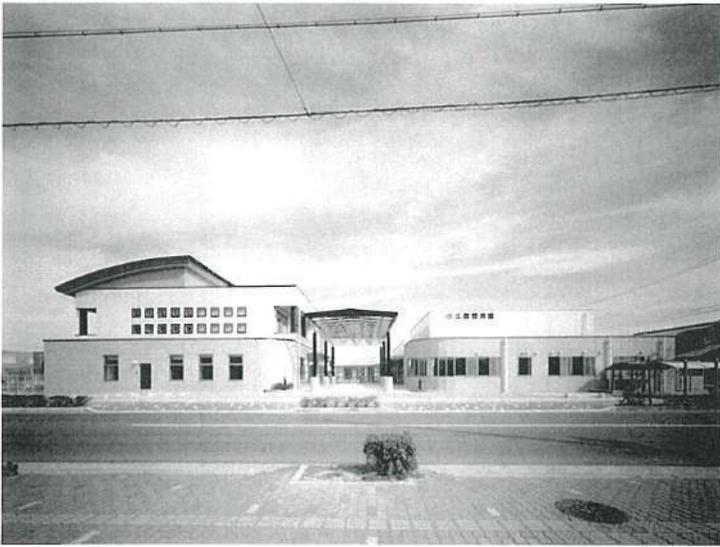
SCALE 1/100

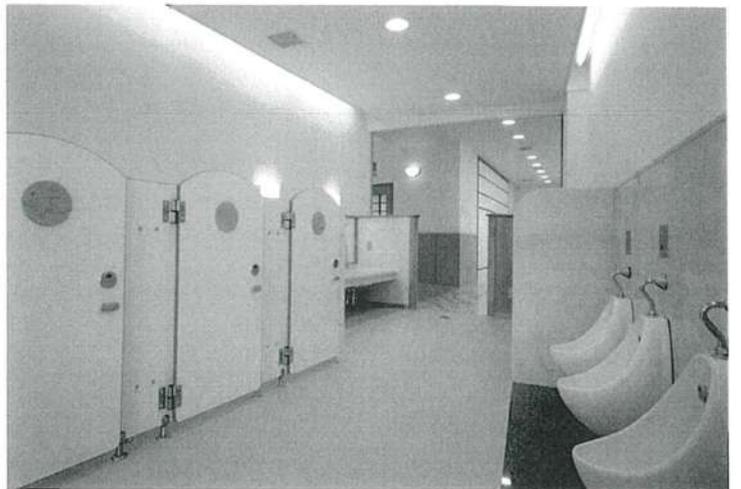
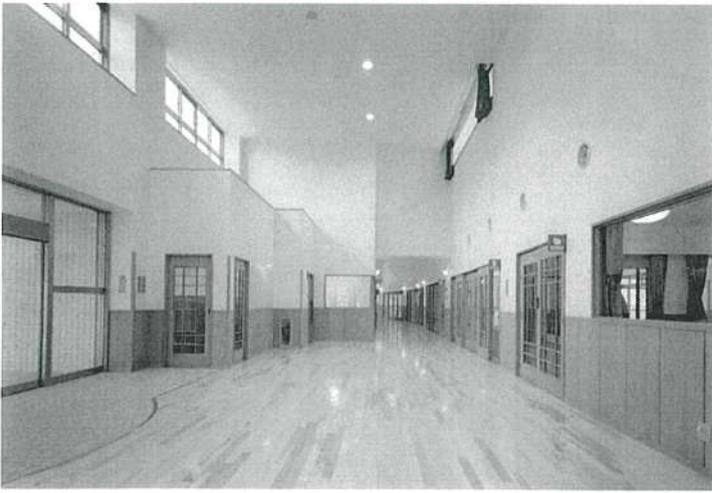


SCALE 1/100


 株式会社 環境事業  
 建築設計事務所  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
 TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112  
 E-MAIL: info@kankyo.co.jp  
 代表取締役社長 佐藤 隆夫  
 代表取締役 佐藤 隆夫

久慈橋駅前 新興工業ビル  
 立 面 図  
 1/100





## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容							
1. 名称	どんぐりこども園							
2. 位置	四日市市野田2丁目8-3							
3. 開設時期	令和8年4月1日							
4. 新設／移行	移行	保育所      どんぐり保育園						
5. 設置者	社会福祉法人四季の里							
6. 園長予定者	氏 名	伊勢屋 邦英						
	教育・保育従事歴	-	保有資格					
	備 考	令和5年 初任保育所長等（就任予定者）研修 修了 令和5年～ どんぐり保育園 園長補佐 令和6年～ どんぐり保育園 園長						
7. 定員及び学級	定 員	109人					(学級数	3学級)
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 (満3歳児)	4歳児	5歳児	計
	1号認定				3(1)人	3人	3人	9人
	2号・3号認定	6人	16人	18人	20人	20人	20人	100人
	学級数				1学級	1学級	1学級	3学級
必要配置数	2.0人	5.6人		1.5人	1.8人		11人 (小数点以下四捨五入)	
8. 職員構成	園長：1人 主幹保育教諭：2人 保育教諭：23人（常勤20人、非常勤3人） 調理員：3人 事務職員：1人 嘱託医：2人							
9. 敷地・園庭	敷地面積	1,989.49 m <sup>2</sup>					(賃借権30年)	
	園庭面積	358.82 m <sup>2</sup>					(基準面積 287.10 m <sup>2</sup> )	
10. 施設・設備	園舎面積	1,005.46 m <sup>2</sup>					(基準面積 518.34 m <sup>2</sup> ) (構造：鉄骨造 2階建)	
	必要設備	室数	面積		基準面積		可否	
	乳児室・ほふく室	2	74.80 m <sup>2</sup>		62.70 m <sup>2</sup>		適	
	保育室	4	192.00 m <sup>2</sup>		172.26 m <sup>2</sup>		適	
	遊戯室	1	165.24 m <sup>2</sup>					
	その他設備：職員室、調理室、便所、手洗用設備、非常警報設備等							
備 考								

## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容
1 1. 開園日数、教育週数、教育及び保育の時間	<p>開園日数 年間291日</p> <p>開園時間 7時00分～20時00分</p> <p>教育時間 8時30分～14時30分（月曜日～金曜日）</p> <p>保育時間 8時30分～18時00分（月曜日～金曜日）</p> <p>8時30分～18時00分（土曜日）</p> <p>休園日 日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） （1号認定子どもは、上記に加え下記期間も休業）</p> <p>土曜日 4月1日～4月5日、7月19日～8月31日、12月27日～1月3日 3月27日～3月31日</p>
1 2. 教育及び保育の目標等の主要内容	<p>○教育及び保育の目標及び理念</p> <p>理念：「幼児期に心と体の基礎を育む」</p> <p>教育・保育目標： 就学までの幼少期に遊びを中心としながら</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体の外からの基礎作り</li> <li>・体の中からの基礎作り</li> <li>・心の基礎作り</li> </ul> <p>を目標とした取り組みから成長を促す</p> <p>○教育及び保育のねらい及び内容の概要</p> <p>体の外からの基礎作り：遊びながら健康的な体づくり。また、裸足で遊ぶことで培われる体幹や足裏の形成。身に付けておきたい36の動きを取り入れた保育の具体化。</p> <p>体の中からの基礎作り：好き嫌いを減らし色々な物が食べられるようになるための食育活動。食を学ぶ・育てる・作る・食べるの一連の過程を家庭を交えて実践。</p> <p>心の基礎作り：園外活動の拡大。コミュニケーション能力の育成による成長促進。</p>
1 3. 子育て支援の状況	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭開放／毎週火・水・木曜日</li> <li>・あそぼう会「Don! Don!」開催／2～3回／月</li> <li>・子育て相談会／毎週木曜日</li> </ul> <p>【工夫した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区市民センターへの開催日程等ポスター掲示</li> <li>・園HP及びSNS（Instagram・LINE等）での情報発信</li> </ul> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣在住の未就園児保護者</li> <li>・本園を知らない未就園児保護者及び広く周知させる事のできる保護者</li> </ul> <p>【職員の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当保育教諭を配置</li> </ul> <p>【利用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用費用なし</li> </ul> <p>【その他】</p> <p>（一時預かり事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号認定園児（14:30以降も保育が必要な家庭）</li> <li>・担当保育教諭を配置</li> <li>・毎日（特定日を除く）</li> </ul>

# 園則・運営規程

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人四季の里（以下「本法人」という）が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 条（以下「認定こども園法」という））に基づき設置する幼保連携型認定こども園どんぐりこども園（以下「本園」という）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (名称及び所在地)

第2条 本園は、どんぐりこども園と称する。

2 本園の所在地は、三重県四日市市野田二丁目 8-3 とする。

## (施設の目的及び運営の方針)

第3条 本園は、認定こども園法及び子ども子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児(以下「園児」という)の教育・保育事業を行い、教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するものとする。

2 本園は、認定こども園法及びその他関連法令に則り、園児の処遇に万全を期し、正しい愛情と知識と技術をもって、心身の健全な発達が助長されるよう努力する。

3 本園の教育・保育の目標は、次のとおりとする。

- (1)心身共に健康で、幸福な生活のために必要な基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
- (2)身近な人々に興味や親しみを持って生活する中で、自立心をはぐくみ、人と関わる力を養う。
- (3)日常の会話や絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導き、考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育成する。
- (4)様々な環境に好奇心や探求心を持って自らがかわりを持って生活する力を育成する。
- (5)音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

(6)快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて心身の健康を育成する。

(7)本園は、「四日市市特定教育・保育施設特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年10月6日 条例第21号)」その他関係法令・通知などを遵守し、事業を実施するものとする。

#### (教育・保育の内容)

第4条 本園は、前条の目標を達するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

2 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。

- (1) 延長保育
- (2) 乳児保育
- (3) 一時預かり
- (4) 子育て支援
- (5) 土曜保育
- (6) その他教育保育に係る行事等

3 本園は、子どもの国籍、心情、社会的身分または費用負担の可否などによって差別的取り扱いをせず、特別の支援を要する過程の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

#### (給食及び食育)

第5条 本園の給食は、自園調理により提供するものとする。

2 給食の献立は、必要な栄養目標量を確保しつつ、発達段階、健康状態、嗜好等に十分配慮し、かつ、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容とする。

3 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食の体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため、食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画を策定し実施するものとする。

#### (地域における子育て支援)

第6条 本園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

- (1) 園庭開放
- (2) 子育て相談会
- (3) 遊ぼう会

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及びその職務内容は、別表1のとおりとする。ただし、利用園児の受入状況などにより、員数が変動する場合があります。

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。
- 3 職員は、この規定及びこれに付随する諸規定を守り、園長の指示に従い秩序を維持するとともに、その責務を深く自覚し、誠実且つ構成に職務を行わなければならない。

(利用定員)

第8条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども(以下「1号認定子ども」という)9名
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども(以下「2号認定子ども」という)60名
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども(以下「3号認定子ども」という)40名

(教育・保育の提供を行う時間)

第9条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間  
8時30分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。  
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は20時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間  
8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。  
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は7時00分から8時30分まで及び16時30分から18時00分までの範囲内で短時間延長保育を提供する。  
保育短時間認定を受けた保護者は、短時間延長保育終了後、20時00分までの範囲において、保育標準時間認定を受けた延長保育料にて延長保育の提供を

受けることができる。

- (3) 教育標準時間  
8時30分から14時30分までを標準時間とする。
- (4) 一時預かり利用時間  
14時31分から16時30分とする。  
長期休業日における利用時間は8時30分から18時00分とする。
- (5) 土曜保育利用時間  
8時30分から18時00分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする場合の申請とする。

(教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第10条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 年末年始（12月29日から1月3日）
- (3) 国民の祝日、国民の休日
- (4) その他園長が必要と認めた日

なお、当該年度の稼働日は、都度年間予定表にて示すものとする。

3 以下の期間及び日においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。

- (1) 夏季休業 7月25日から8月31日まで
- (2) 冬季休業 12月20日から1月8日まで
- (3) 春季休業 3月20日から4月7日まで
- (4) 土曜日

4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

(学年及び学期)

第11条 本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 前項の学年は、次の学期に分ける。
  - (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
  - (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
  - (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育利用の開始に関する事項)

第12条 本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きを要する。

- 2 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は抽選を行う。
- 3 2号及び3号認定子どもについては、四日市市による利用調整を経るものとする。
- 4 本園は、市町村が行うあっせん、調整及び要請にできる限り協力するものとする。
- 5 利用開始に当たっては、あらかじめ、利用の申し込みを行った保護者に対し、本規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(退園、休園及び転園に関する事項)

第13条 退園及び転園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

- 2 園児の退園、休園、転園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。
- 3 園長は、伝染病にかかり、またはかかったおそれのある園児に対して、当園停止を命ずることがある。

(利用の終了に関する事項)

第14条 本園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 3号認定子どもの保護者が、法定等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障または困難が生じたとき

- 2 当園が定める教育・保育課程を終了した者には、修了証書を授与する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第15条 本園は、利用した支給認定保護者から、当該市町村の定める利用者負担額（保育料について支払いを受けるものとする。ただし、幼児教育・保育の無償化対象者はその限りではない。

- 2 前項の保育料のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（特定負担額）について、あらかじめ、保護者に用途・金額・理由を説明し、書面による同意を得たうえで支払いを受けるものとする。
- 3 前2項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用（実費徴収）について、その都度、保護者に用途・金額・理由を説明し同意を得たうえで支払いを受けるものとする。
- 4 前各項の支払いを受けた場合は、当該保護者に領収書を交付するものとする。なお、口座振替を利用の場合、通帳記帳を持って領収書に代えるものとする。
- 5 第2項及び第3項の上乗せ徴収・実費徴収等の利用者負担にてういては、別表2のとおりとする。

(緊急時における対応方法)

第16条 本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または園児の主治医に連絡するなど、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、四日市市と園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 17 条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

- 2 前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 18 条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決体制)

第 19 条 本園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じるものとする。

- 2 本園は、苦情に関し、市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 その他苦情解決に関する事項は、別途、苦情解決に関する規定により定める。

(秘密保持)

第 20 条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 本園は、園児または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合または正当な権限を有する警察機関等からの命令等による場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得て行うものとする。

- 3 その他秘密保持に関する事項は、別途、就業規則及び個人情報保護に関する規定により定める。

(教育・保育の質の評価)

第 21 条 本園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行いまたは評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。

- 2 園児の保護者その他の関係者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

(記録の整備)

第 22 条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施にあたっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 運営基準条例第 19 条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容などの記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

附則

- 1 この規定は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 職員の職種及び職務内容

- (1) 園長 1名  
園長は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 主幹保育教諭 2名  
主幹保育教諭は、上司を補佐し、命を受けて園務の一部を整理するとともに、園児の教育及び保育を行う。
- (3) 保育教諭 15名  
保育教諭は、園児の教育及び保育を行う。
- (4) 栄養士 1名  
栄養教諭は、園児の給食調理・栄養・食育指導及び衛生管理を行う。
- (5) 嘱託医師及び嘱託歯科医師 各1名  
嘱託医師及び嘱託歯科医師は、年2回の園児の健康診断及び歯科検診を行うとともに、健康管理及び口腔衛生等の指導等を行う。
- (6) 特別の事情のあるときは、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。
- (7) その他、必要に応じて職員を配置することとする。  
ただし、職員の員数や職種について、基準を下回らない範囲で増減することがある。

別表2 実費に係る利用者負担

給食費（1号認定子ども）主食費： 900円/月  
副食費： 3,700円/月

給食費（2号認定子ども 3・4・5歳児）主食費： 900円/月  
副食費： 3,700円/月

月刊絵本代（3・4・5歳児） 470円/月

夏季活動費 1,500円/年  
プール活動及び空調費用

保育材料費（3・4・5歳児） 1,500円/年  
（0・1・2歳児） 700円/年

行事費 実費  
運動会、夏祭り、発表会 等

積立（5歳児） 1,000円/月  
卒園アルバム

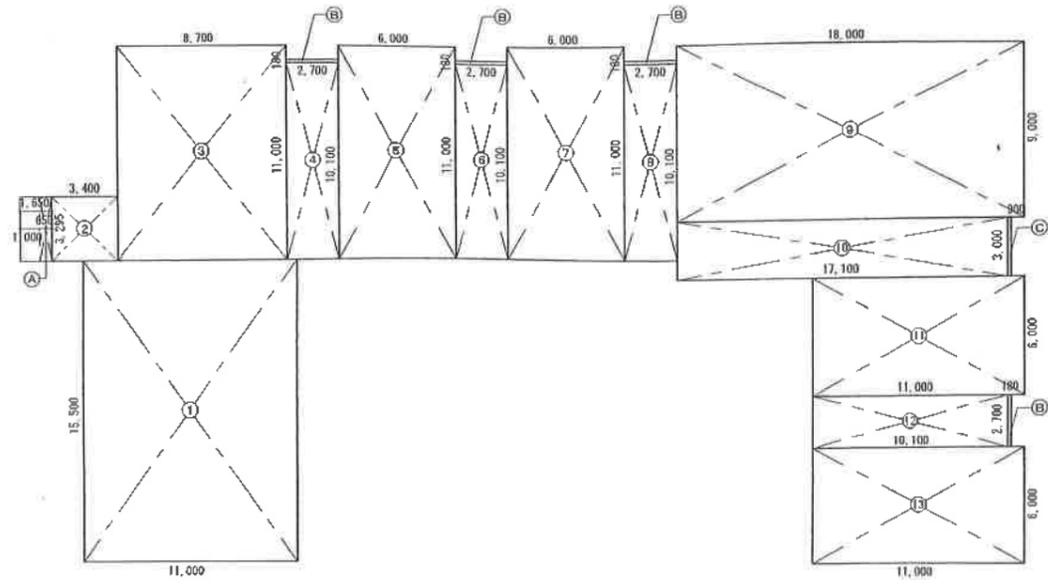
延長保育料金 350円/時間（おやつ代含む）

入園準備金

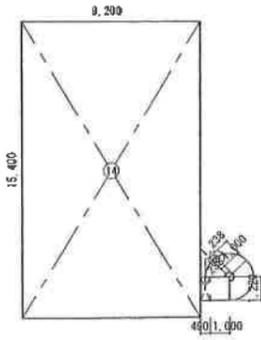
0歳児 3,000円程度  
1・2歳児 4,000円程度  
3・4・5歳児 35,000円程度

以上





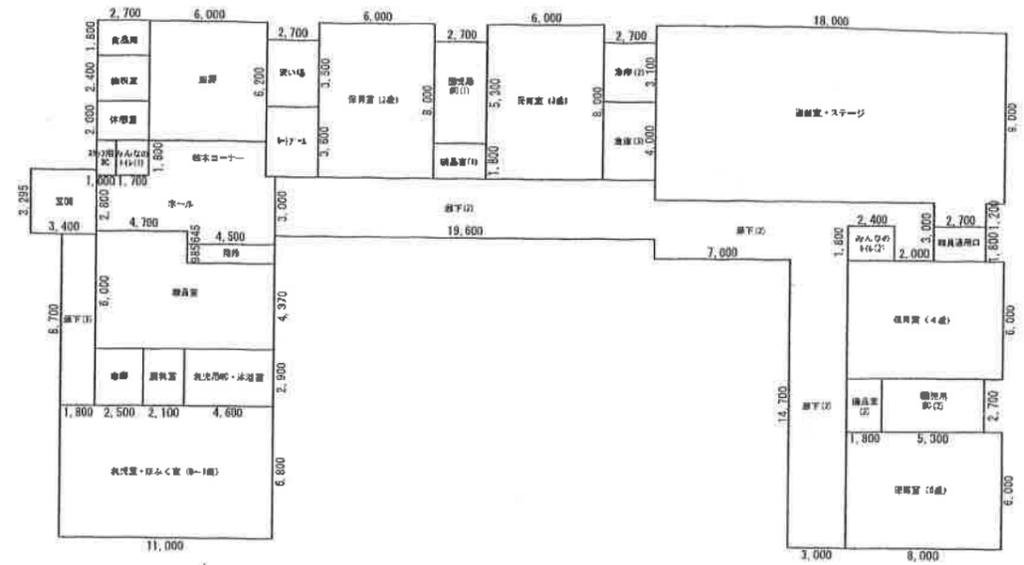
1階



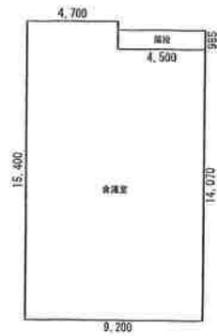
2階

各階床面積・延べ床面積		
符号	算定式	小計
①	11.000 × 15.500 =	170.500 m <sup>2</sup>
②	3.400 × 3.295 =	11.203 m <sup>2</sup>
③	8.700 × 11.000 =	95.700 m <sup>2</sup>
④	2.700 × 10.100 =	27.270 m <sup>2</sup>
⑤	6.000 × 11.000 =	66.000 m <sup>2</sup>
⑥	2.700 × 10.100 =	27.270 m <sup>2</sup>
⑦	6.000 × 11.000 =	66.000 m <sup>2</sup>
⑧	2.700 × 10.100 =	27.270 m <sup>2</sup>
⑨	18.000 × 9.000 =	162.000 m <sup>2</sup>
⑩	17.100 × 3.000 =	51.300 m <sup>2</sup>
⑪	11.000 × 6.000 =	66.000 m <sup>2</sup>
⑫	2.700 × 10.100 =	27.270 m <sup>2</sup>
⑬	11.000 × 6.000 =	66.000 m <sup>2</sup>
⑭	9.200 × 15.400 =	141.680 m <sup>2</sup>
①~⑬ 1階床面積合計		863.783 m <sup>2</sup>
⑭ 2階床面積合計		141.680 m <sup>2</sup>
床面積合計		1005.463 m <sup>2</sup>

建築面積		
符号	算定式	小計
①~⑬	1階床面積合計	863.783 m <sup>2</sup>
A	0.650 × 3.295 =	2.141 m <sup>2</sup>
B	0.180 × 2.700 × 4 =	1.944 m <sup>2</sup>
C	0.180 × 3.000 =	0.540 m <sup>2</sup>
D	0.490 × 1.220 =	0.597 m <sup>2</sup>
建築面積合計		869.005 m <sup>2</sup>



1階各室面積図 5=1/150



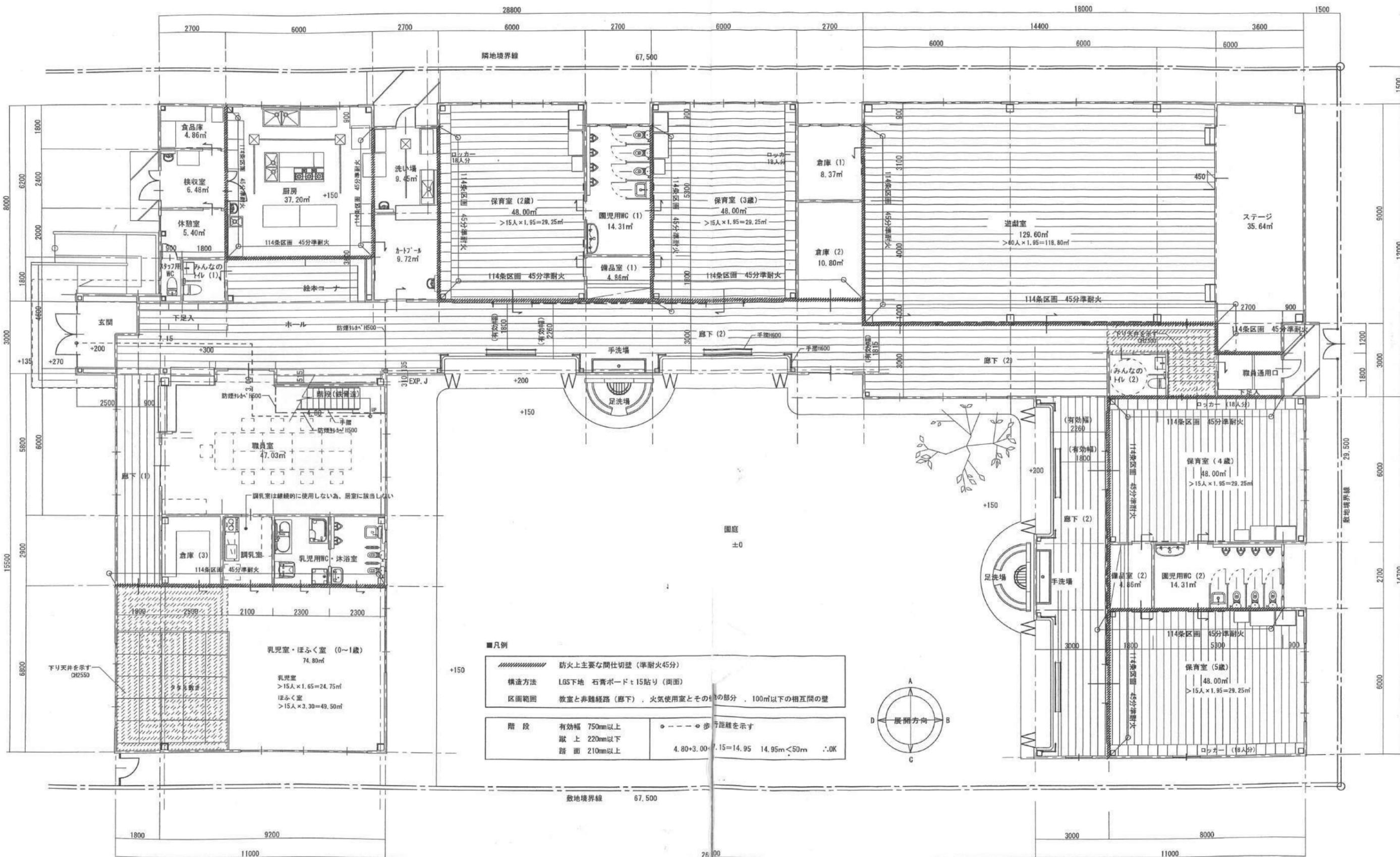
2階各室面積図 5=1/150

■1階 床面積算定表

玄関	3.400 × 3.295 =	11.203 m <sup>2</sup>
ホール	9.200 × 2.800 + 6.000 × 1.800 + 4.500 × 0.645 =	39.482 m <sup>2</sup>
廊下(1)	1.800 × 8.700 =	15.660 m <sup>2</sup>
職員室	4.700 × 6.000 + 4.500 × 4.370 =	47.865 m <sup>2</sup>
階段	4.500 × 0.985 =	4.432 m <sup>2</sup>
みんなのトイレ(1)	1.700 × 1.800 =	3.060 m <sup>2</sup>
厨房	6.000 × 6.200 =	37.200 m <sup>2</sup>
洗い場	2.700 × 3.500 =	9.450 m <sup>2</sup>
食品庫	2.700 × 1.800 =	4.860 m <sup>2</sup>
換気室	2.700 × 2.400 =	6.480 m <sup>2</sup>
休憩室	2.700 × 2.000 =	5.400 m <sup>2</sup>
スタッフ用WC	1.000 × 1.800 =	1.800 m <sup>2</sup>
カトラー	2.700 × 3.600 =	9.720 m <sup>2</sup>
乳児室・ほふく室(0~1歳)	11.000 × 6.800 =	74.800 m <sup>2</sup>
哺乳室	2.100 × 2.900 =	6.090 m <sup>2</sup>
乳児用WC・沐浴室	4.600 × 2.900 =	13.340 m <sup>2</sup>
倉庫(1)	2.500 × 2.900 =	7.250 m <sup>2</sup>
廊下(2)	19.600 × 3.000 + 10.000 × 3.000 + 2.400 × 1.200 + 2.000 × 3.000 + 3.000 × 14.700 =	141.780 m <sup>2</sup>
保育室(2歳)	6.000 × 8.000 =	48.000 m <sup>2</sup>
保育室(3歳)	6.000 × 8.000 =	48.000 m <sup>2</sup>
保育室(4歳)	8.000 × 6.000 =	48.000 m <sup>2</sup>
保育室(5歳)	8.000 × 6.000 =	48.000 m <sup>2</sup>
遊戯室・ステージ	18.000 × 9.000 + 2.700 × 1.200 =	185.240 m <sup>2</sup>
倉庫(2)	2.700 × 3.100 =	8.370 m <sup>2</sup>
簡易用WC(1)	2.700 × 5.300 =	14.310 m <sup>2</sup>
簡易用WC(2)	5.300 × 2.700 =	14.310 m <sup>2</sup>
備品室(1)	2.700 × 1.800 =	4.860 m <sup>2</sup>
備品室(2)	2.700 × 1.800 =	4.860 m <sup>2</sup>
倉庫(3)	2.700 × 4.000 =	10.800 m <sup>2</sup>
みんなのトイレ(2)	2.400 × 1.800 =	4.320 m <sup>2</sup>
職員通用口	2.700 × 1.800 =	4.860 m <sup>2</sup>
合計		863.782 m <sup>2</sup>

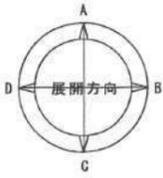
■2階 床面積算定表

会議室	9.200 × 14.070 + 4.700 × 1.430 =	136.165 m <sup>2</sup>
階段	4.500 × 0.985 =	4.432 m <sup>2</sup>
合計		140.597 m <sup>2</sup>

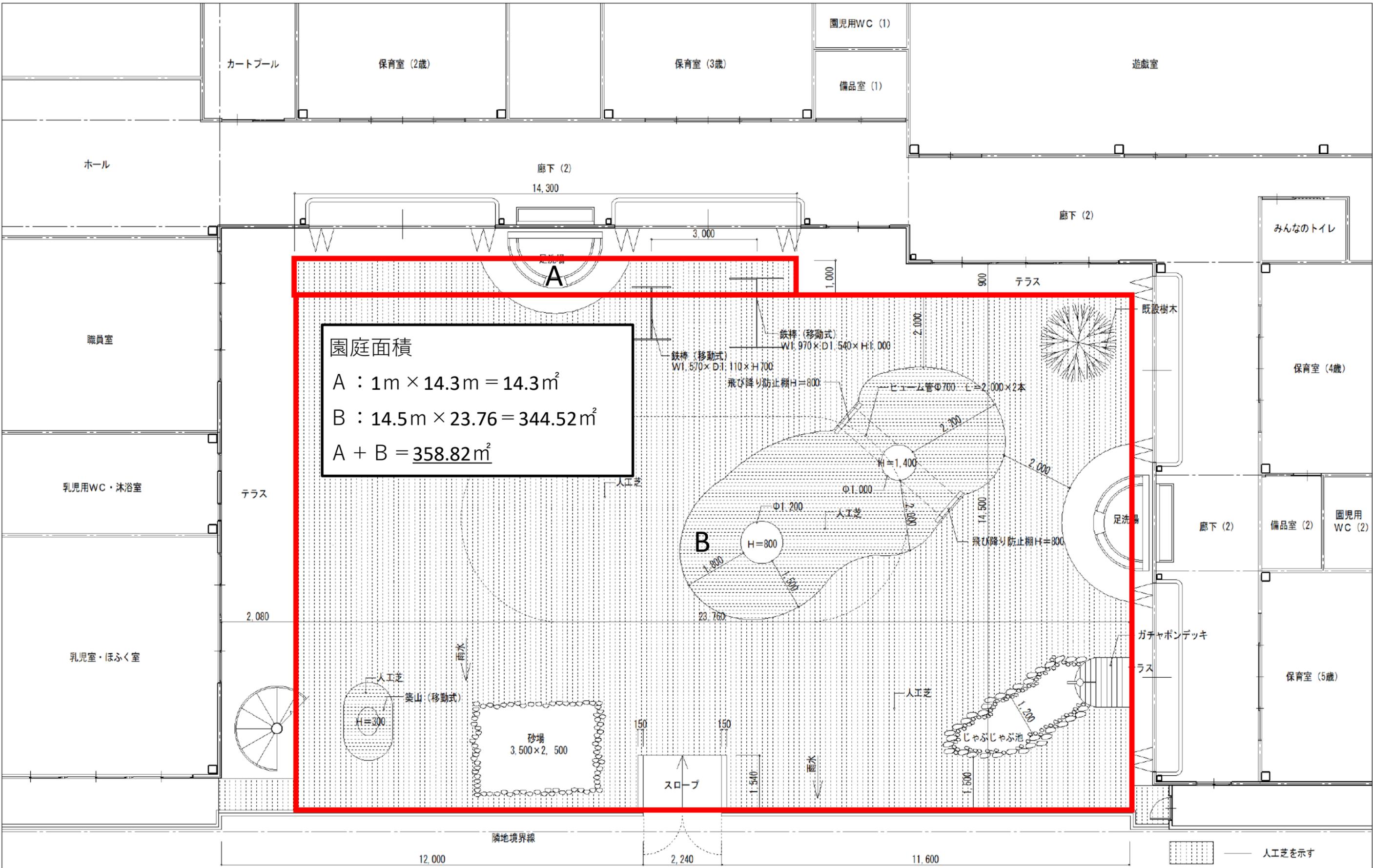


■凡例

	防火上主要な間仕切壁 (準耐火45分)
構造方法	LGS下地 石膏ボード±15貼り (両面)
区画範囲	教室と非経路 (廊下)、火気使用室とその付随部分、100m以下の相互間の壁
階段	有効幅 750mm以上
	蹴上 220mm以下
	踏面 210mm以上
	歩行距離を示す
	4.80+3.00+1.15=14.95 14.95<50m .OK



Y's 建築設計事務所 三重県鈴鹿市神戸2丁目9-63 電話 059-367-7305  
 三重県知事登録 第1-1310号 1級建築士 第205854号 豊田由紀美



園庭面積

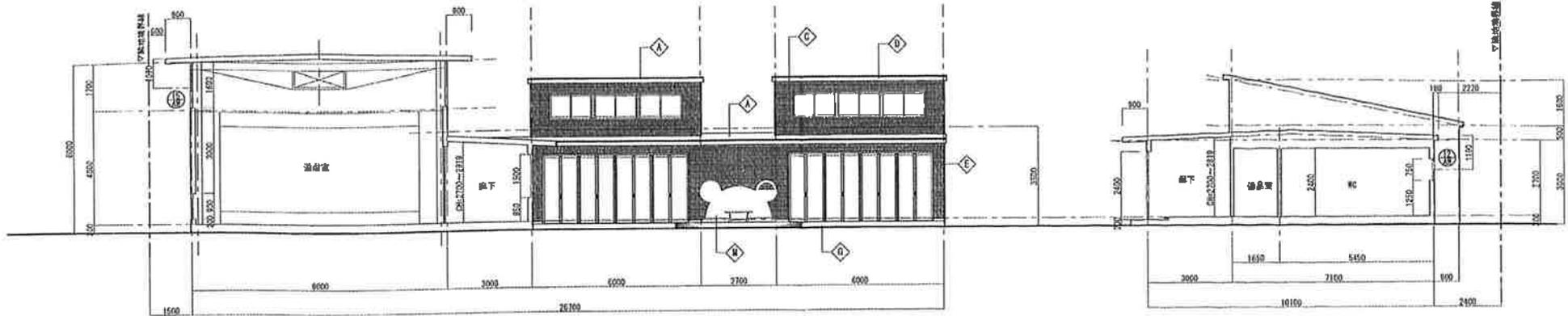
A : 1m × 14.3m = 14.3m<sup>2</sup>

B : 14.5m × 23.76 = 344.52m<sup>2</sup>

A + B = 358.82m<sup>2</sup>

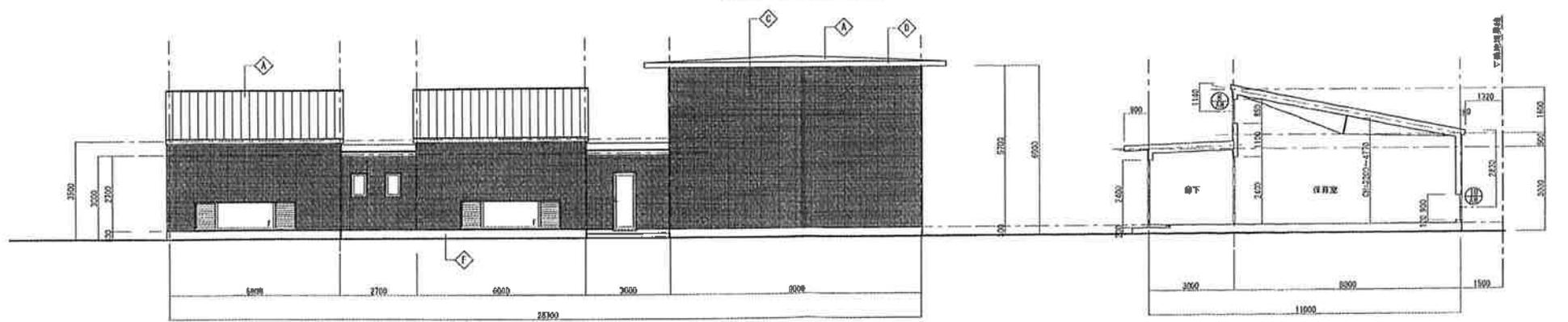
園庭平面図 S=1:100

- 人工芝を示す
- 築山 人工芝を示す



東立面図 (2) 1:100

西立面図 1:100



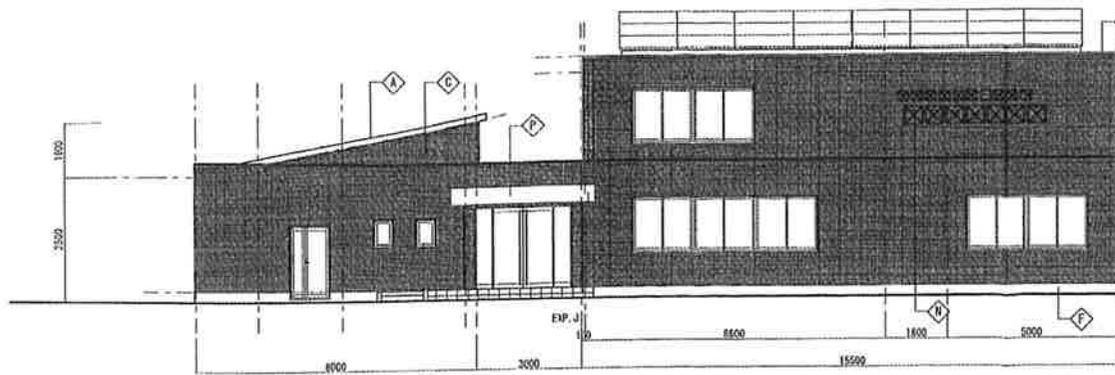
北立面図 1:100

南立面図 1:100

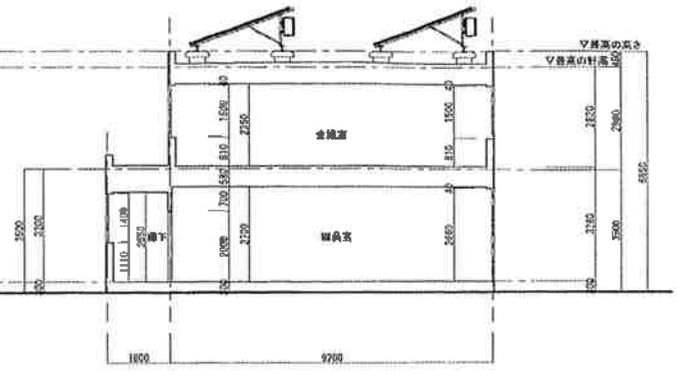
外部仕上表			
△A	屋根: ニッパフーフキ UM-R t-1.0 (1/75 勾配) (日除性能材料) 同等品	△L	外壁隠蔽: 鉄骨構造用 0P塗装
△B	屋根: ニッパフーフキ EZSD t-1.2 (日除性能材料) 同等品	△M	足洗い場: コンクリート下地タイル張り (非線形歩留)
△C	外壁: F-1 t-60分塗り (三菱7777A)	△N	看板: アクリル切り文字 (カルブ下地) 70度傾度
△D	基礎板: 付随部シタ板 t=5.0 AEP塗装	△O	太陽光発電パネル: 10.0kW程度
△E	軒天: 付随部シタ板 t=5.0 AEP塗装	△P	
△F	巾木: 特殊金網厚板	△Q	
△G	大走り: F1AL付下地 防汚性ニッパフーフキ 幼児施設・大走り専用 F1AL付下地 (透熱・表外観反射率17%) 91028	△R	
△H		△S	窓: アルミ樹脂製品D-500 (H=1,650, W=1,370及1,570)

Y's 建築設計事務所 三重県伊勢市神戸2丁目9-81 TEL 059-367-1305  
 三重県知事登録第(-)110号 〒518-0001 伊勢市南紀町 豊田ビル2F

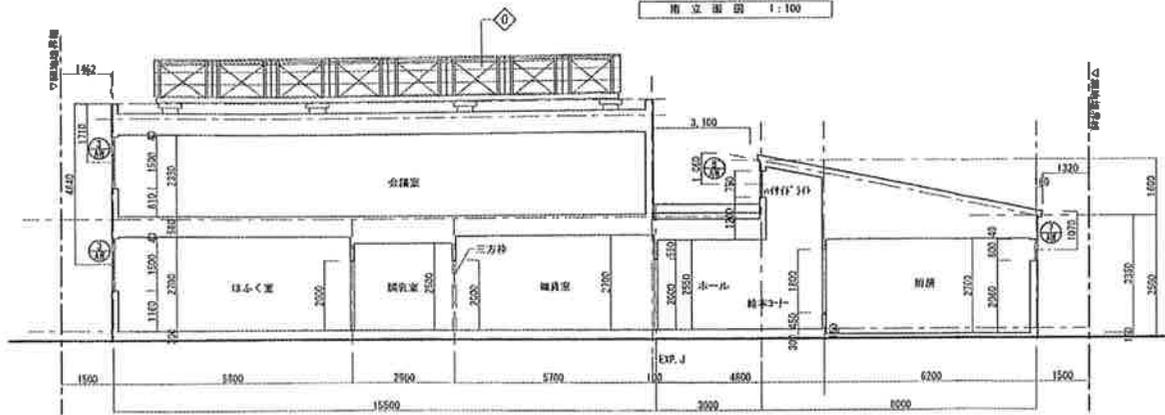




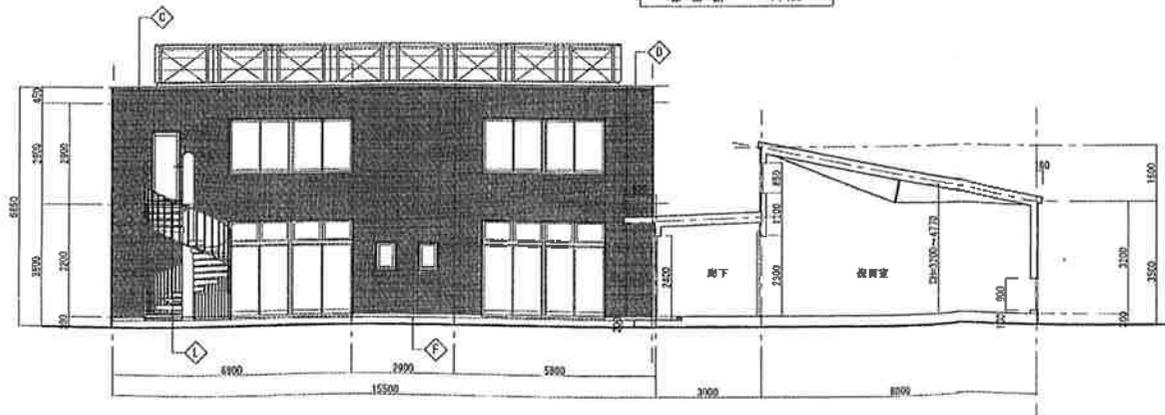
南立面図 1:100



西立面図 1:100



1F平面図 1:100



地下1F平面図 1:100

外部仕上	
A	屋根: ニテック7'×7' Ⅱ-N-R 1-1.0 (1/76 勾配) (日除住金属材種) 同等品
B	壁: ニテックE'×E' E260 1-1.2 (日除住金属材種) 同等品
C	外壁: 1-2 t=60?張り (三菱797F)
D	屋根板: 9'酸欠/4板 t=5.0 AEP塗装
E	軒天: 9'酸欠/4板 t=5.0 AEP塗装
F	巾木: 杉板金網押入
G	犬走り: 杉板/1下地 防汚性: 24坪/1張り 幼児施設・犬走り専用 9'210×CX (滑輪・赤外線反射シート) 9'180/2H
H	
I	外部階段: 鉄骨螺旋階段 GP塗装
J	屋洗い場: コンクリート下地タイル張り (詳細図参照)
K	看板: アクリル切り文字 (カルブ下地) 70°角程度
L	太陽光発電パネル: 16.0kW程度
M	玄関庇: ポンテックス板巻き仕上 50P塗装 鉄骨下地
N	
O	窓: アルミ樹脂断熱D=500 (W=1,090, H=1,370及1,700)
P	
Q	
R	
S	

Y's 建築設計事務所 三重県丹波市丹波2丁目9-81 番 050-207-7305  
 三重県知事登録 第1-1310号 (編修屋士 第205854号 監理由紀博)







## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容							
1. 名称	幼保連携型認定こども園 松阪清泉愛育園							
2. 位置	松阪市大黒田町609番地							
3. 開設時期	令和8年4月1日							
4. 新設／移行	移行	保育所 松阪清泉愛育園						
5. 設置者	社会福祉法人松阪清泉福祉会							
6. 園長予定者	氏 名	安藤 智子						
	教育・保育従事歴	37年	保有資格	保育士 幼稚園教諭2種免許				
	備 考	昭和48年～ ふたば幼稚園 昭和57年～ 藤幼稚園 平成17年～ 津市立中央保育園、清泉愛育園 平成18年～ 清泉愛育園 園長 令和4年～ 松阪清泉愛育園 園長						
7. 定員及び学級	定 員	170人		(学級数 6学級)				
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	1号認定				5人	3人	2人	10人
	2号・3号認定	9人	25人	30人	30人	32人	34人	160人
	学級数				2学級	2学級	2学級	6学級
必要配置数	3.0人	9.1人		2.3人	2.8人		17人 (小数点以下四捨五入)	
8. 職員構成	園長：1人 副園長(教頭)：2人 主幹保育教諭：2人 保育教諭：27人(常勤21人、非常勤6人) 調理員：4人 事務職員：2人 看護師：1人 嘱託医：2人							
9. 敷地・園庭	敷地面積	3,146.02 m <sup>2</sup>		(自己所有)				
	園庭面積	787.00 m <sup>2</sup>		(基準面積 442.20 m <sup>2</sup> )				
10. 施設・設備	園舎面積	2,038.53 m <sup>2</sup>		(基準面積 1,376.75 m <sup>2</sup> ) (構造：鉄骨造 2階建)				
	必要設備	室数	面積	基準面積	可否			
	乳児室・ほふく室	4	211.81 m <sup>2</sup>	135.30 m <sup>2</sup>	適			
	保育室	8	331.20 m <sup>2</sup>	265.32 m <sup>2</sup>	適			
	遊戯室	1	179.40 m <sup>2</sup>					
	その他設備：職員室、保健室、調理室、便所、手洗用設備、非常警報設備等							
備 考								

## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容
1 1. 開園日数、教育週数、教育及び保育の時間	<p>開園日数 年間300日</p> <p>開園時間 7時00分～18時00分</p> <p>教育時間 9時00分～14時00分（月曜日～金曜日）</p> <p>保育時間 7時00分～18時00分（月曜日～金曜日）</p> <p>7時30分～18時00分（土曜日）</p> <p>休園日 日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） （1号認定子どもは、上記に加え下記期間も休業）</p> <p>土曜日 7月21日～8月31日、12月24日～1月7日 3月26日～3月31日</p>
1 2. 教育及び保育の目標等の主な内容	<p>○教育及び保育の目標及び理念</p> <p>当園は次の理念・方針を掲げ運営している。</p> <p>（教育・保育理念）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夢は必ず叶うと信じて希望を持ち続ける子どもの育成</li> <li>・家庭的な雰囲気の中で一人一人を大切に、心身ともに円満でたくましい子どもの育成</li> <li>・保護者との連携・信頼関係を作るとともに、地域の人々との触れ合いを大切にしながら明るく楽しい園生活を過ごす</li> </ul> <p>（教育方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園の目指す教育は『興育』である。興味を持たせ、面白いな！楽しいな！と色々な体験を通して育てていくことこそ真の教育である。</li> <li>・子ども主体の教育、子ども主体の遊びから学ぶ教育の実践をする。</li> </ul> <p>（保育方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・笑顔あふれる明るい子ども</li> <li>・感謝の気持ちを持ち、思いやりのある優しい子ども</li> <li>・強い心、強い体を持ち、元気に遊べる子ども</li> <li>・興味を持ってよく考え・工夫できる子ども</li> <li>・何事も自ら進んで出来る子ども</li> <li>・世界の子どもと手をつなげる子ども</li> </ul> <p>（食育方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食べ物に興味を持つ</li> <li>・みんなで食べるとおいしいね</li> <li>・「資源(食べ物)を大切に」の心を育てる</li> <li>・植育としての畑づくりで野菜を育てる</li> </ul> <p>上記のことを念頭に置きながら、園のコンセプトである『笑顔と感謝』の気持ちを大切に愛がいっぱい溢れる保育園。命の大切さ、本当に強い子は人にやさしくできる子。と日々語り続け、保育士も子どもも保護者もこども園にかかわるすべての人が笑顔いっぱい、みんな大好き・みんな友達、一人一人が主役でいられるような教育・保育を実践していきたい。</p> <p>○教育及び保育のねらい及び内容の概要</p> <p>子どもひとり一人の発達階段を踏まえたうえで、教育・保育のねらいを下記のように掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異年齢保育の中で思いやりの心を育てると共に支え合い、育ちあう人間関係づくりの出発点として、豊かな人間関係を作る</li> <li>・家庭的な雰囲気の中で自己肯定感を育む</li> <li>・生きる力を育み、自立心を養う</li> <li>・幼児期に自分で考え行動のできる子に育てる</li> <li>・いろいろな葛藤を経ながらも失敗や困難に立ち向かおうとする力</li> <li>・友達や仲間と共に育ちあう子ども</li> <li>・人の話を最後まで聞き、対話を楽しみながら人と感動を共有し合える子ども</li> <li>・体力づくりのための活動</li> </ul> <p>さらに、幼児期の育てほしい10の姿・育みたい3つの資質・能力を細分化して計画している。中でも生きる力を育むために、夢は必ず叶うと信じて希望を持つことが、生きる力になる！という信念のもと園長自らがそんな思いを託した園歌の作詞・作曲。さらに絵本の出版も予定している。</p>



# 幼保連携型認定こども園 松阪清泉愛育園園則兼運営規定

(名称等)

第1条 社会福祉法人松阪清泉福社会が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 幼保連携型認定こども園 松阪清泉愛育園
- (2) 所在地 三重県松阪市大黒田町609番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 認定こども園松阪清泉愛育園（以下「こども園」という。）は、児童福祉法に基づき保育を必要とする乳幼児（2号・3号認定）を受け入れ、保育を行うことと、教育が必要な就学前の幼児（1号認定）を受け入れ、教育及び保育を行うことを目的とした「特定教育・保育施設」である。

- 2 こども園は、こども園を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って教育及び保育を提供するように努めなければならない。
- 3 こども園は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることをめざすものである。
- 4 こども園は、教育及び保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行うものとする。
- 5 こども園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域こども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との連携を図り、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

努めること。

- 6 こども園は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）」及び「松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月26日条例第25号）」その他関係法令を遵守するものとする。

(利用定員)

第3条 こども園の利用定員170人とし、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項第1号及び第2号・第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。なお、教育及び保育の年齢別の需要の増大その他必要があるときは、小学校就学前子どもの区分又は年齢別の利用定員の数を相

互に流用し、教育及び保育の提供を行うことができるものとする。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前の子ども（教育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。）10人
- (2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。）96人
- (3) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども55人
- (4) 3号認定子どものうち満1歳未満の子ども9人

（提供する特定教育及び保育の内容）

第4条 こども園は、就学前の子どもに関する教育及び保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という）こども園法第10条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容にかんする事項を定めた「教育・保育要領（平成29年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省）」に基づき教育及び保育を行うものとする。

（こども園が行うその他の事業）

第5条 こども園は、前条に掲げる教育及び保育のほか、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 時間外保育事業  
・預かり保育、延長保育、早朝保育
- (2) 障害児保育事業
- (3) 子育て支援事業

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第6条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 学園長・園長 1名  
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、所属職員を指揮監督する。
- (2) 学園長補佐 若干名  
学園長補佐は、学園長の補佐をする。
- (3) 園長代理 1名  
園長代理は、園長の代理業務を行う。
- (4) 副園長 1名  
副園長は、園長代理の補佐をする。
- (5) 主幹保育教諭 2名  
主幹保育教諭は、園長を補佐し教育及び保育内容について他の保育教諭を統括する

とともに、地域の子育て家庭等に対する子育て支援を行う。

- (6) 副主幹保育教諭 2名  
副主幹教諭は園長・主幹教諭を補佐し、教育及び保育活動について他の保育教諭の指導を行う。
- (7) 各種リーダー 若干名（幼児リーダー、乳児リーダー、調理リーダー、事務リーダー）  
担当する職務の専門知識・経験を活かし、教育及び保育活動や管理業務を行う。
- (8) 保育教諭 26名  
教育及び保育に従事し、指導計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (9) 保育補助 若干名  
教育及び保育の補助をする。
- (10) 調理員 4名  
松阪市が作成する献立に基づき、利用乳幼児の食事（間食を含む）を調理する。
- (11) 看護師 1名  
看護師は、利用乳幼児の保健安全管理業務を行い、看護記録、業務日誌等の作成を行う。
- (12) 事務員 2名  
事務補助業務及び園舎内外等の管理業務を行う。
- (13) 嘱託医師及び嘱託歯科医師 各1名  
ア 嘱託医師は、年2回の利用乳幼児の健康診断を行うとともに、健康管理及び指導を行う。  
イ 嘱託歯科医師は、年1回の利用乳幼児の歯科検診を行うとともに、口腔衛生講話及び歯磨き指導等を行う。
- (14) 嘱託薬剤師 1名

（教育及び保育を提供する日）

#### 第7条

「1号認定子ども」においては、月曜日から金曜日までとする。ただし、学期を含む春期、夏期、冬期における長期休業日を除く。

「2号・3号認定子ども」においては月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び休日（国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除く。

（教育及び保育を提供する時間）

第8条 教育及び保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 「1号認定子ども」は午前中を中心とした教育標準時間（概ね5時間程度）は、共通の教育を行う。
- (2) 「2号・3号認定子ども」においては、保育標準時間認定に係る保育時間であ

る午前7時00分から午後6時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。また、保育短時間認定に係る保育時間では、午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(その他の事業を行う時間)

第9条 その他の事業を行う時間は、次のとおりとする。

(1) 預かり保育事業

教育標準時間認定に係る利用幼児「1号認定子ども」については、午後2時00分から午後4時30分の間とする。また、長期休業時においては、午前9時から午後2時と午後2時00分から午後4時30分を預かり保育時間とする。

(2) 時間外保育事業

保育標準時間認定に係る利用乳幼児「2号・3号認定子ども」については、午後6時から午後7時の間とし、保育短時間認定に係る利用乳幼児「2号・3号認定子ども」については、午前7時00分から午前8時30分及び午後4時30分から午後6時の間とする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 利用乳幼児(0・1・2歳児)の保護者は、松阪市の定める利用者負担額(保育料)を支払うものとする。3・4・5歳児については、幼児教育・保育の無償化に伴い給食費(主食代・副食代)は保護者より直接保育園に支払うものとする。

2 前項の規定に関わらず、松阪市以外の市町村の支給認定を受けている利用乳幼児(0・1・2歳児)の保護者は、当該市町村の定める利用者負担額(保育料)を支払うものとする。

3 その他の費用として、別表に掲げるものとする。

(利用の開始、終了に関する事項)

第11条 1号認定子どもについては、4月を年度始まりとし新年度の入園希望者を募集する。入園希望者は各園の募集要項を確認し定められた期間に直接こども園に申し込みを行う。こども園とのやりとりをして面接を行い、諸条件が合えば入園手続きを行った後、教育及び保育を行う。(空きが出た場合は途中入園できる可能性あり)また、2号・3号認定子どもについては、松阪市保育の利用に係る調整に関する事務取扱基準に基づく調整を受けた乳児又は幼児の教育及び保育を行うものとする。いずれも、入園希望者多数時の場合は、面接、相談等をとおして、その選考を行う必要がある

(利用の終了に関する事項)

第12条 以下の場合には、教育及び保育の提供を終了するものとする。(退園手続きを行う)

(1) 利用乳幼児が小学校就学の始期に達したとき(1号・2号・3号認定子ども)

- (2) 支給認定が取消となったとき（2号・3号認定子ども）
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき（1号・2号・3号認定子ども）

（緊急時における対応方法）

#### 第13条

- 1 こども園の職員は、教育及び保育の提供を行っているときに、発熱等により体調をくずした場合は、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 こども園の職員は、教育及び保育の提供により事故が発生した場合は、松阪市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 こども園の職員は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

（非常災害対策）

第14条 非常災害に備えて、BCPの作成、防災マニュアル、認定こども園防災マニュアル等に基づき行動するとともに、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待防止のための措置）

第15条 利用乳幼児の人権擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備等）

第16条 こども園は、教育及び保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育及び保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育及び保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情内容等の記録

（小学校教育との接続にあたっての留意事項）

- (1) こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な態度などの基盤を培うようにするものとする。
- (2) こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円

滑に行われるよう、小学校との連携を図り、こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

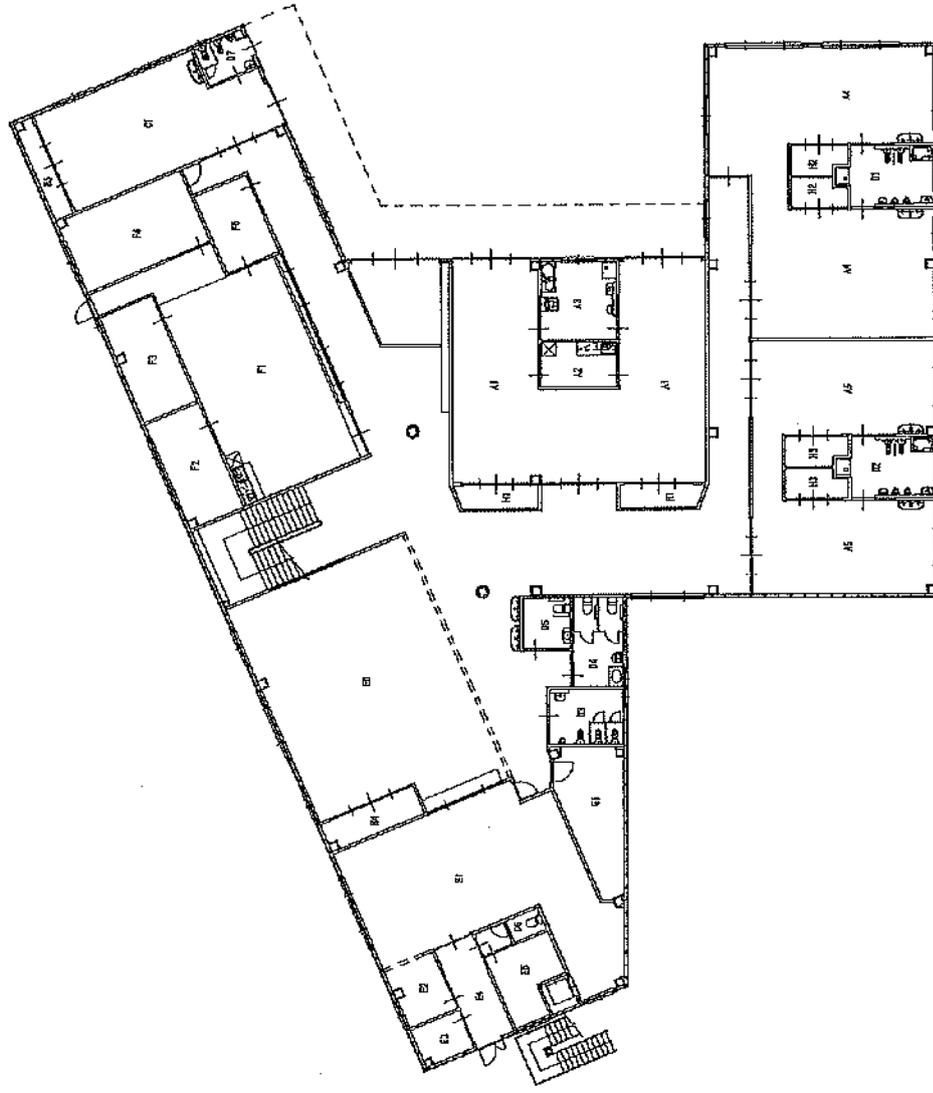
## 附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。  
 この規程は、令和6年11月27日から施行する。  
 この規定は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第10条に基づくその他費用）

項 目	金 額	
	2号・3号認定	1号認定
主食代（給食費として）幼児のみ	700円/月	700円/月
副食代（給食費として）幼児のみ	4800円/月	4300円/月
絵本代（個人の保育教材として）	500円前後	
時間外保育事業利用料	短時間保育の園児 7:00～8:30 100円 16:30～18:00 100円 延長保育 1,000円	
預かり保育利用料		平日 14:00～16:30 450円 長期休業 9:00～14:00 450円 14:00～16:30 450円 (給食費、おやつ代 別)
各学年に必要な教材費など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日用品、文房具その他絵本やワークなどの必要な物品の購入に要する費用</li> <li>・行事への参加に要する費用</li> </ul>	

符号	部屋名称	床面積 (㎡)
A1	0歳児保育室	102.3
A2	調乳室	7.92
A3	沐浴室	13.68
A4	1歳児保育室	109.51
A5	2歳児保育室	81
C1	多目的室①	47.5
D1	1歳児トイレ	12.7
D2	2歳児トイレ	12.7
D3	子ども用トイレ	9.46
D4	女性用トイレ	10.32
D5	多目的トイレ	5.75
D6	調理用トイレ	2.04
D7	多目的室トイレ	5
E1	調理室	76.22
E2	下処理室	7.5
E3	食品庫	5
E4	検収室	10
E5	休憩室	10.07
E6	ランチルーム	105.38
F1	職員室	73.79
F2	休憩室	15.26
F3	更衣室	15.26
F4	会議室	23.31
F5	保健室	10.8
G1	備蓄庫	18.56
H1	収納	9.32
H2	収納	7.4
H3	収納	8.3
H4	収納	7.13
H5	収納	5



- A:乳児室  
 B:幼児室  
 C:子ども用所室  
 D:トイレ・衛生設備  
 E:調理関係  
 F:職員関係  
 G:倉庫  
 H:収納

1階総面積	1077.89
第一園庭	600
第二園庭	187

1階

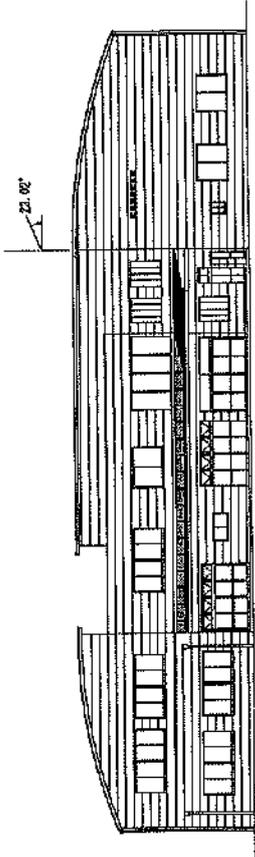




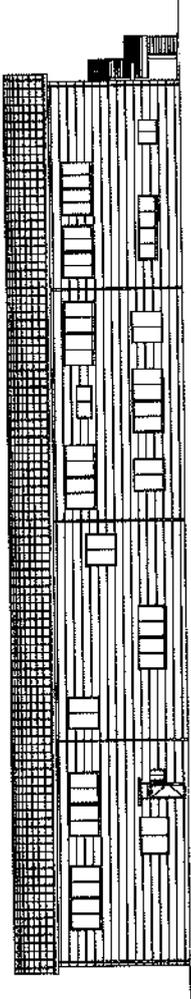




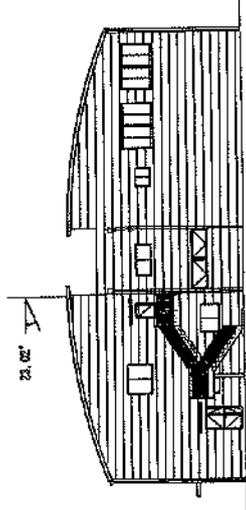




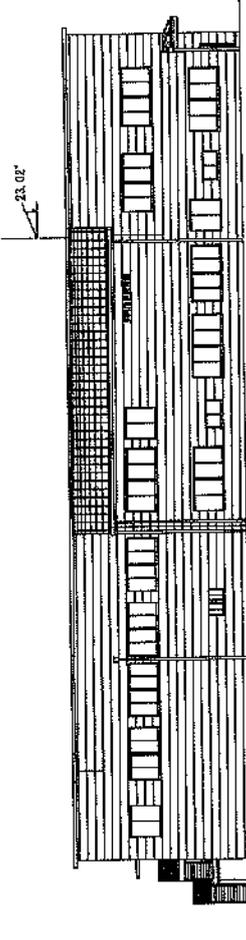
西立面图 1/200



北立面图 1/200

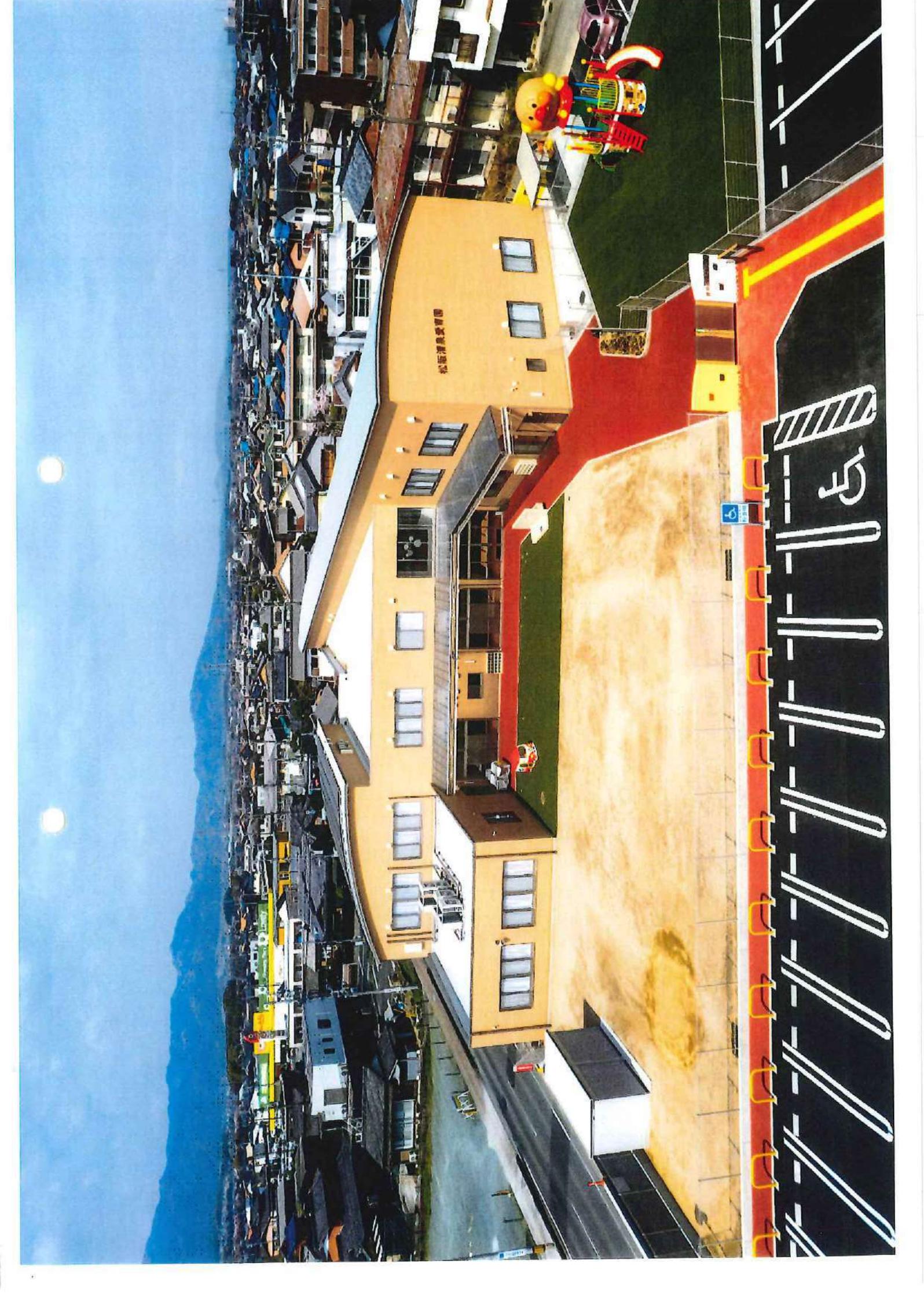


西立面图 1/200

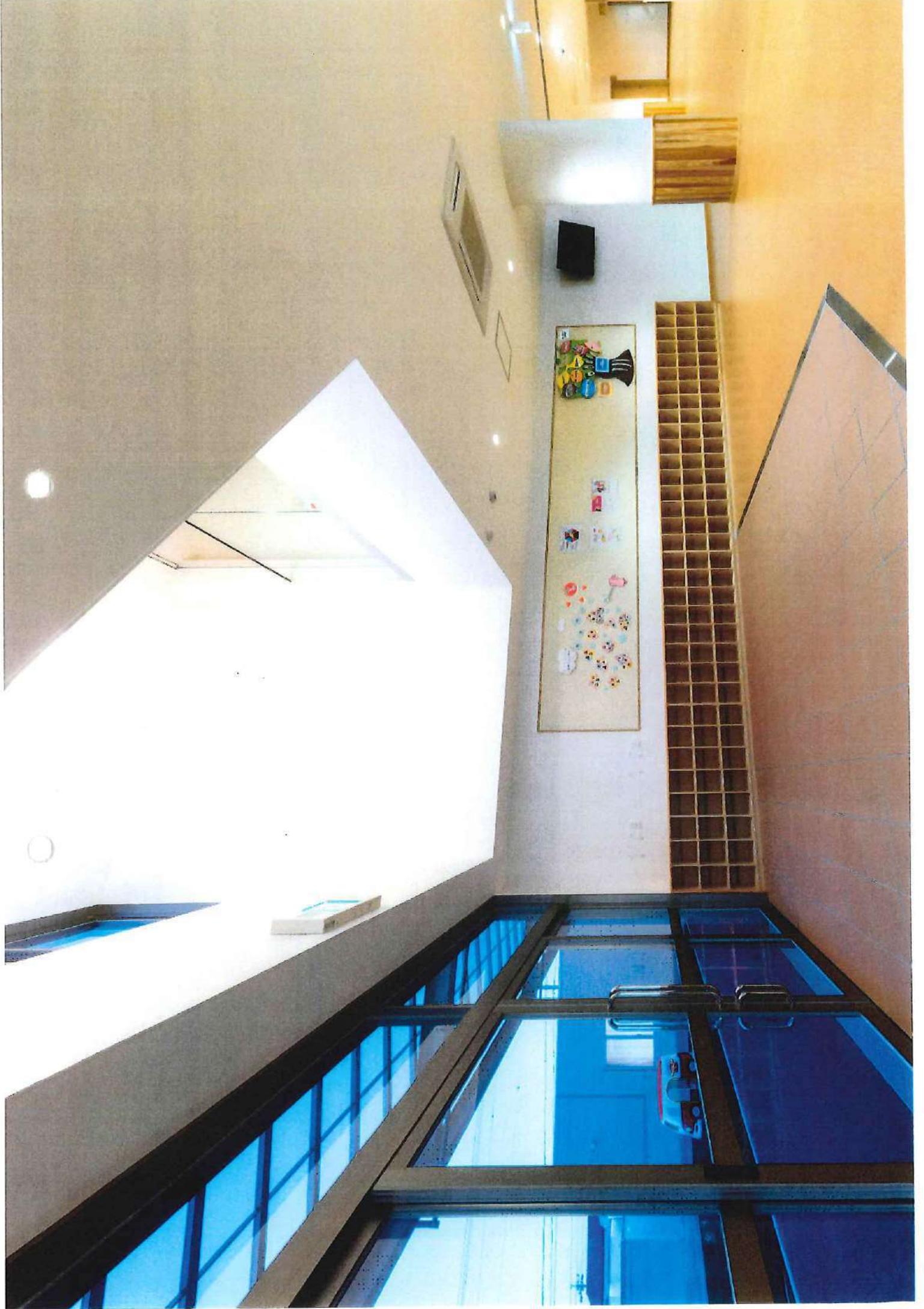


南立面图 1/200

社団法人 秋田県建設協会 秋田県建築事務所 新築工事設計部		1/200	第 月
株式会社 時田建築企画		立地図	NO: A - 24
		一級建築士 第 24018 号	山本 隆 臣
備 考		備 考	





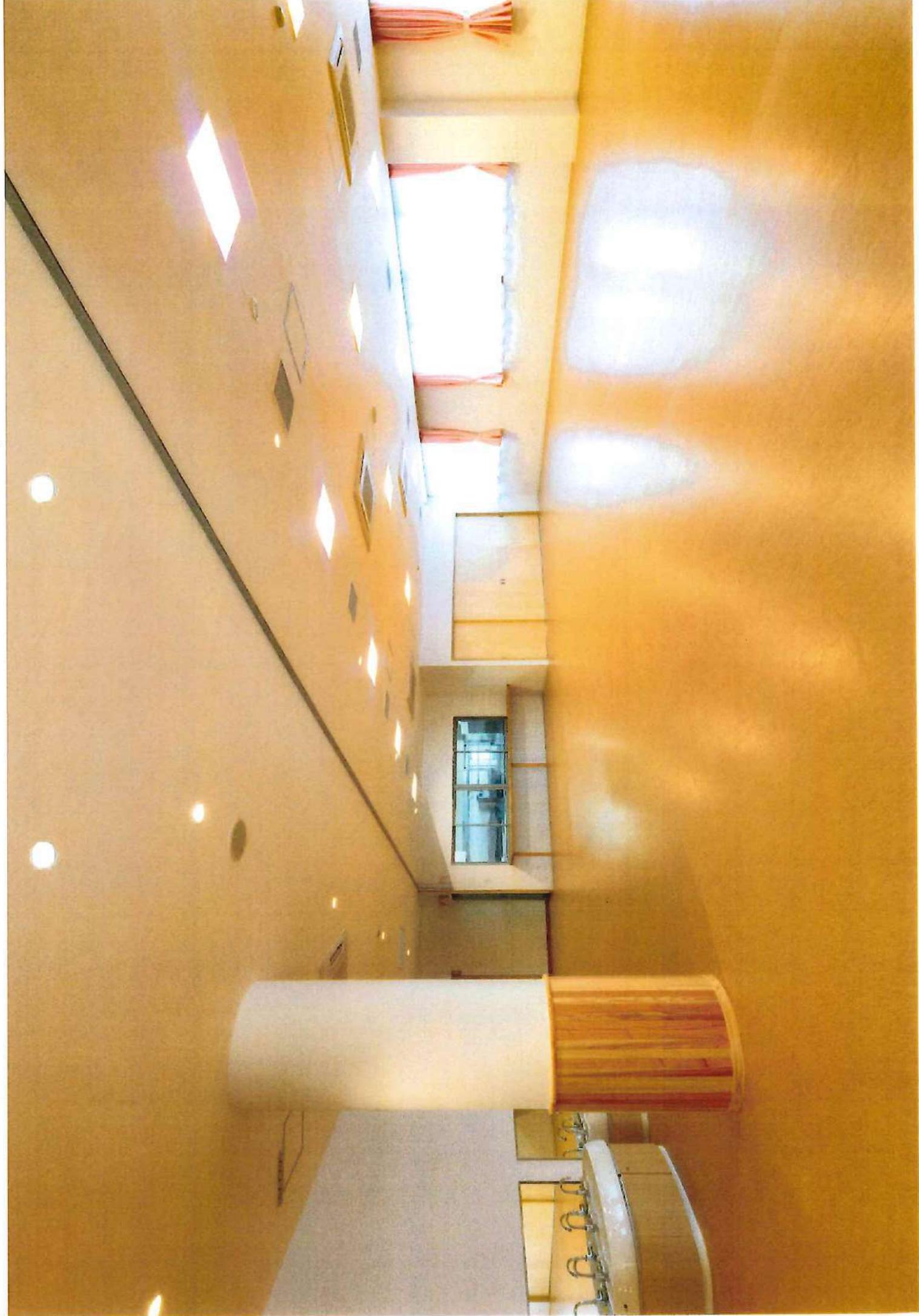






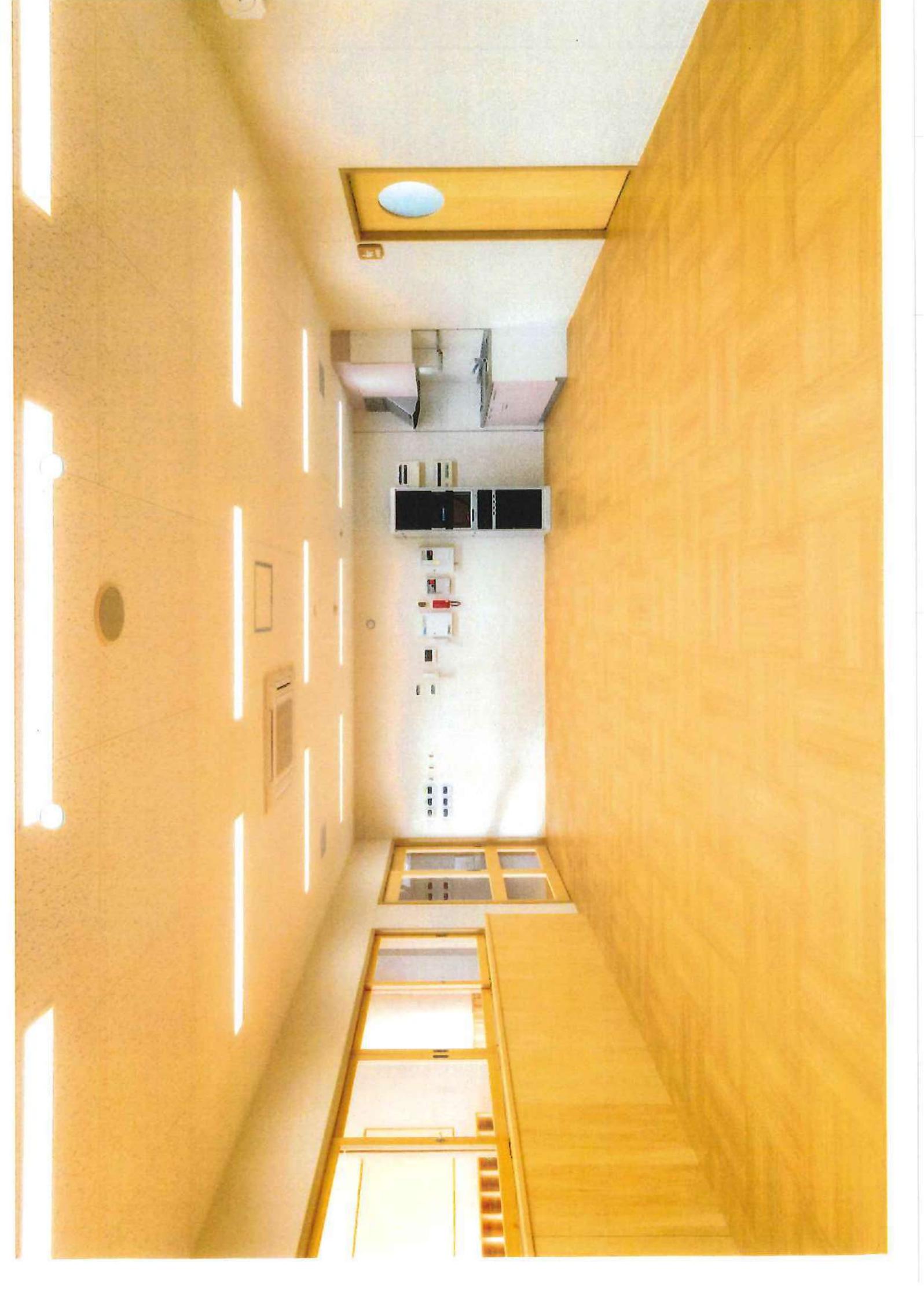


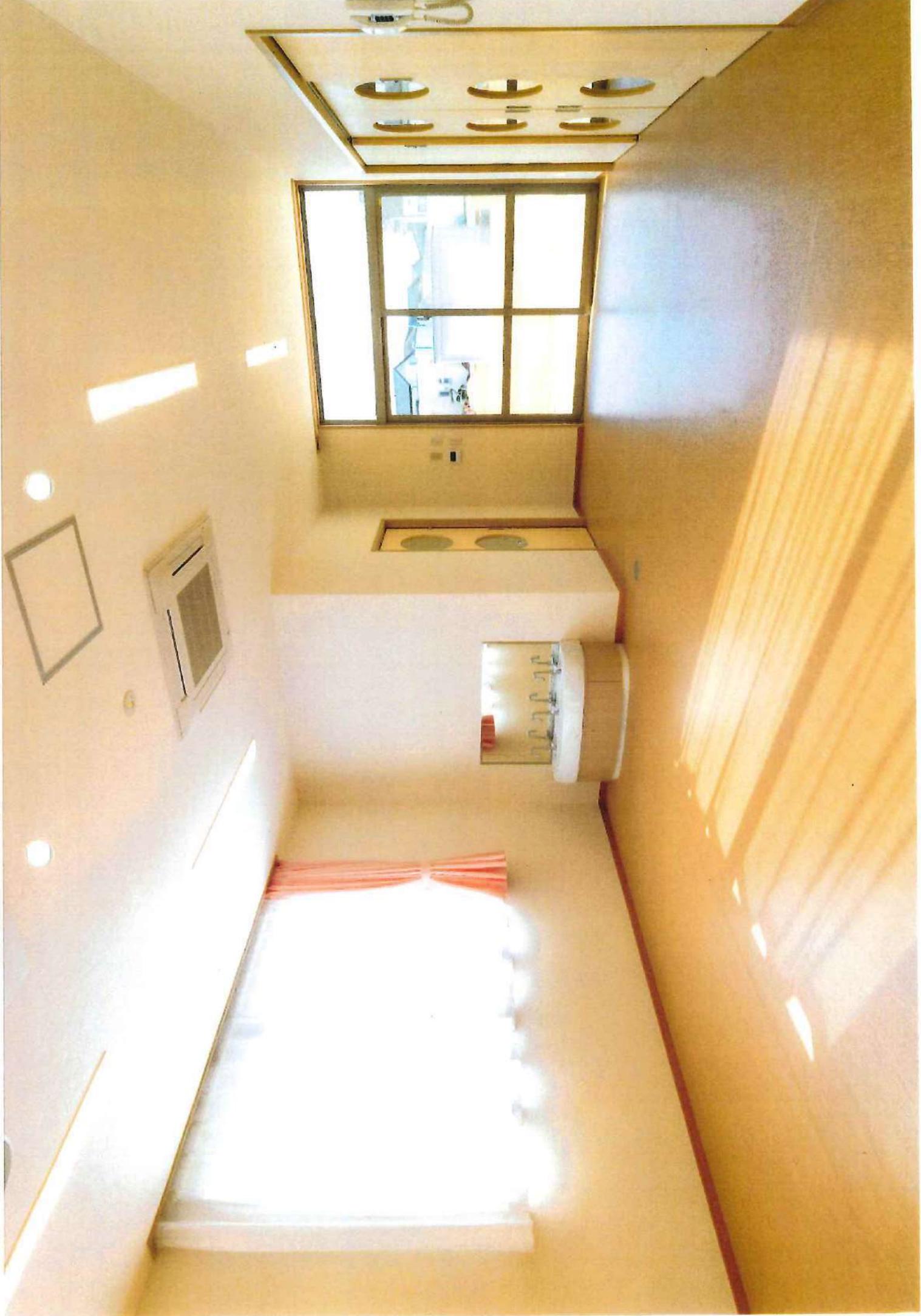












## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容							
1. 名称	わかすぎこども園							
2. 位置	松阪市嬉野中川町1263番地1							
3. 開設時期	令和8年4月1日							
4. 新設／移行	移行	保育所 わかすぎ保育園						
5. 設置者	社会福祉法人清翠会							
6. 園長予定者	氏 名	金森 久美子						
	教育・保育従事歴	41年	保有資格	保育士 幼稚園教諭2種免許				
	備 考	昭和52年～ のべの幼稚園、三島市立沢地幼稚園、三島市立東幼稚園、 松阪市立西黒部幼稚園 昭和56年～ のべの幼稚園、わかすぎ保育園 平成24年～ わかすぎ第二保育園 平成29年～ わかすぎ保育園 園長						
7. 定員及び学級	定 員	140人		(学級数 3学級)				
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	1号認定				5人	3人	2人	10人
	2号・3号認定	6人	20人	24人	25人	27人	28人	130人
	学級数				1学級	1学級	1学級	3学級
必要配置数	2.0人	7.3人		2.0人	2.4人		14人 (小数点以下四捨五入)	
8. 職員構成	園長：1人 主幹保育教諭：2人 保育教諭：20人（常勤13人、非常勤7人） 調理員：2人 事務職員：2人 嘱託医：2人							
9. 敷地・園庭	敷地面積	3,856.44 m <sup>2</sup>		(賃借権22年、地上権設定22年)				
	園庭面積	685.00 m <sup>2</sup>		(基準面積 396.00 m <sup>2</sup> )				
10. 施設・設備	園舎面積	1,278.26 m <sup>2</sup>		(基準面積 627.90 m <sup>2</sup> ) (構造：鉄骨造 2階建)				
	必要設備	室数	面積	基準面積	可否			
	乳児室・ほふく室	2	203.70 m <sup>2</sup>	148.50 m <sup>2</sup>	適			
	保育室	5	307.52 m <sup>2</sup>	237.60 m <sup>2</sup>	適			
	遊戯室	1	144.77 m <sup>2</sup>					
	その他設備：職員室、保健室、調理室、便所、手洗用設備、非常警報設備等							
備 考								

## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容
1 1. 開園日数、教育週数、教育及び保育の時間	<p>開園日数 年間293日</p> <p>開園時間 7時00分～19時00分</p> <p>教育時間 9時00分～14時00分（月曜日～金曜日）</p> <p>保育時間 7時00分～19時00分（月曜日～金曜日）</p> <p>7時00分～19時00分（土曜日）</p> <p>休園日 日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） （1号認定子どもは、上記に加え下記期間も休業）</p> <p>土曜日 4月1日～4月5日、7月21日～8月31日、12月24日～1月7日 3月26日～3月31日</p>
1 2. 教育及び保育の目標等の主要内容	<p>○教育及び保育の目標及び理念</p> <p><b>【教育及び保育の目標】</b> 本園では、入園から卒園までに以下の力を育むことを目標とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活のルールを理解して守る。 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、集団生活を通じて、自主・自律及び協同の規範意識の芽生えを養う。</li> <li>2. やさしさ思いやりを持ち、人とうまく関わっていく力 集団生活を通じて、家族や身近な人への信頼感を深める。</li> <li>3. 身近な環境に親しみをもち、集中して取り組む。 身近な社会生活に興味関心を持ち、喜んで参加する態度を養い、遊びの中で数字や図形、文字などに親しむ体験を重ね、思考力の芽生えを養う。</li> <li>4. 人の話をよく聞く力 日常会話や、絵本の読み聞かせ、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話をよく聴く、理解する、共感しようとする態度を養う。</li> <li>5. 豊かな感性を育てる。 音楽、身体による表現、造形及び自然等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う。</li> </ol> <p><b>【教育及び保育の理念】</b> 本園は、児童福祉法および子ども基本法に基づき、すべての子どもが安全で安心して過ごせる「生活と学びの場」を保障します。 子どもは授かった大切な宝であり、保護者と同じ心でその育ちをやさしく見守り、ぬくもりと愛情に満ちた保育を実践します。 保育教諭は、専門性を発揮し、子どもの人間形成の根っことなる大切な時期に寄り添い、一人ひとりの育ちを丁寧に支えます。 幼児教育と保育を一体的に実践することで、子どもたちの「生きる力」の基礎を育み、乳幼児期から小学校以降の学びへとつながる育ちの連続性を保障します。</p> <p>○教育及び保育のねらい及び内容の概要</p> <p>本園は、子ども一人ひとりの発達や育ちにに応じた教育・保育を行う。 乳児期には育児担当保育を行い、安定した関係性の中で情緒の安定と基本的な生活習慣の形成を支え、安心して過ごせる環境を整える。 幼児期には、異年齢保育を取り入れ、子ども同士の関りの中で、思いやり・憧れ・協力の心を育む。年長児が年少児を思いやる姿や、年少児が年長児に憧れる姿を通じて、社会性と自立心を育てる。 教育的視点として、遊びや生活の中に「学びの芽」を育てる活動を展開し、小学校における教育との円滑な接続を意識した教育・保育に取り組む。</p>

## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容
13. 子育て支援 の状況	【内容】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園庭開放 5日/週</li> <li>・ 行事（月1回程度）</li> <li>・ 子育て相談</li> <li>・ 身体測定、離乳食相談 1回/月</li> </ul>
	【工夫した点】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行事等は、毎月発行の情報誌で知らせる。</li> <li>・ 参加された保護者の方にこちらから積極的に言葉をかけ、話しやすい雰囲気を作る。</li> </ul>
	【対象】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学前の親子</li> <li>・ 未就園児の親子</li> </ul>
	【職員の状況】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て経験のある保育教諭</li> <li>・ 離乳食相談には栄養士が担当</li> </ul>
	【利用料】      なし
	【その他】 <p style="margin-left: 20px;">（こどもセンターわかすぎ）</p> 施設・園庭開放 5日/週      未就園児対象      担当職員常勤 子育て相談（面接・電話）/随時      子育て情報誌発行 毎月 講演会実施 3回/年      センター行事 毎月

# 社会福祉法人清翠会 わかすぎこども園園則兼運営規程

## (施設の目的)

第1条 社会福祉法人清翠会が設置するわかすぎこども園（以下、「当園」という。）が幼保連携型認定こども園として行う特定教育・保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

## (施設の運営方針)

- 第2条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。
- 2 特定教育・保育の提供に当たっては、園児の最善の利益を考慮し、園児の意思及び人権を尊重し、生活するにふさわしい場を提供するように努める。
  - 3 当園は、家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行い、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

## (施設の名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 わかすぎこども園
- (2) 所在地 三重県松阪市嬉野中川町1263番地1

## (提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。ただし、員数は入園人数により変動することがある。

- (1) 園長 1名（常勤職員）

園長は、教育・保育の質の向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を行う。

(2)主幹保育教諭 2名 (常勤職員)

主幹保育教諭は、園長を補佐し、命を受けて園務を整理し、教育・保育の提供に係る計画の立案や地域の子育て支援活動及び教育・保育の内容について他の職員との連携が円滑にいくように業務を行う。

(3) 保育教諭

保育教諭は、教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 事務職員

事務職員は、会計及び庶務事務に従事する。

(5) その他、必要に応じて職員を配置することとする。

(特定教育・保育を提供する日)

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

(特定教育・保育の休業日)

第7条 当園は、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 春季休業（3月26日～4月5日）

エ 夏季休業（7月21日～8月31日）

オ 冬季休業（12月24日～1月7日）

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年始休日（1月2日及び1月3日）

エ 年末休日（12月29日～12月31日）

2 当園は、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある場合又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

3 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第8条 教育・保育の提供を行する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間は、午前9時00分から午後2時00分とする。なお、やむを得ない

理由により教育時間後の保育を希望する場合には、午後4時30分まで預かり保育を実施する。

- (2) 保育標準時間認定に係る保育時間は、午前7時00分から午後6時00分の範囲内で園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後7時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。
- (3) 保育短時間認定にかかる保育時間は、午前8時30分から午後4時30分の範囲内で園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時00分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時00分までの範囲内で、短時間延長保育を提供する。

2 当園の開所時間は、つぎのとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後7時00分
- (2) 土曜日 午前7時00分から午後7時00分

(利用者負担額等の受領)

第9条 園児の保護者は、松阪市が定める利用者負担額を当園に支払うものとする。

- 2 当園は、教育・保育において提供される便宜によする費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを園児の保護者から受けるものとする。
- 3 当園は、前項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った園児の保護者に対し交付するものとする。

(利用定員)

第10条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下、「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
教育標準認定子ども	—	—	—	5	3	2	10
保育認定子ども	6	20	24	25	27	28	130
合計	6	20	24	30	30	30	140

(利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第11条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申し込みを受けたときは、正

当な理由がなければ、これを拒まないものとする。

2 利用申込みに係る教育標準時間認定子どもの数および現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、前条に定める利用定員の総数を超える場合は、次に定める優先順位により抽選対象者を決定し抽選にて入園児を決定する。

- (1) 当法人の教育・保育に理解をしている
- (2) 在園児優先
- (3) 兄弟姉妹が当園に在園
- (4) 当園に登降園に近い場所に住んでいる

(利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第 12 条 教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の園児が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当しなくなったとき。
- (2) 園児の保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 法人が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等の対応方法)

第 13 条 本園の職員は、特定教育・保育の提供を行っている園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 当園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月 1 回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 当園は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

(防犯及び事故防止)

第 15 条 当園は、園児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ず

るものとする。特に事故については以下の措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該園児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (6) 特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、加入している保険範囲内での損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情解決)

第17条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する園児又は園児の保護者その他の当該園児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、以下の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
- (2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- (3) 提供した特定教育、・保育に関して園児等からの苦情に関して市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (4) 登園は、改善を行ったときはその内容を延滞なく市に報告する。

(秘密保持)

第18条 当園の職員及び職員であった者は、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(情報提供)

第19条 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、園児の保護者の同意を得るものとする。ただし、特段の理由がある場合又は別に定め

ある場合は除く。

(記録の整備)

第 20 条 当園は、園児に対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 提供した特定教育・保育にかかる必要な事項の提供の記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 19 条に規定する市町村への通知にかかる記録
- (4) 園児の保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 本園は、その事業の運営に当たっては、松阪市暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 17 日条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにするものとする。

(改正等)

第 22 条 この規定を改正、廃止するときには、社会福祉法人清翠会の理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【別 表】

1 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
1号2号認定子どもに係る副食費	食事の提供に要する費用	月額 4,800円
1号2号認定子どもに係る主食費	食事の提供に要する費用	月額 1,000円
写真代	日々の保育、行事等インターネット販売にて各自購入	実費
新年度用品	当園で使用する消耗品	実費
災害共済制度加入に係る保護者負担	「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害救済制度」加入に要する保護者負担	年額 300円
		要保護者 40円

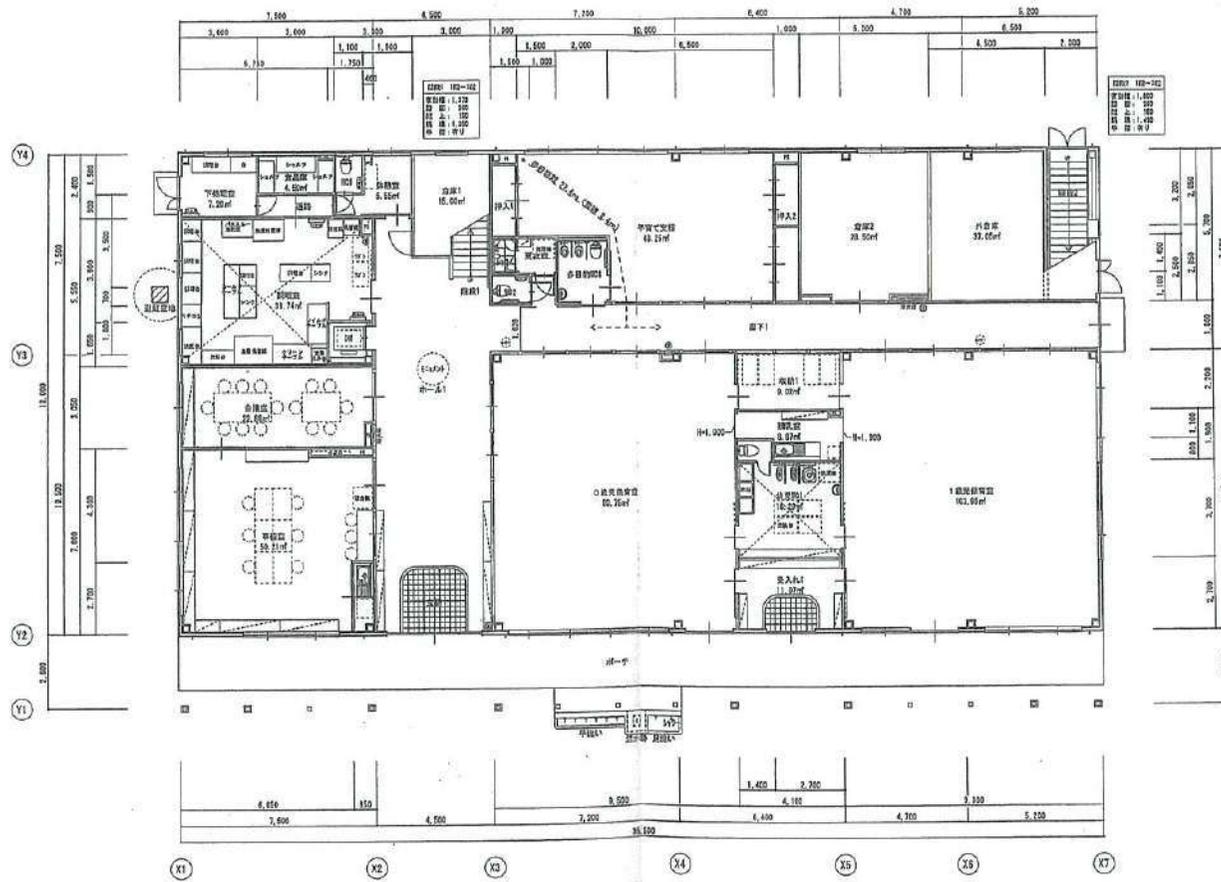
2 預かり保育に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育料	1号認定預かり保育に係る費用 14:00~16:30	10,000円/月額 (日額 500円)
おやつ代	おやつの提供に要する費用	2,000円/月額 (日額 100円)
保育料	長期休業日に係る保育料(月額)	500円
食事代	長期休業日に係る給食費(1食)	300円
おやつ代	長期休業日に係るおやつ代(1食)	100円

3 延長保育に係る利用者負担

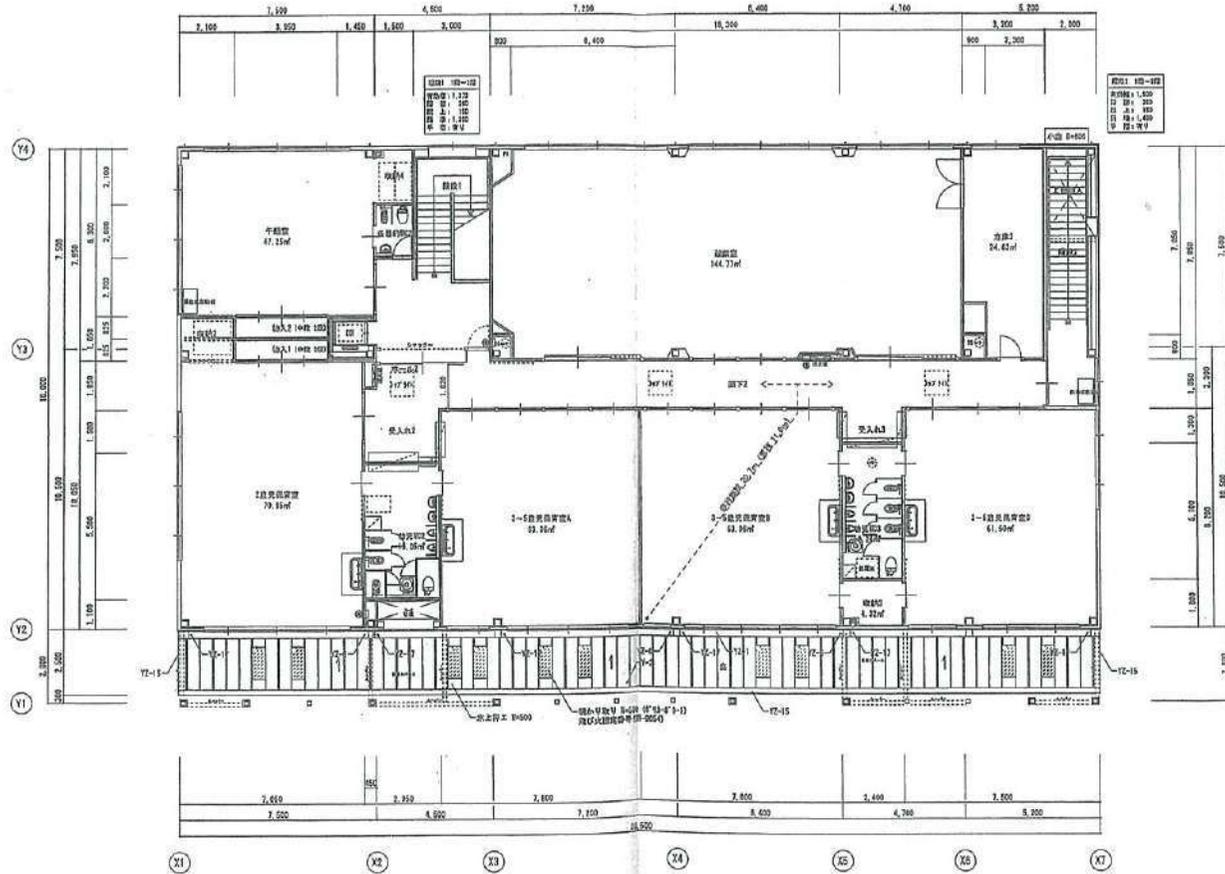
項目	金額
保育標準時間利用の子どもの延長保育に係る利用者負担	月額 5,000円 (1人目)
	月額 3,000円 (2人目以降)
	日額 1,000円 (緊急時のみ)
保育短時間利用の子どもに延長保育に係る利用者負担	1回 100円 7時~8時30分 16時30分~18時





1階平面図  
A1:S=1/100  
A3:S=1/200

わかすぎ銀貨館 (新館) 建築	工事設計図	1階平面図	A1	1/100
			A3	1/200
株式会社 アスカ 総合設計			1510 0374 0274	
			0264 01 200 21	
			A - 17	



2階平面図  
A1:S=1/100  
A3:S=1/200

わかす登壇育園 (新園) 建築 株式会社 <b>アス力</b> 総合設計	工事設計図 2階平面図	A1	1/100
		A3	1/200
建築士事務所 事務所 09001 号 伊州 第一 0254-2-0911 号		図面番号 0254-2-0911 v1	
建築士事務所 事務所 09001 号 伊州 第一 0254-2-0911 号		図面番号 0254-2-0911 v1	

④ 株式会社 (設計士)  
 建築師 阿部 浩



## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容							
1. 名称	わかすぎ第二こども園							
2. 位置	松阪市立野町518番地							
3. 開設時期	令和8年4月1日							
4. 新設／移行	移行	保育所 わかすぎ第二保育園						
5. 設置者	社会福祉法人清翠会							
6. 園長予定者	氏 名	坪内 弘明						
	教育・保育従事歴	37年	保有資格					
	備 考	昭和57年～ 明和町立明星小学校 平成28年～ 松阪市立第二小学校 校長 平成31年～ 松阪市立掃水幼稚園、松阪市立大石幼稚園 令和6年～ わかすぎ保育園 副園長 令和7年～ わかすぎ第二保育園 園長						
7. 定員及び学級	定 員	130人		(学級数 3学級)				
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	1号認定				5人	3人	2人	10人
	2号・3号認定	6人	21人	21人	24人	24人	24人	120人
	学級数				1学級	1学級	1学級	3学級
必要配置数	2.0人	7.0人		1.9人	2.1人		13人 (小数点以下四捨五入)	
8. 職員構成	園長：1人 主幹保育教諭：2人 保育教諭：22人（常勤12人、非常勤10人） 調理員：2人 事務職員：1人 嘱託医：2人							
9. 敷地・園庭	敷地面積	4,465.82 m <sup>2</sup>		(地上権設定50年)				
	園庭面積	1,050.00 m <sup>2</sup>		(基準面積 349.80 m <sup>2</sup> )				
10. 施設・設備	園舎面積	1,340.92 m <sup>2</sup>		(基準面積 574.77 m <sup>2</sup> ) (構造：鉄骨造 1階建)				
	必要設備	室数	面積	基準面積	可否			
	乳児室・ほふく室	3	192.67 m <sup>2</sup>	97.35 m <sup>2</sup>	適			
	保育室	4	242.40 m <sup>2</sup>	209.88 m <sup>2</sup>	適			
	遊戯室	1	207.60 m <sup>2</sup>					
その他設備：職員室、保健室、調理室、便所、手洗用設備、非常警報設備等								
備 考								

## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容
1 1. 開園日数、教育週数、教育及び保育の時間	<p>開園日数 年間293日</p> <p>開園時間 7時00分～19時00分</p> <p>教育時間 9時00分～14時00分（月曜日～金曜日）</p> <p>保育時間 7時00分～19時00分（月曜日～金曜日）</p> <p>7時00分～19時00分（土曜日）</p> <p>休園日 日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） （1号認定子どもは、上記に加え下記期間も休業）</p> <p>土曜日 4月1日～4月5日、7月21日～8月31日、12月24日～1月7日 3月26日～3月31日</p>
1 2. 教育及び保育の目標等の主要内容	<p>○教育及び保育の目標及び理念</p> <p><b>【教育及び保育の目標】</b> 本園では、入園から卒園までに以下の力を育むことを目標とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活のルールを理解して守る。 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、集団生活を通じて、自主・自律及び協同の規範意識の芽生えを養う。</li> <li>2. やさしさ思いやりを持ち、人とうまく関わっていく力 集団生活を通じて、家族や身近な人への信頼感を深める。</li> <li>3. 身近な環境に親しみをもち、集中して取り組む。 身近な社会生活に興味関心を持ち、喜んで参加する態度を養い、遊びの中で数字や図形、文字などに親しむ体験を重ね、思考力の芽生えを養う。</li> <li>4. 人の話をよく聞く力 日常会話や、絵本の読み聞かせ、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話をよく聴く、理解する、共感しようとする態度を養う。</li> <li>5. 豊かな感性を育てる。 音楽、身体による表現、造形及び自然等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う。</li> </ol> <p><b>【教育及び保育の理念】</b> 本園は、児童福祉法および子ども基本法に基づき、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる「生活と学びの場」を保障します。 子どもは授かった大切な宝であり、保護者と同じ心でその育ちをやさしく見守り、ぬくもりと愛情に満ちた保育を実践します。 保育教諭は、専門性を発揮し、子どもの人間形成の根っことなる大切な時期に寄り添い、一人ひとりの育ちを丁寧に支えます。 幼児教育と保育を一体的に実践することで、子どもたちの「生きる力」の基礎を育み、乳幼児期から小学校以降の学びへとつながる育ちの連続性を保障します。</p> <p>○教育及び保育のねらい及び内容の概要</p> <p>本園は、子ども一人ひとりの発達や育ちにに応じた教育・保育を行う。 乳児期には育児担当保育を行い、安定した関係性の中で情緒の安定と基本的な生活習慣の形成を支え、安心して過ごせる環境を整える。 幼児期には、異年齢保育を取り入れ、子ども同士の関りの中で、思いやり・憧れ・協力の心を育む。年長児が年少児を思いやる姿や、年少児が年長児に憧れる姿を通じて、社会性と自立心を育てる。 教育的視点として、遊びや生活の中に「学びの芽」を育てる活動を展開し、小学校における教育との円滑な接続を意識した教育・保育に取り組む。</p>

## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容
13. 子育て支援 の状況	【内容】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭開放 5日／週</li> <li>・行事（月1回程度）</li> <li>・子育て相談</li> <li>・身体測定、離乳食相談 1回／月</li> </ul>
	【工夫した点】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行事等は、毎月発行の情報誌で知らせる。</li> <li>・参加された保護者の方にこちらから積極的に言葉をかけ、話しやすい雰囲気を作る。</li> </ul>
	【対象】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の親子</li> <li>・未就園児の親子</li> </ul>
	【職員の状況】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て経験のある保育教諭</li> <li>・離乳食相談には栄養士が担当</li> </ul>
	【利用料】 なし
	【その他】 <p>（こどもセンターわかすぎ第二）</p> 施設・園庭開放 5日／週 未就園児対象 担当職員常勤 子育て相談（面接・電話）／随時 子育て情報誌発行 毎月 講演会実施 3回／年 センター行事 毎月

# 社会福祉法人清翠会 わかすぎ第二こども園園則兼運営規程

## (施設の目的)

第1条 社会福祉法人清翠会が設置するわかすぎ第二こども園（以下、「当園」という。）が幼保連携型認定こども園として行う特定教育・保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

## (施設の運営方針)

第2条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 特定教育・保育の提供に当たっては、園児の最善の利益を考慮し、園児の意思及び人権を尊重し、生活するにふさわしい場を提供するように努める。
- 3 当園は、家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行い、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

## (施設の名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 わかすぎ第二こども園
- (2) 所在地 三重県松阪市立野町518番地

## (提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。ただし、員数は入園人数により変動することがある。

- (1) 園長 1名（常勤職員）

園長は、教育・保育の質の向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、

職員の管理及び業務の管理を行う。

(2) 主幹保育教諭 2名 (常勤職員)

主幹保育教諭は、園長を補佐し、命を受けて園務を整理し、教育・保育の提供に係る計画の立案や地域の子育て支援活動及び教育・保育の内容について他の職員との連携が円滑にいくように業務を行う。

(3) 保育教諭

保育教諭は、教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 事務職員

事務職員は、会計及び庶務事務に従事する。

(5) その他、必要に応じて職員を配置することとする。

(特定教育・保育を提供する日)

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

(特定教育・保育の休業日)

第7条 当園は、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 春季休業（3月26日～4月5日）

エ 夏季休業（7月21日～8月31日）

オ 冬季休業（12月24日～1月7日）

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年始休日（1月2日及び1月3日）

エ 年末休日（12月29日～12月31日）

2 当園は、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある場合又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

3 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第8条 教育・保育の提供を行する時間は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間は、午前 9 時 00 分から午後 2 時 00 分とする。なお、やむを得ない理由により教育時間後の保育を希望する場合には、午後 4 時 30 分まで預かり保育を実施する。
- (2) 保育標準時間認定に係る保育時間は、午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分の範囲内で園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後 7 時 00 分までの範囲内で、延長保育を提供する。
- (3) 保育短時間認定にかかる保育時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分の範囲内で園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分まで及び午後 4 時 30 分から午後 6 時 00 分までの範囲内で、短時間延長保育を提供する。

2 当園の開所時間は、つぎのとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分
- (2) 土曜日 午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分

(利用者負担額等の受領)

第 9 条 園児の保護者は、松阪市が定める利用者負担額を当園に支払うものとする。

- 2 当園は、教育・保育において提供される便宜によする費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを園児の保護者から受けるものとする。
- 3 当園は、前項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った園児の保護者に対し交付するものとする。

(利用定員)

第 10 条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)(以下、「法」という。)第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
教育標準認定子ども	—	—	—	5	3	2	10
保育認定子ども	6	18	24	24	24	24	120
合計	6	18	24	29	27	26	130

(利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 11 条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まないものとする。

2 利用申込みに係る教育標準時間認定子どもの数および現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、前条に定める利用定員の総数を超える場合は、次に定める優先順位により抽選対象者を決定し抽選にて入園児を決定する。

- (1) 当法人の教育・保育に理解をしている
- (2) 在園児優先
- (3) 兄弟姉妹が当園に在園
- (4) 当園に登降園に近い場所に住んでいる

(利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第 12 条 教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の園児が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当しなくなったとき。
- (2) 園児の保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 法人が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等の対応方法)

第 13 条 本園の職員は、特定教育・保育の提供を行っている園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 当園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月 1 回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 当園は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

(防犯及び事故防止)

第 15 条 当園は、園児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。特に事故については以下の措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該園児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (6) 特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、加入している保険範囲内での損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 16 条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情解決)

第 17 条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する園児又は園児の保護者その他の当該園児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、以下の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
- (2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- (3) 提供した特定教育、・保育に関して園児等からの苦情に関して市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (4) 登園は、改善を行ったときはその内容を延滞なく市に報告する。

(秘密保持)

第 18 条 当園の職員及び職員であった者は、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(情報提供)

第 19 条 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、園児の保

護者の同意を得るものとする。ただし、特段の理由がある場合又は別に定めのある場合は除く。

(記録の整備)

第 20 条 当園は、園児に対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 提供した特定教育・保育にかかる必要な事項の提供の記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 19 条に規定する市町村への通知にかかる記録
- (4) 園児の保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 本園は、その事業の運営に当たっては、松阪市暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 17 日条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにするものとする。

(改正等)

第 22 条 この規定を改正、廃止するときには、社会福祉法人清翠会の理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【別 表】

1 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

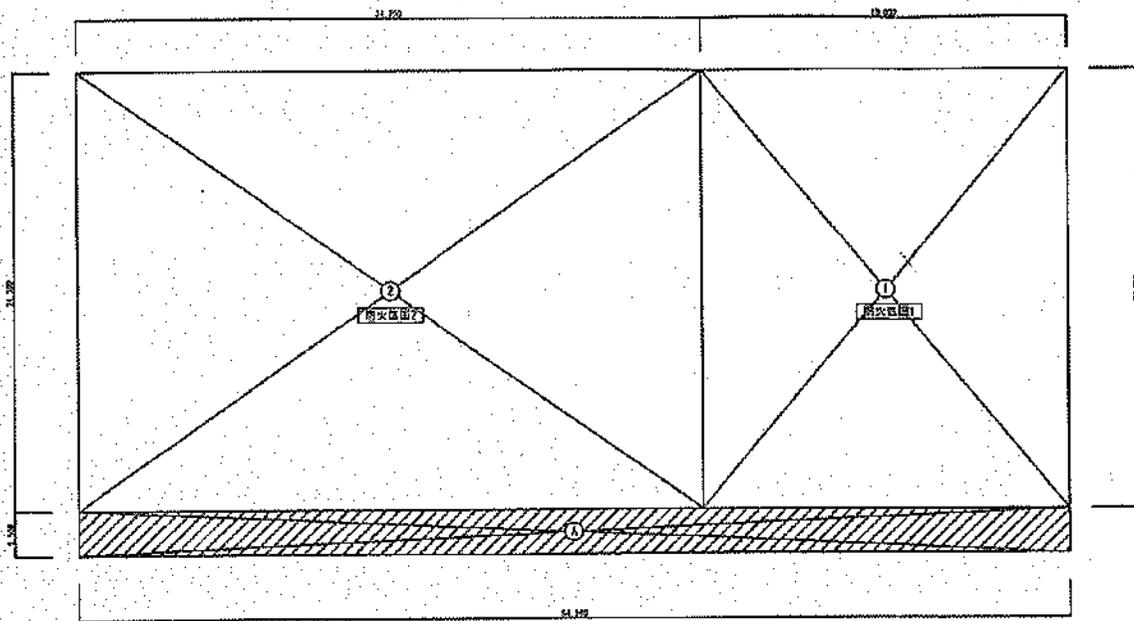
項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
1号2号認定子どもに係る副食費	食事の提供に要する費用	月額 4,800円
1号2号認定子どもに係る主食費	食事の提供に要する費用	月額 1,000円
写真代	日々の保育、行事等インターネット販売にて各自購入	実費
新年度用品	当園で使用する消耗品	実費
災害共済制度加入に係る保護者負担	「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害救済制度」加入に要する保護者負担	年額 300円
		要保護者 40円

2 預かり保育に係る利用者負担

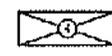
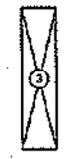
項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育料	1号認定預かり保育に係る費用 14:00~16:30	10,000円/月額 (日額 500円)
おやつ代	おやつの提供に要する費用	2,000円/月額 (日額 100円)
保育料	長期休業日に係る保育料(月額)	500円
食事代	長期休業日に係る給食費(1食)	300円
おやつ代	長期休業日に係るおやつ代(1食)	100円

3 延長保育に係る利用者負担

項目	金額
保育標準時間利用の子どもの延長保育に係る利用者負担	月額 5,000円 (1人目)
	月額 3,000円 (2人目以降)
	日額 1,000円 (緊急時のみ)
保育短時間利用の子どもに延長保育に係る利用者負担	1回 100円 7時~8時30分 16時30分~18時



求積図：S=1/200

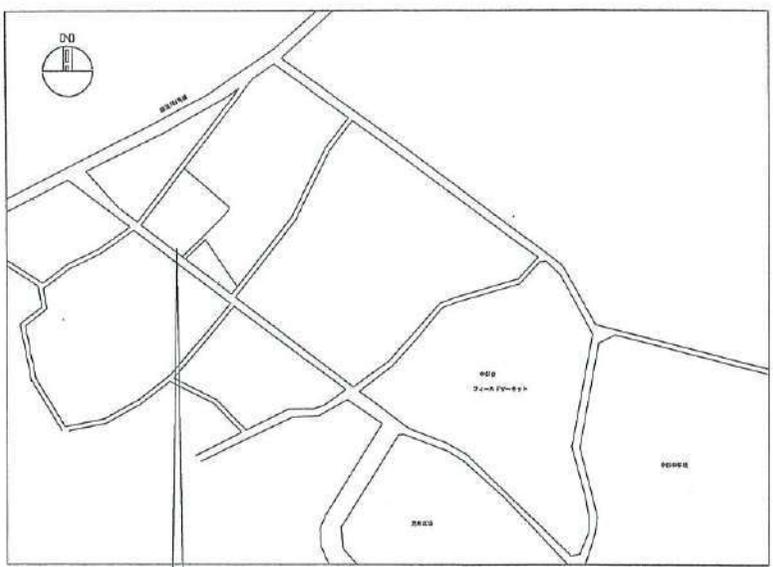
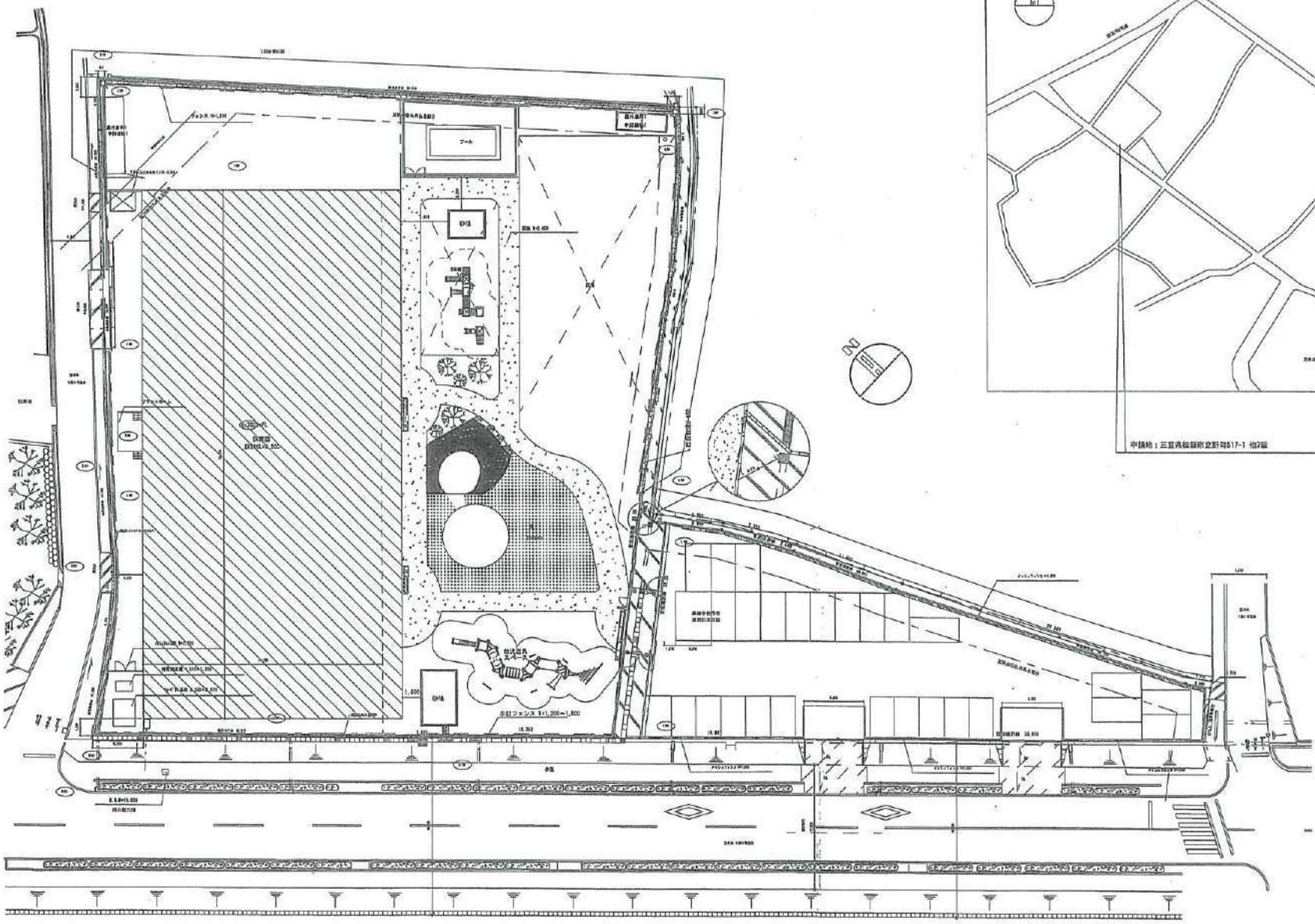


床面積求積表				建築面積求積表			
符号	計算式	小計	面積	符号	計算式	小計	面積
A棟	① 20,000 X 24,300	486,000	1,317.06	①-②		1,317.06	1,452.56
	② 24,200 X 24,300	521,050		④ 24,200 X 2,800		135,500	
小計		1,317.06	合計	小計		1,452.56	1,452.56
合計			1,317.06	合計			1,452.56

面積表				
敷地面積				3685.82
	床面積	屋外屋根A	屋外屋根B	合計
床面積	1,452.56	0.54	14.32	1476.42
屋外屋根	1476.42 / 4455.86 = 33.65%			
床面積	1,452.56			合計
屋外屋根A	0.54			0.54
屋外屋根B	14.32			14.32
合計	1476.42			1340.82
容積率	1340.82 / 4455.86 = 30.03%			

屋外建物床面積求積表			
符号	計算式	小計	面積
③	0.723 X 1.263	0.9141	0.54
④	2.682 X 1.263	14.3115	14.32

図庭 1050.00



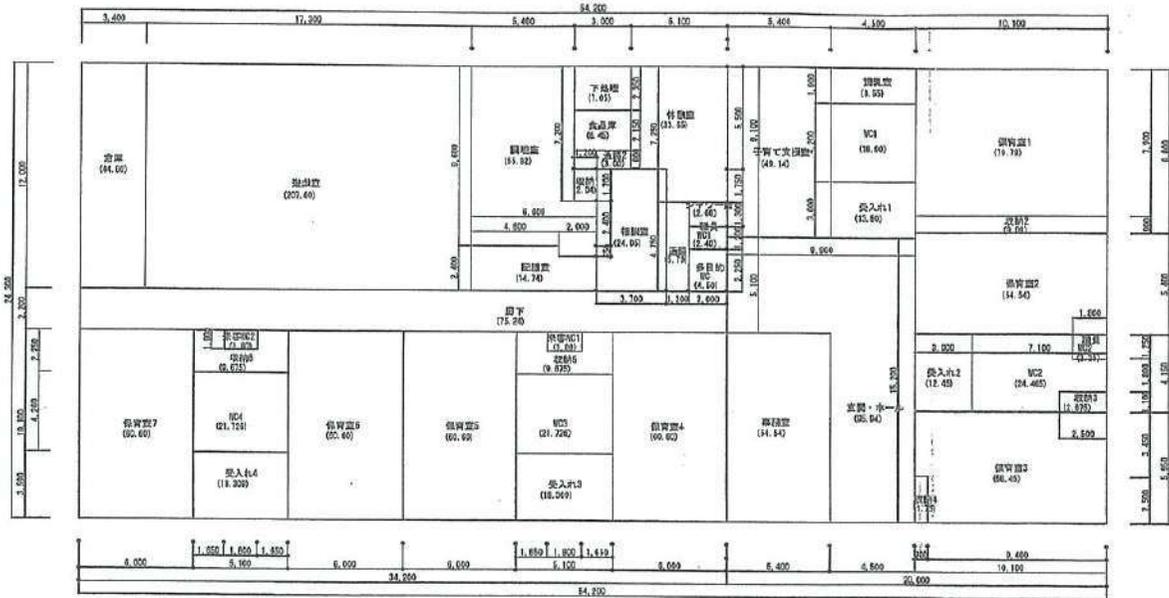
申請地：三重県松阪市立野間517-1 地7筆

付近見取り図

- AN
- 
- 
- ▽
- △

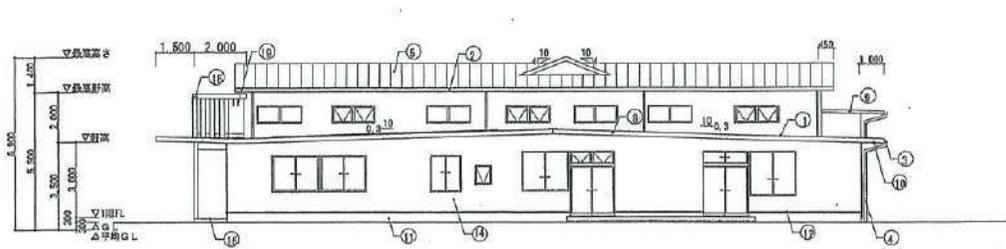
外観図 S=1:300



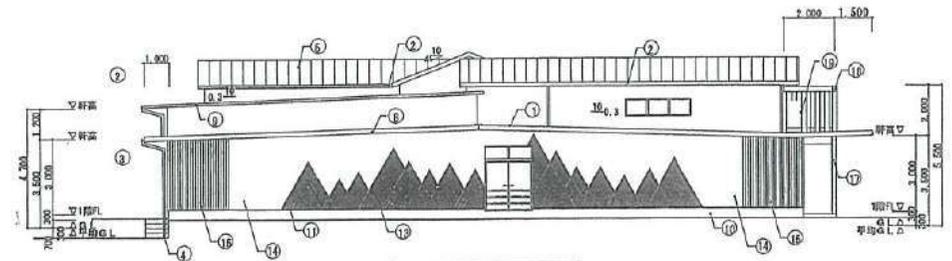


各室求積図：S=1/200

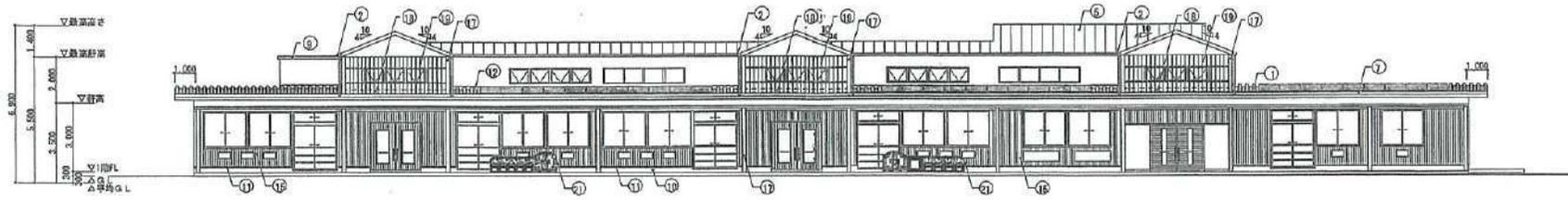
床面積求積表		床積(m <sup>2</sup> )	体積求積表	
室名	計算式	床面積	天井高さ (m)	体積
玄関	8.400×6.100+4.400×18.700+10.200×10.200	85.34	各室床積面2 歩掛	418.48
出入口1	4.400×3.300+13.50	15.50	各室床積面2 歩掛	65.012
事務所	6.400×18.100+14.54	14.54	各室床積面2 歩掛	141.86
予備てま積	6.400×9.150+14.14	40.14	各室床積面2 歩掛	127.76
脱乳室	4.100×1.100+8.55	0.55	2.400	20.52
WC1	4.100×4.100+18.90	18.90	2.600	49.34
保育室1	18.100×7.100+9.70	78.70	2.600	207.46
収納2	10.100×3.300+0.08	3.08	2.600	23.63
保育室2	10.100×4.100+14.54	54.54	2.400	128.26
出入口2	3.600×4.100+12.44	12.44	2.600	32.07
WC2	7.100×4.100+1.800×1.200+2.500×1.100+1.400	34.455	2.600	62.81
職員WC	1.600×1.200+2.75	2.25	2.600	6.05
収納3	1.100×2.400+2.75	2.75	2.600	16.44
保育室3	16.100×6.800+2.700×2.100+10.215	50.345	2.000	161.70
収納4	2.600×8.700+1.75	1.75	2.600	7.18
廊下	24.200×1.200+16.28	26.28	各室床積面2 歩掛	317.21
出入口3	6.100×3.600+1.200	18.200	各室床積面2 歩掛	67.86
WC3	6.100×4.200+1.700	21.225	4.500	85.05
収納5	6.100×2.200+1.600×1.600+9.375	9.675	2.400	23.20
来客WC	1.600×1.600+1.600	1.60	2.600	4.94
保育室4	6.000×16.100+14.60	40.50	2.600	105.44
保育室5	6.000×16.100+14.60	40.50	2.600	105.44
出入口4	6.100×3.800+1.200	18.500	各室床積面2 歩掛	67.86
WC4	6.100×4.200+1.724	21.724	4.500	85.05
収納6	6.100×2.200+1.600×1.600+9.475	9.675	2.400	23.20
来客WC2	1.600×1.600+1.600	1.60	2.600	4.94
保育室6	6.000×16.100+14.60	40.50	2.600	105.44
保育室7	6.000×16.100+14.60	40.50	2.600	105.44
通路1	1.200×4.200+6.700	6.700	2.600	9.88
休憩室	6.100×8.600+0.800×1.100+11.05	33.65	各室床積面2 歩掛	68.58
シャワー室	2.600×1.000+0.600	2.60	2.600	4.94
職員WC1	2.600×1.200+0.400	2.40	2.600	4.94
多目的WC	2.600×2.200+4.60	4.60	2.600	11.70
相談室	3.700×4.600+14.05	24.05	2.600	62.53
下処理室	3.000×2.200+7.65	7.65	2.400	18.92
食品庫	3.000×2.100+6.45	6.45	2.600	16.21
通路2	3.000×1.600+0.00	3.00	2.600	7.80
収納7	1.200×1.200+0.61	0.61	2.600	5.90
調理室	6.000×10.100+1.200×7.200+4.000×0.600+16.81	55.82	各室床積面2 歩掛	170.35
脱乳室	6.000×2.400+0.600×0.600+14.74	14.74	2.600	36.62
遊戯室	17.300×12.000+107.600	267.60	各室床積面2 歩掛	705.84
倉庫	3.400×12.000+10.600	40.80	各室床積面2 歩掛	119.44
床面積合計		1317.15		



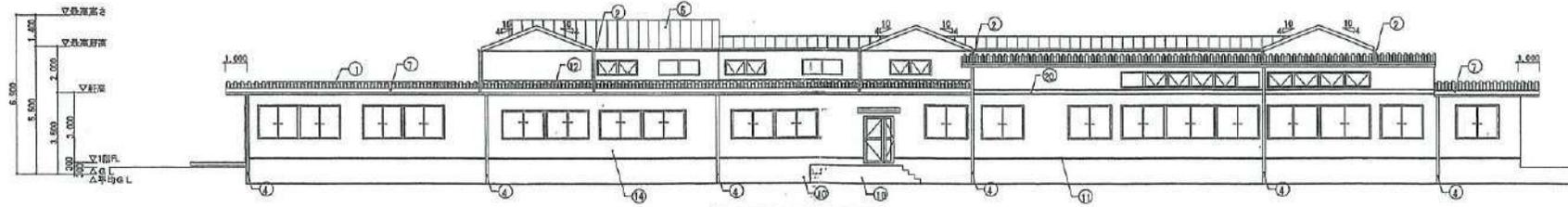
東側立面図 S=1:150



西側立面図 S=1:150



南側立面図 S=1:150



北側立面図 S=1:150

外部仕上表					
屋根	① 折原葺 丸ハゼ H=08 ガルバリウム鋼板 t=0.8 0.3/10勾配 断熱材 グラスウール t=100	耐光部材 外装基礎	④ ガルバリウム鋼板 t=0.6	柱仕上	⑮ 桧板 t=40 柱巻き 自然塗装
軒	② 塩ビ角型 H=180 カラー SUS受け金物 0900 落とし口	巾木水切	⑩ モルタル金コテ仕上	梁仕上	⑬ 押出形強化セメント板 (線溝) 210×21
軒	③ アルミ角型 H=250 カラー SUS受け金物 0900 落とし口	取寄せ水切	⑪ ガルバリウム鋼板 t=0.4 カラー	ルーバー	⑭ 樹脂製圧縮成形板 160×35 0135
縦壁	④ VP塩ビカラー管 100φ SUS組み金物 0900		⑫ ガルバリウム鋼板 t=0.6 カラー	壁見切り	⑯ 水切M' 2x4鋼板
屋根	⑤ 折原葺 スフィンクスルーフ 2型 ガルバリウム鋼板 丸巻タイプ 4/10勾配		⑬ 屋根系サイディング t=16 金具止め スーパーシート下地 デザインボード・タイル貼	壁見切り 足巻	⑰ モザイクタイル25角+50角貼
縦壁	⑥ VP塩ビカラー角型 (特A/熱材 A-17x21x160H程度) SUS組み金物 0900	外装	⑭ 高集系サイディング t=16 (特A EXX62 エンド-16 LD240S 留栓) 金具止め スーパーシート下地 外装塗料		
軒先幕板	⑦ カラーアルミ t=2.0 H=250		⑮ 桧板貼 t=12 自然塗料塗		
ケラ/欄干	⑧ カラーアルミ t=2.0 H=250	ポーチ	⑯ 磁器質200角タイル貼 モルタル下地		

わかさぎ第二保育園

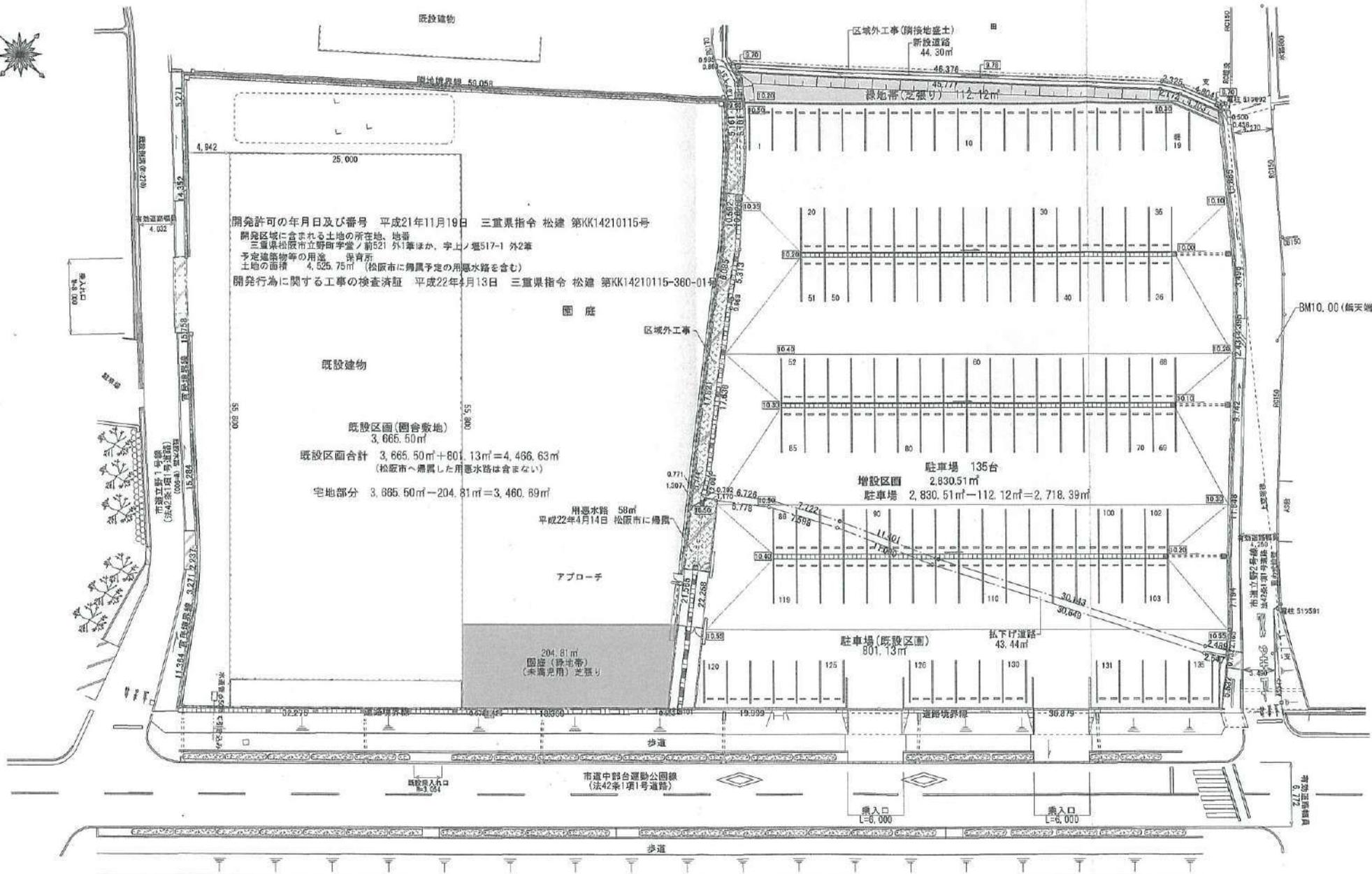
新築工事設計図

株式会社 アスカ 総合設計

特約建築士 一般建築士 第60061号 岩川 朝一  
設計者 一般建築士 第242765号 長寿 幸哉  
A-16  
C011923年 03月  
建設庁 登号 01-12

立面図

1/150



開発許可の年月日及び番号 平成21年11月19日 三重県指令 松建 第KK14210115号  
 開発区域に含まれる土地の所在地、地番  
 三重県松阪市立野町字堂ノ前521 外1筆ほか、字上ノ壺517-1 外2筆  
 予定建築物等の用途 保育所  
 土地の面積 4,525.75㎡ (松阪市に隣接する用水路を含む)  
 開発行為に関する工事の検査済証 平成22年4月13日 三重県指令 松建 第KK14210115-360-01号

園庭  
 区域外工事  
 既設建物  
 既設区画(園舎敷地) 3,065.50㎡  
 既設区画合計 3,685.50㎡+801.13㎡=4,486.63㎡  
 (松阪市へ帰属した用水路は含まない)  
 宅地部分 3,685.50㎡-204.81㎡=3,480.69㎡

増設区画  
 駐車場 135台  
 2,830.51㎡  
 駐車場 2,830.51㎡-112.12㎡=2,718.39㎡

用水路 58㎡  
 平成22年4月14日 松阪市に帰属

204.81㎡  
 園庭(緑地帯)  
 (未着工)芝張り

敷地全体面積表			増設部分面積表		
取存部分	増設部分	合計	面積	比率(%)	色別
敷地面積	4,466.63㎡	2,874.81㎡	7,341.44㎡		
既存部分内訳		(色別)	駐車場(既設区画)	801.13㎡	取存部分と重複
宅地部分	3,480.69㎡	77.48%	緑地	112.12㎡	3.05
駐車場部分	801.13㎡	17.94%	新設道路	44.30㎡	1.20
緑地部分	204.81㎡	4.58%	増設面積	3,075.94㎡	100.00
			公共施設用地	156.42㎡	4.25% (112.12㎡+44.30㎡)
			駐車場用地	3,519.52㎡	95.75% (2,718.39㎡+801.13㎡)
			合計	3,675.94㎡	100.00%

凡 例		凡 例	凡 例
	開発区域		雨水排水溝(建築時施工) 排水管 径φ100φ 勾配2/100
	区域外工事(外構舗装)		汚水排水溝(建築時施工) 排水管 径φ100φ 勾配2/100
	区域外工事(盛土範囲)		上水の流る方向 (既設φ50)
	盛土(区域外も含む)		
	流水方向		
	増設部分の用途		駐車場

工事名	社会福祉法人 清聖会 様 わかすぎ第二保育園 駐車場増設工事		
図面名	土地利用計画平面図		設計図書
縮尺	1/400	作成日	令和3年2月10日 基本計画 令和3年3月10日 訂正 令和3年3月29日 訂正
図面作成者	鈴鹿市野町西1丁目5-8 一般建築士事務所 三重県知事登録 第1-2378号	図面番号	03
	株式会社ライジング開発設計事務所	設計担当	別所 孝晃

## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容							
1. 名称	わかすぎ第三こども園							
2. 位置	松阪市甚目町653番地1							
3. 開設時期	令和8年4月1日							
4. 新設／移行	移行	保育所 わかすぎ第三保育園						
5. 設置者	社会福祉法人清翠会							
6. 園長予定者	氏 名	岡村 悦子						
	教育・保育従事歴	12年	保有資格	保育士 幼稚園教諭2種免許				
	備 考	平成9年～ わかすぎ保育園 平成17年～ わかすぎ・すぎのこどもクラブ 平成27年～ わかすぎ保育園 平成28年～ 鈴鹿わかすぎこどもクラブ 令和4年～ わかすぎ第三保育園 園長						
7. 定員及び学級	定 員	120人		(学級数 3学級)				
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	1号認定				5人	3人	2人	10人
	2号・3号認定	9人	15人	24人	19人	20人	23人	110人
	学級数				1学級	1学級	1学級	3学級
必要配置数	3.0人	6.5人		1.6人	1.9人		13人 (小数点以下四捨五入)	
8. 職員構成	園長：1人 主幹保育教諭：2人 保育教諭：21人（常勤13人、非常勤8人） 調理員：2人 事務職員：1人 嘱託医：2人							
9. 敷地・園庭	敷地面積	3,948.00 m <sup>2</sup>		(賃借権30年、地上権設定30年)				
	園庭面積	1,003.37 m <sup>2</sup>		(基準面積 396.00 m <sup>2</sup> )				
10. 施設・設備	園舎面積	1,482.69 m <sup>2</sup>		(基準面積 924.90 m <sup>2</sup> ) (構造：鉄骨造 2階建)				
	必要設備	室数	面積	基準面積	可否			
	乳児室・ほふく室	2	198.00 m <sup>2</sup>	148.50 m <sup>2</sup>	適			
	保育室	5	286.28 m <sup>2</sup>	234.60 m <sup>2</sup>	適			
	遊戯室	1	150.78 m <sup>2</sup>					
	その他設備：職員室、保健室、調理室、便所、手洗用設備、非常警報設備等							
備 考								

## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容
1 1. 開園日数、教育週数、教育及び保育の時間	<p>開園日数 年間293日</p> <p>開園時間 7時00分～19時00分</p> <p>教育時間 9時00分～14時00分（月曜日～金曜日）</p> <p>保育時間 7時00分～19時00分（月曜日～金曜日）</p> <p>7時00分～19時00分（土曜日）</p> <p>休園日 日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） （1号認定子どもは、上記に加え下記期間も休業）</p> <p>土曜日 4月1日～4月5日、7月21日～8月31日、12月24日～1月7日 3月26日～3月31日</p>
1 2. 教育及び保育の目標等の主要内容	<p>○教育及び保育の目標及び理念</p> <p><b>【教育及び保育の目標】</b> 本園では、入園から卒園までに以下の力を育むことを目標とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活のルールを理解して守る。 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、集団生活を通じて、自主・自律及び協同の規範意識の芽生えを養う。</li> <li>2. やさしさ思いやりを持ち、人とうまく関わっていく力 集団生活を通じて、家族や身近な人への信頼感を深める。</li> <li>3. 身近な環境に親しみを持ち、集中して取り組む。 身近な社会生活に興味関心を持ち、喜んで参加する態度を養い、遊びの中で数字や図形、文字などに親しむ体験を重ね、思考力の芽生えを養う。</li> <li>4. 人の話をよく聞く力 日常会話や、絵本の読み聞かせ、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話をよく聴く、理解する、共感しようとする態度を養う。</li> <li>5. 豊かな感性を育てる。 音楽、身体による表現、造形及び自然等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う。</li> </ol> <p><b>【教育及び保育の理念】</b> 本園は、児童福祉法および子ども基本法に基づき、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる「生活と学びの場」を保障します。 子どもは授かった大切な宝であり、保護者と同じ心でその育ちをやさしく見守り、ぬくもりと愛情に満ちた保育を実践します。 保育教諭は、専門性を発揮し、子どもの人間形成の根っことなる大切な時期に寄り添い、一人ひとりの育ちを丁寧に支えます。 幼児教育と保育を一体的に実践することで、子どもたちの「生きる力」の基礎を育み、乳幼児期から小学校以降の学びへとつながる育ちの連続性を保障します。</p> <p>○教育及び保育のねらい及び内容の概要</p> <p>本園は、子ども一人ひとりの発達や育ちにに応じた教育・保育を行う。 乳児期には育児担当保育を行い、安定した関係性の中で情緒の安定と基本的な生活習慣の形成を支え、安心して過ごせる環境を整える。 幼児期には、異年齢保育を取り入れ、子ども同士の関りの中で、思いやり・憧れ・協力の心を育む。年長児が年少児を思いやる姿や、年少児が年長児に憧れる姿を通じて、社会性と自立心を育てる。 教育的視点として、遊びや生活の中に「学びの芽」を育てる活動を展開し、小学校における教育との円滑な接続を意識した教育・保育に取り組む。</p>

## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容
13. 子育て支援 の状況	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭開放 5日/週</li> <li>・行事(月1回程度)</li> <li>・子育て相談</li> <li>・身体測定、離乳食相談 1回/月</li> </ul>
	<p>【工夫した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行事等は、毎月発行の情報誌で知らせる。</li> <li>・参加された保護者の方にこちらから積極的に言葉をかけ、話しやすい雰囲気を作る。</li> </ul>
	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の親子</li> <li>・未就園児の親子</li> </ul>
	<p>【職員の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て経験のある保育教諭</li> <li>・離乳食相談には栄養士が担当</li> </ul>
	<p>【利用料】</p> <p>なし</p>
	<p>【その他】</p> <p>(こどもセンターわかすぎ第三)</p> <p>施設・園庭開放 5日/週 未就園児対象 担当職員常勤</p> <p>子育て相談(面接・電話)/随時 子育て情報誌発行 毎月</p> <p>講演会実施 3回/年 センター行事 毎月</p>

# 社会福祉法人清翠会 わかすぎ第三こども園園則兼運営規程

## (施設の目的)

第1条 社会福祉法人清翠会が設置するわかすぎ第三こども園（以下、「当園」という。）が幼保連携型認定こども園として行う特定教育・保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

## (施設の運営方針)

第2条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 特定教育・保育の提供に当たっては、園児の最善の利益を考慮し、園児の意思及び人権を尊重し、生活するにふさわしい場を提供するように努める。
- 3 当園は、家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行い、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

## (施設の名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 わかすぎ第三こども園
- (2) 所在地 三重県松阪市甚目町 653 番地 1

## (提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。ただし、員数は入園人数により変動することがある。

- (1) 園長 1名（常勤職員）

園長は、教育・保育の質の向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、

職員の管理及び業務の管理を行う。

(2) 主幹保育教諭 2名 (常勤職員)

主幹保育教諭は、園長を補佐し、命を受けて園務を整理し、教育・保育の提供に係る計画の立案や地域の子育て支援活動及び教育・保育の内容について他の職員との連携が円滑にいくように業務を行う。

(3) 保育教諭

保育教諭は、教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 事務職員

事務職員は、会計及び庶務事務に従事する。

(5) その他、必要に応じて職員を配置することとする。

(特定教育・保育を提供する日)

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

(特定教育・保育の休業日)

第7条 当園は、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 春季休業（3月26日～4月5日）

エ 夏季休業（7月21日～8月31日）

オ 冬季休業（12月24日～1月7日）

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年始休日（1月2日及び1月3日）

エ 年末休日（12月29日～12月31日）

2 当園は、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある場合又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

3 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第8条 教育・保育の提供を行する時間は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間は、午前 9 時 00 分から午後 2 時 00 分とする。なお、やむを得ない理由により教育時間後の保育を希望する場合には、午後 4 時 30 分まで預かり保育を実施する。
- (2) 保育標準時間認定に係る保育時間は、午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分の範囲内で園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後 7 時 00 分までの範囲内で、延長保育を提供する。
- (3) 保育短時間認定にかかる保育時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分の範囲内で園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分まで及び午後 4 時 30 分から午後 6 時 00 分までの範囲内で、短時間延長保育を提供する。

2 当園の開所時間は、つぎのとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分
- (2) 土曜日 午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分

(利用者負担額等の受領)

第 9 条 園児の保護者は、松阪市が定める利用者負担額を当園に支払うものとする。

- 2 当園は、教育・保育において提供される便宜によする費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを園児の保護者から受けるものとする。
- 3 当園は、前項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った園児の保護者に対し交付するものとする。

(利用定員)

第 10 条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)(以下、「法」という。)第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
教育標準認定子ども	—	—	—	5	3	2	10
保育認定子ども	9	15	24	19	20	23	110
合計	9	15	24	24	23	25	120

(利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 11 条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まないものとする。

2 利用申込みに係る教育標準時間認定子どもの数および現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、前条に定める利用定員の総数を超える場合は、次に定める優先順位により抽選対象者を決定し抽選にて入園児を決定する。

- (1) 当法人の教育・保育に理解をしている
- (2) 在園児優先
- (3) 兄弟姉妹が当園に在園
- (4) 当園に登降園に近い場所に住んでいる

(利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第 12 条 教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の園児が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当しなくなったとき。
- (2) 園児の保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 法人が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等の対応方法)

第 13 条 本園の職員は、特定教育・保育の提供を行っている園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 当園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月 1 回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 当園は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

(防犯及び事故防止)

第 15 条 当園は、園児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。特に事故については以下の措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該園児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (6) 特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、加入している保険範囲内での損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 16 条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情解決)

第 17 条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する園児又は園児の保護者その他の当該園児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、以下の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
- (2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- (3) 提供した特定教育、・保育に関して園児等からの苦情に関して市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (4) 登園は、改善を行ったときはその内容を延滞なく市に報告する。

(秘密保持)

第 18 条 当園の職員及び職員であった者は、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(情報提供)

第 19 条 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、園児の保

護者の同意を得るものとする。ただし、特段の理由がある場合又は別に定めのある場合は除く。

(記録の整備)

第 20 条 当園は、園児に対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 提供した特定教育・保育にかかる必要な事項の提供の記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 19 条に規定する市町村への通知にかかる記録
- (4) 園児の保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 本園は、その事業の運営に当たっては、松阪市暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 17 日条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにするものとする。

(改正等)

第 22 条 この規定を改正、廃止するときには、社会福祉法人清翠会の理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【別 表】

1 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
1号2号認定子どもに係る副食費	食事の提供に要する費用	月額 4,800円
1号2号認定子どもに係る主食費	食事の提供に要する費用	月額 1,000円
写真代	日々の保育、行事等インターネット販売にて各自購入	実費
新年度用品	当園で使用する消耗品	実費
災害共済制度加入に係る保護者負担	「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害救済制度」加入に要する保護者負担	年額 300円
		要保護者 40円

2 預かり保育に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育料	1号認定預かり保育に係る費用 14:00~16:30	10,000円/月額 (日額 500円)
おやつ代	おやつ提供に要する費用	2,000円/月額 (日額 100円)
保育料	長期休業日に係る保育料(月額)	500円
食事代	長期休業日に係る給食費(1食)	300円
おやつ代	長期休業日に係るおやつ代(1食)	100円

3 延長保育に係る利用者負担

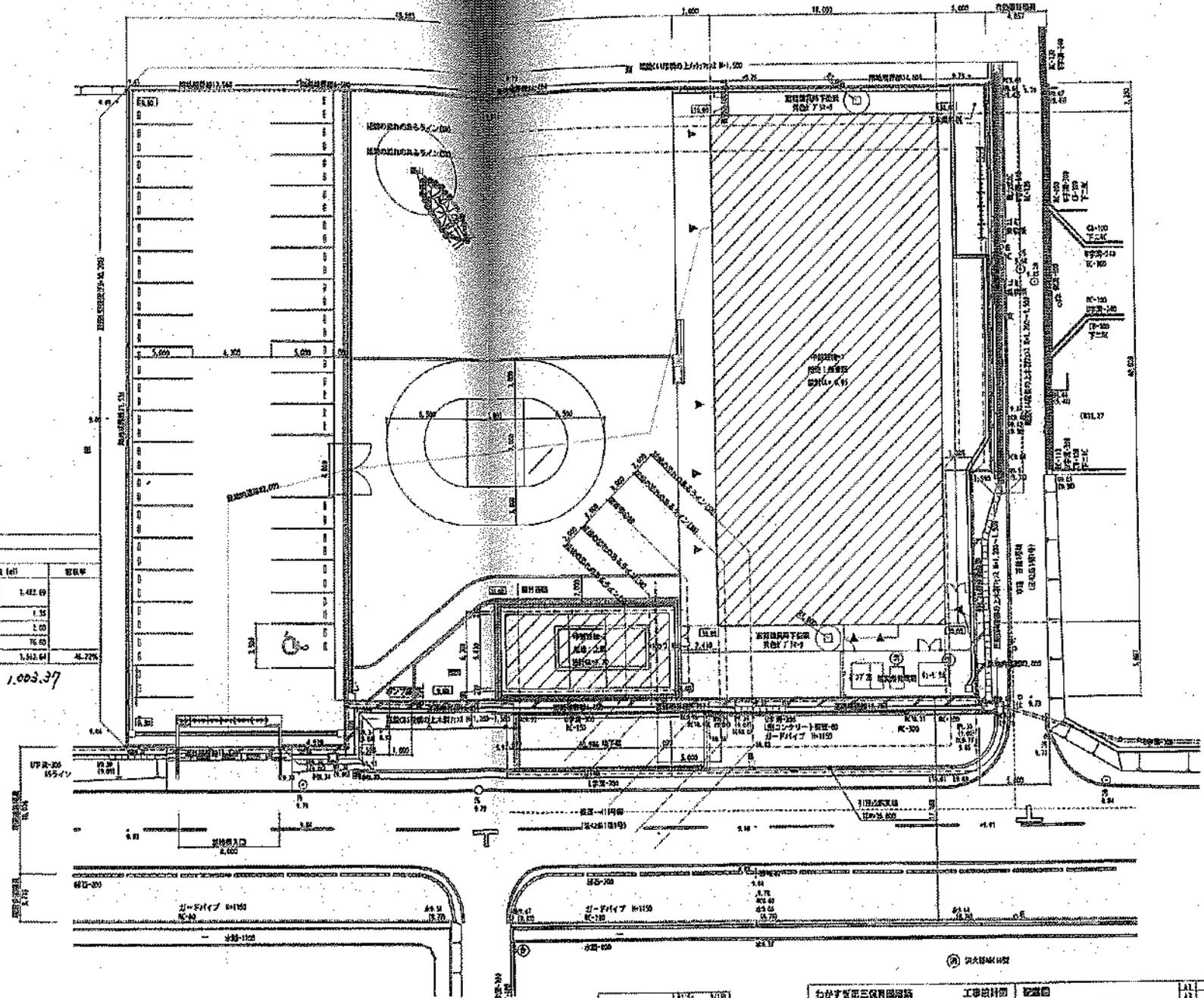
項目	金額
保育標準時間利用の子どもの延長保育に係る利用者負担	月額 5,000円 (1人目)
	月額 3,000円 (2人目以降)
	日額 1,000円 (緊急時のみ)
保育短時間利用の子どもに延長保育に係る利用者負担	1回 100円 7時~8時30分 16時30分~18時



階 層 表				
完成階高：1.301.17 (m)				
区分	階層	階ベイ数	階層面積 (㎡)	階層率
保育部	2階	2	211.09	1.482.69
			697.05	
ポンプ室	1階	1	1.55	1.55
			2.00	
上屋	1階	1	76.60	76.60
			098.51	
			1,913.64	46.27%

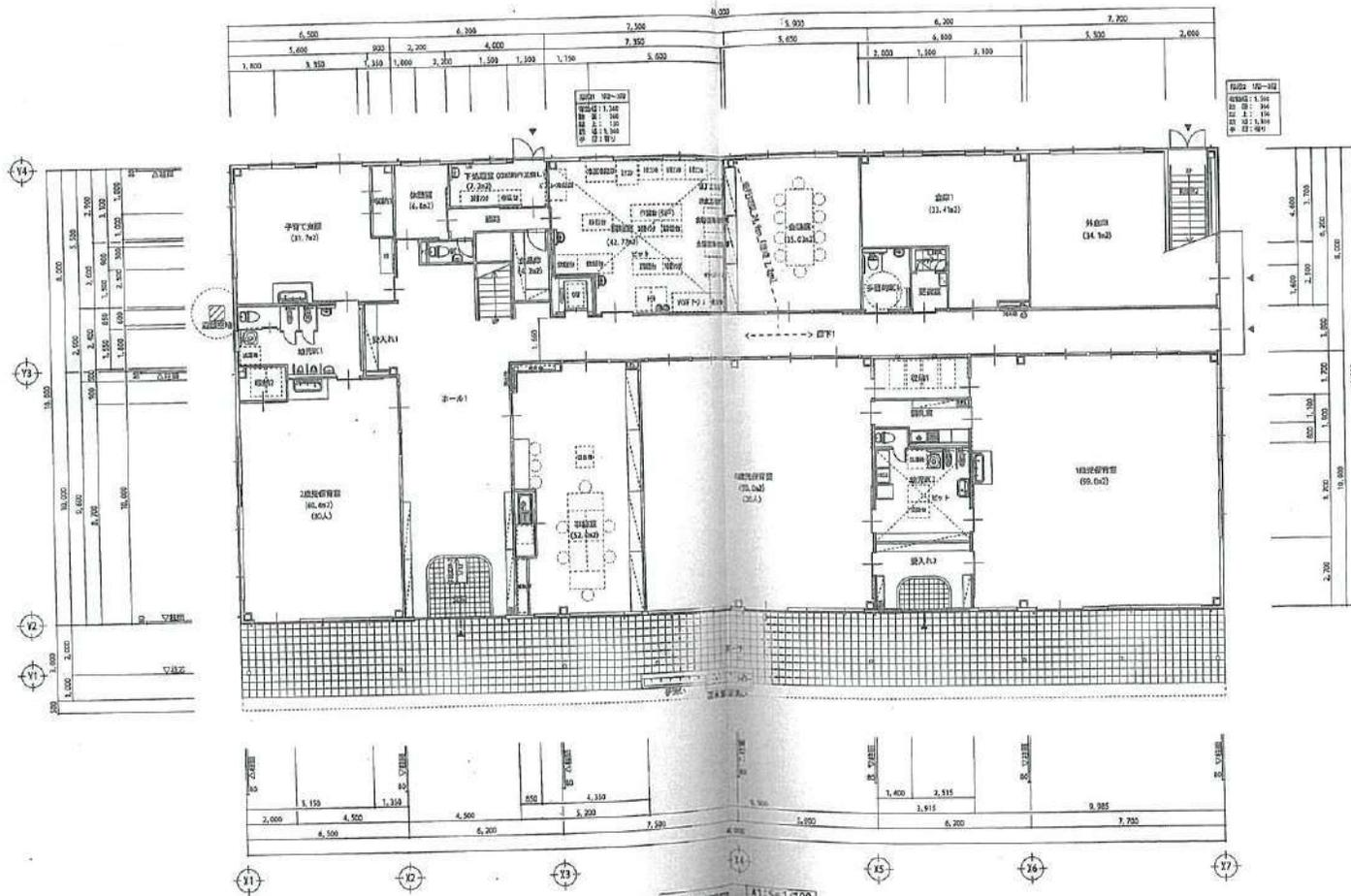
園庭

1,003.37



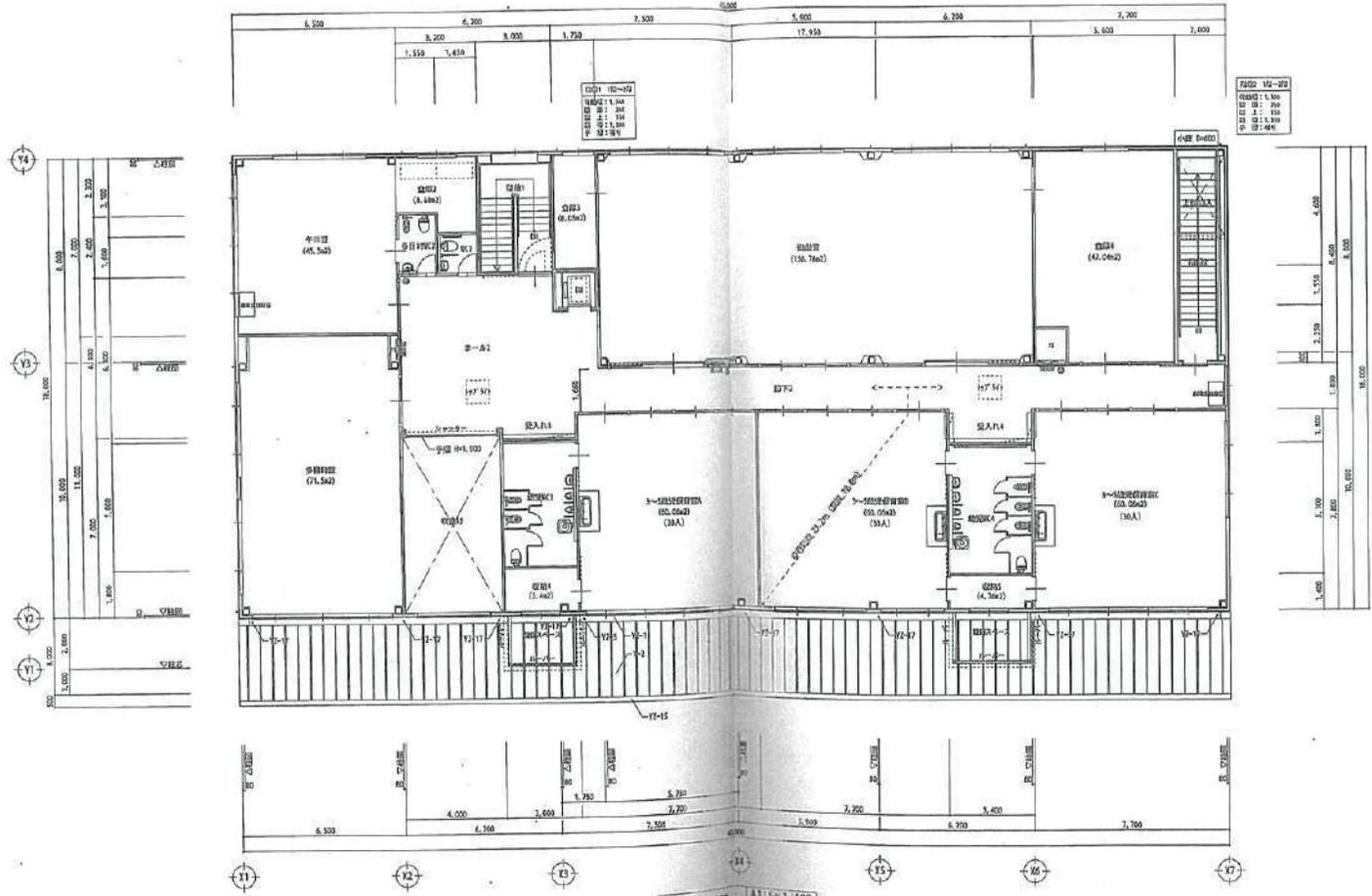
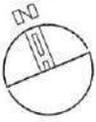
配置図  
1/100  
1/200

株式会社 三保建設株式会社 代表取締役 三保 隆夫 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	工事種別 建築設計	図面番号 A-00	1/100 1/200
---	--------------	--------------	----------------



1階平面図  
A1: 1/100  
A3: 1/200

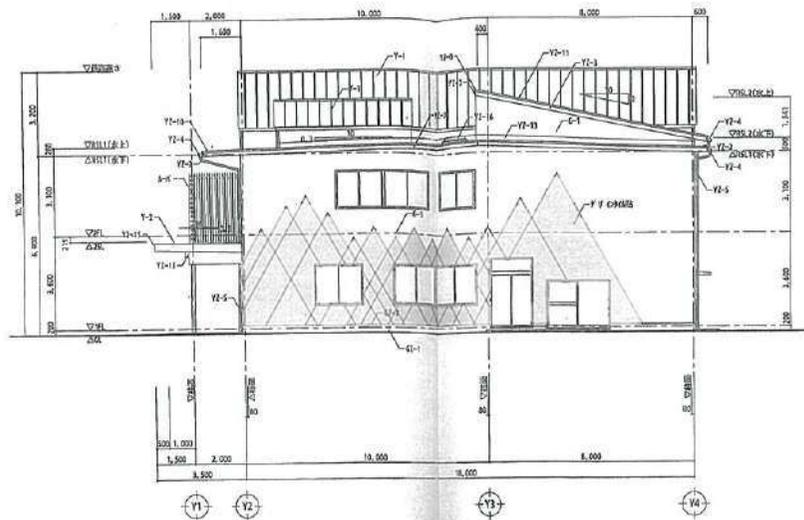
わかすぎ建築設計事務所	工事設計部	1階平面図	A1	1/100
株式会社 総合設計			A3	1/200
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1				
TEL: 03-5561-1111				
FAX: 03-5561-1112				
www.wakasugi.co.jp				



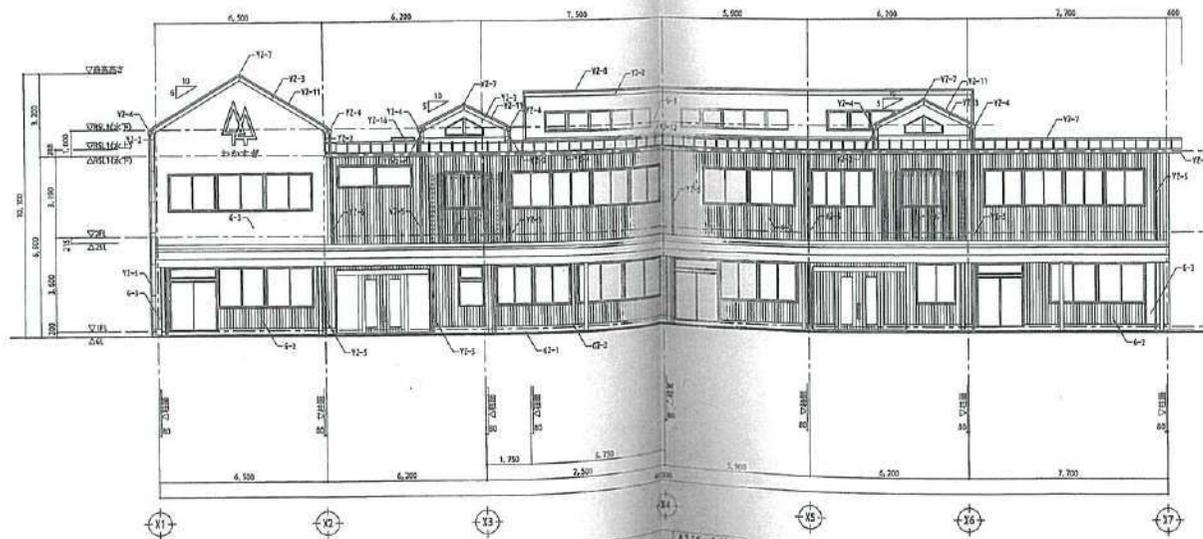
2階平面図  
A1: 1/100  
A2: 1/200

株式会社 三井物産 建築設計部	工事設計図	2階平面図	A1	1/100
			A2	1/200
株式会社 アズカ総合設計	設計者 監理者	建築士 建築士	2024年04月11日	
			2024年04月11日	

© 2024 三井物産株式会社

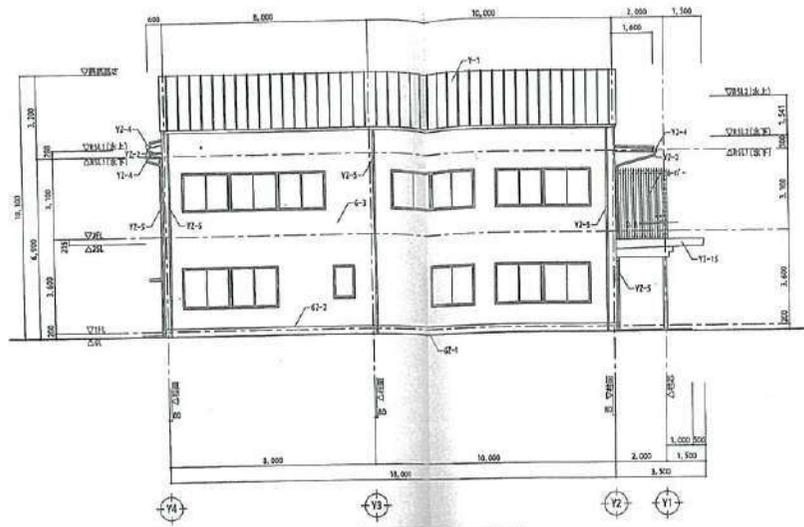


東立面図 A1:5=1/100  
A3:5=1/200

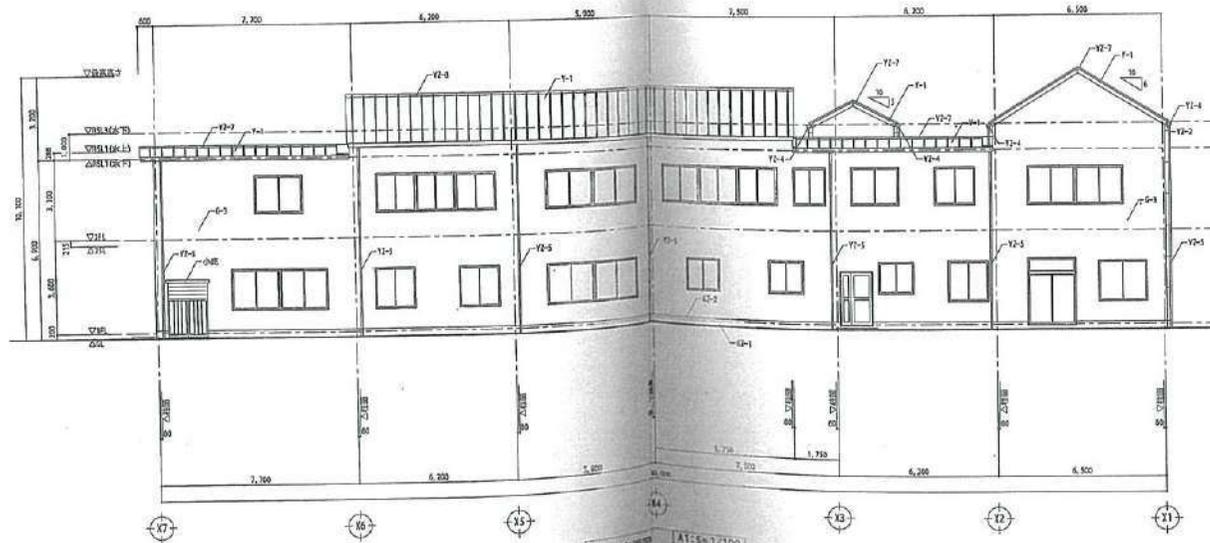


南立面図 A1:5=1/100  
A3:5=1/200

わかすぎ第三保育園建築	工事設計図	立面図 1	A1	1/100
			A3	1/200
株式会社 総合設計			024-833-0879	
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1			03-5561-40	03-561-62
			03-561-6100	03-561-6101
			〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1	
			03-5561-40	03-561-62
			03-561-6100	03-561-6101



西立立面 A1:5=1/100  
A3:5=1/200



北立立面 A1:5=1/100  
A3:5=1/200

七かすぎ第三保育園附随棟		工事設計書	立面図 2	A1	1/100
株式会社 総合設計				A3	1/200
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1				CH1414020022	
TEL: 03-3233-1111 FAX: 03-3233-1112				K200014-0001 1/1	
				A - 21	

## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容							
1. 名称	幼保連携型認定こども園 光陽希望ヶ丘保育園							
2. 位置	桑名市大字西別所字小池667-1							
3. 開設時期	令和8年4月1日							
4. 新設／移行	移行	保育所 光陽希望ヶ丘保育園						
5. 設置者	社会福祉法人日の出福祉会							
6. 園長予定者	氏 名	梶尾 みどり						
	教育・保育従事歴	44年	保有資格	保育士 幼稚園教諭2種免許				
	備 考	昭和56年～ 光陽保育園 令和6年～ 光陽希望ヶ丘保育園 園長						
7. 定員及び学級	定 員	95人		(学級数 3学級)				
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	1号認定				5人	5人	5人	15人
	2号・3号認定	5人	14人	15人	15人	15人	16人	80人
	学級数				1学級	1学級	1学級	3学級
必要配置数	1.6人	4.8人		1.3人	1.6人		9人 (小数点以下四捨五入)	
8. 職員構成	園長：1人 副園長：1人 主幹保育教諭：1人 保育教諭：14人（常勤8人、非常勤6人） 調理員：4人 事務職員：1人 嘱託医：2人							
9. 敷地・園庭	敷地面積	1,250.45 m <sup>2</sup>		(賃借権50年、地上権設定：認定こども園存続中)				
	園庭面積	482.80 m <sup>2</sup>		(基準面積 201.30 m <sup>2</sup> )				
10. 施設・設備	園舎面積	713.83 m <sup>2</sup>		(基準面積 504.15 m <sup>2</sup> ) (構造：鉄骨造 2階建)				
	必要設備	室数	面積		基準面積		可否	
	乳児室・ほふく室	1	56.41 m <sup>2</sup>		54.45 m <sup>2</sup>		適	
	保育室	4	198.45 m <sup>2</sup>		120.78 m <sup>2</sup>		適	
	遊戯室	1	66.15 m <sup>2</sup>					
その他設備：職員室、保健室、調理室、便所、手洗用設備、非常警報設備等								
備 考								

## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容
1 1. 開園日数、教育週数、教育及び保育の時間	<p>開園日数 年間300日</p> <p>開園時間 7時30分～18時30分</p> <p>教育時間 9時00分～15時00分（月曜日～金曜日）</p> <p>保育時間 7時30分～18時30分（月曜日～金曜日）</p> <p>7時30分～18時30分（土曜日）</p> <p>休園日 日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） （1号認定子どもは、上記に加え下記期間も休業）</p> <p>土曜日 4月1日～4月4日、8月10日～8月20日、12月23日～1月7日 3月26日～3月31日</p>
1 2. 教育及び保育の目標等の主な内容	<p>○教育及び保育の目標及び理念</p> <p>子ども達の集団活動を通して、正しい社会性を養い、心身ともに健康で創造的な活動のできる意欲的な人間育成に努める。</p> <p>○教育及び保育のねらい及び内容の概要</p> <p>1 健康、安全を重視する。 2 情操を養い人間性を豊かにする。 3 創造、経験、自主、自律心を育てる。 4 教材は季節的なものから取材し、行事を重視する。 5 道徳心を養う。 6 科学の好きな子を育てる。</p>
1 3. 子育て支援の状況	<p>【内容】 月1回程度、園庭や遊戯室の開放 その際に子どもの養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。</p> <p>【工夫した点】 ホームページを使って広く周知する。</p> <p>【対象】 未就学児</p> <p>【職員の状況】 園長や主任保育士等</p> <p>【利用料】 無料</p> <p>【その他】 （子育てひろば） 月1回程度、園庭や遊戯室の開放・育児相談 未就学児対象 園長や主任保育士等担当</p>

## 幼保連携型認定こども園 光陽希望ヶ丘保育園 運営規程(園則)

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日の出福祉会(以下「本法人」という。)が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)に基づき設置する幼保連携型認定こども園(以下「本園」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、認定こども園法施行規則第16条に基づく園則を兼ねる。

### (名称及び所在地)

第2条 本園は、幼保連携型認定こども園光陽希望ヶ丘保育園と称する。

2 本園の所在地は、三重県桑名市大字西別所字小池667-1

### (施設の目的及び運営の方針)

第3条 本園は、利用する乳児及び幼児(以下「園児」という。)への教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するものとする。

2 本園は、認定こども園法、子ども・子育て支援法その他関係法令等を遵守し、乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

3 本園の教育・保育の目標は、次のとおりとする。

礼儀正しく接することのできる子・人を助ける優しい心の持てる子の育成を教育及び保育の理念とし、園児の健やかな成長を支援していきたいと思います。個々の人間としての子どもの人権や主体性を尊重し、創造的な活動のできる意欲的な人間形成に務める。また、地域になくってはならないこども園、地域に愛されるこども園を目指します。

### (教育・保育の内容)

第4条 本園は、前条の目標を達するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

2 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。

- ① 延長保育事業
- ② 預かり保育
- ③ その他教育保育に係る行事等

3 本園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否等によって差別的取り扱いをせず、かつ、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

### (子育て支援)

第5条 本園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、園だよりなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

### (給食及び食育)

第6条 本園の給食は、自園調理により提供するものとする。

2 給食の献立は、市内保育園の献立に準ずる。

(地域における子育て支援)

第7条 本園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

育児相談 実施曜日: 月曜日～金曜日 祝祭日除く

実施時間: 10時～15時

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第8条 教育・保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数(定数)及びその職務の内容は、次のとおりとする。

① 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

② 副園長 1名

副園長は、園長を助け、その命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

③ 主任保育教諭 1名

主任保育教諭は、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び副園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

④ 保育教諭 5名以上

保育教諭は、園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡帳の業務を行う。

⑤ 調理員 4名

調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

⑥ 園医 1名

園医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。

⑦ 園歯科医 1名

園歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。

⑧ 事務職員又は用務員

事務職員又は用務員は、事務又は園の諸用務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ臨時にその他の職員を置くものとする。

(利用定員)

第9条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1)法第19条第1項第1号の子ども(3歳以上児で次号に該当するものを除く。以下「1号認定子ども」という。)15人

年齢別内訳 3歳児 5名

4歳児 5名

5歳児 5名

(2)法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。）46人

(3)法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）34人（うち、満1歳未満の子ども5人）

（1号認定子どもの教育を提供する日・時間・提供を行わない日）

第10条 1号認定子どもの教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、その週数は毎学年39週を下回らないものとする。

2 前項本文にかかわらず、教育の提供を行わない日を次のとおり別に定める。

(1)学年始休業日4月1日から4月4日まで

(2)夏期休業日8月10日から8月20日まで

(3)冬期休業日12月23日から翌年1月7日まで

(4)学年末休業日3月26日から3月31日まで

3 1号認定の子どもの教育を提供する時間は、原則として、9時00分から15時までとする。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、8時00分から9時00分まで又は15時から18時までの範囲内で、一時預かり（預かり保育）を提供する。

（2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する日・時間・提供を行わない日）

第11条 2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日を除く。

2 2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1)保育標準時間認定を受けた子どもに係る時間7時30分から18時30分までの11時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。

(2)保育短時間認定を受けた子どもに係る保育時間原則として、登園時間から8時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により保育が必要な場合は、登園後8時間を過ぎてから18時30分までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

3 全園児とも、非常変災その他急迫の事情がある時は、臨時に教育・保育を行わないことがある。

（学年及び学期）

第12条 本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年は、次の学期に分ける。

(1)第1学期4月1日から8月31日まで

(2)第2学期9月1日から12月31日まで

(3)第3学期1月1日から3月31日まで

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

第13条 本園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1)利用定員に空きがない場合
- (2)利用定員を上回る利用の申込があった場合
- (3)当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- (1)適性検査を行う
- (2)兄弟姉妹が在園している場合は、優先する

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、支援法第42条の規定により市町村が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。

4 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

5 退園又は休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

6 本園の利用2号認定子ども及び3号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1)「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
- (2)支給認定保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき。
- (3)市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(桑名市のあっせん、調整及び要請に対する協力)

第14条 本園は、桑名市が行うあっせん、調整及び要請にできる限り協力するものとする。

2 利用申込を行った支給認定子どもが、本園の教育・保育を提供することが困難である場合は、桑名市と連携を取り、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(転園、休園及び卒園に関する事項)

第15条 転園及び卒園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

2 園児の休園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第16条 本園は、利用した支給認定保護者から、当該市町の定める利用者負担額(保育料)について支払いを受けるものとする。ただし幼児教育・保育の無償化対象者は、その限りではない。

2 前項の保育料のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価(特定負担額(いわゆる上乗せ徴収))について、あらかじめ、保護者に使途・金額・理由を説明し書面による同意を得たうえで支払い

を受けるものとする。

- 3 前2項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用（いわゆる実費徴収）について、その都度、保護者に使途・金額・理由を説明し同意を得たうえで支払いを受けるものとする。
- 4 前各項の支払いを受けた場合は、当該保護者に領収証を交付するものとする。ただし口座振替の場合、通帳記帳をもって領収書に代えるものとする。
- 5 第2項及び第3項の上乗せ徴収・実費徴収等の利用者負担については、別紙利用額のとおりとする。

（給付費の法定代理受領）

第17条 本園の利用に係る施設型給付費については、前条第1項の利用者負担額を控除した額について、本園が法定代理受領するものとする。

- 2 前項により受領した給付費の額については、定期的に支給認定保護者に書面で通知するものとする。

（安全確保）

第18条 本園は、園児の安全の確保を図るため、事故、加害行為、災害等により園児に生ずる危険を防止し、及び事故等により園児に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 前項の安全の確保を図るため、次の各号に定める安全に関する事項について計画を策定し、実施するものとする。

- (1)当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備の安全点検（毎学期1回以上の系統的な点検及び日常的な点検）
- (2)園児に対する通園を含めた生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他

- 3 前項のほか、実情に応じて、危険等発生時において本園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成し、以下の措置を講じるものとする。

- (1)園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずる。
- (2)園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行う。

- 4 本園は、園児の安全確保にあたり、園児の保護者との連携を図るとともに、地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

（緊急時等における対応）

第19条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、桑名市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合に

は、損害賠償を速やかに行う。

(事故防止及び発生時の対応)

第20条 本園は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1)事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針・マニュアル等の整備

(2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が記録、報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底するための体制の整備

2 前項のため、本園に事故発生の防止のための委員会を設置するほか、職員に対する研修を定期的に行うこととする。

3 事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うほか必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備するものとする。

4 本園の責めに帰すべき賠償事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとし、そのための損害賠償責任保険に加入するものとする。

(非常災害対策)

第21条 本園は、火災、地震、風水害その他の非常災害に備え、取るべき措置について具体的計画を立てるとともに、これに対する不断の注意と訓練に努めるものとする。

2 前項の具体的計画のうち、消防法令に基づく消防計画については、策定及び変更の都度、所轄の消防署へ届出を行うものとする。

3 第1項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行うものとする。

4 非常災害における園児の安全確保については、日頃より、所轄の消防署その他の関係機関、地元住民等との連携を図るよう努めるものとする。

(保健及び環境、衛生)

第22条 園児と職員の健康の保持増進を図るため、学校保健計画を策定し、実施するものとする。

2 園児の健康診断は、学校保健安全法に基づき、入園時及び毎年度2回行う(そのうち1回は6月30日までにを行うものとする。)ことを原則とする。

3 毎年度定期的に、国の定める環境衛生基準に基づき環境衛生検査を行うほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図るものとする。

4 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のため、対応指針を策定する等、必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第23条 職員は、いかなる場合にあっても、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他以下のような当該園児の心身に有害な影響を与えるいかなる行為もしてはならない。

(1)殴る、競る等直接園児の身体に侵害を与える行為。

(2)合理的な範疇を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。

(3)廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

- (4)強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5)食事を与えないこと。
- (6)園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7)乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8)施設を退園させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9)性的な嫌がらせをすること。
- (10)当該園児を無視すること。

2 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

3 職員は、入園児の虐待が疑われる場合には、入園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図り、関係機関、桑名市に通報するものとする。

#### (苦情解決体制)

第24条 本園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 本園は、苦情に関し市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 その他秘密保持に関する事項は、別途就業規則及び個人情報保護に関する規定により定める。

#### (秘密保持)

第25条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 本園は、園児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合又は正当な権限を有する警察機関等からの命令等による場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得て行うものとする。

3 その他秘密保持に関する事項は、別途、就業規則及び個人情報保護に関する規程により定める。

#### (教育・保育の質の評価)

第26条 本園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。

(1)国の定めるガイドライン等に準拠して定期的に自己評価を行い、その結果を公表すること。

(2)園児の保護者その他の関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

2 前項のほか、本園は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

(記録の整備)

第27条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完了の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 5年間保存
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 5年間保存
- (3) 市町村への通知に係る記録 5年間保存
- (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 5年間保存

(会計)

第28条 本園の会計は、その他の事業の会計と区分して行うものとする。

2 その他会計に関する事項は、別途、本法人の経理規程等により定める。

(補則)

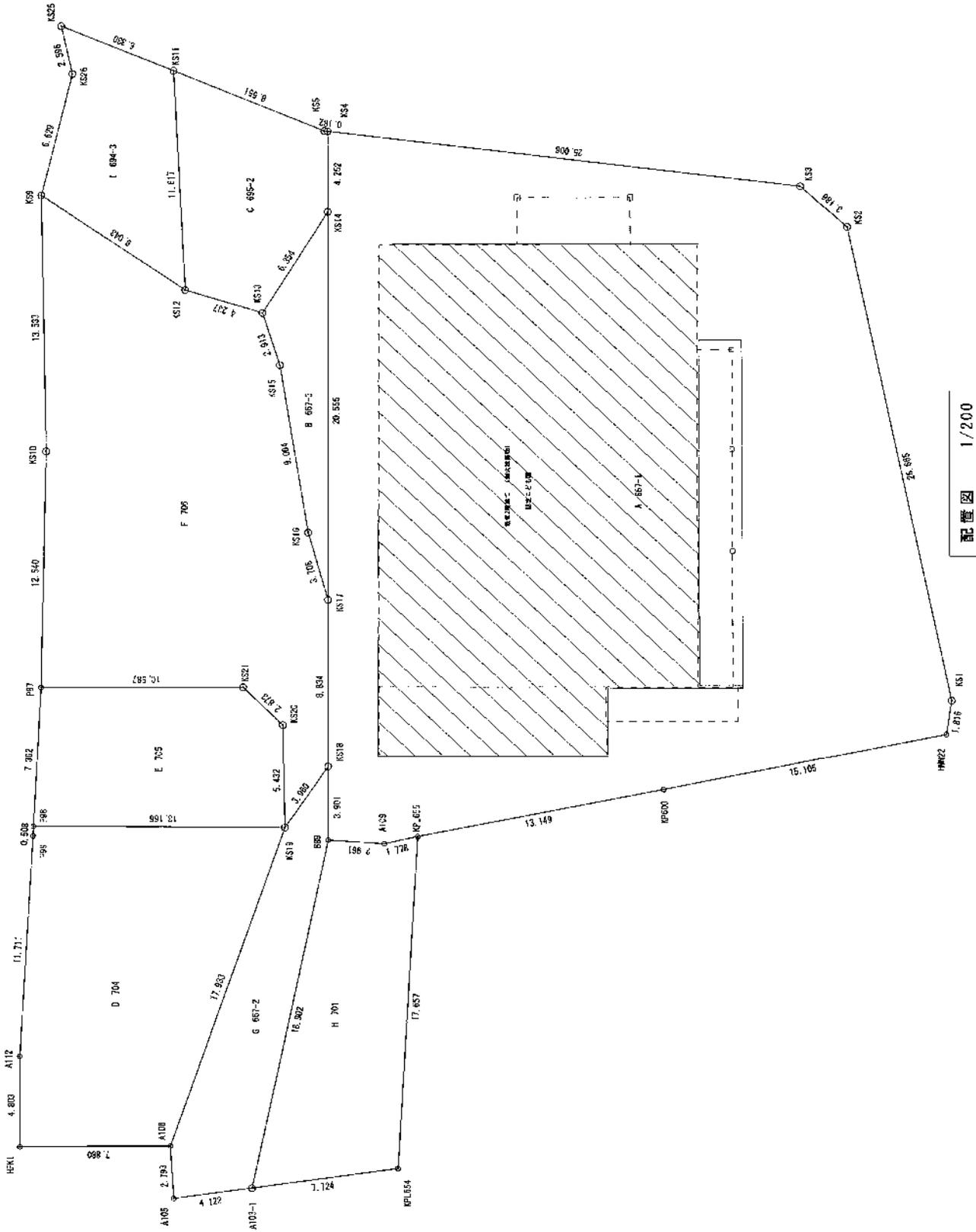
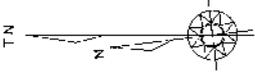
第29条 この規程を改正、破棄する場合は、社会福祉法人日の出福社会理事会の議決を得ることとする。この規程に定めるもののほか、本園の管理運営に必要な事項は、園長が定めることができる。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 料金表

区 分	料 金
給食費(1号)	主食費 500 円/月 副食費 5200 円/月
給食費(2号)	主食費 500 円/月 副食費 5200 円/月
保険料	200 円/月
日本スポーツ振興センター共済掛金 (入園月のみ)	285 円
預かり保育(1号認定) 8:00~9:00	250 円
” (1号認定) 15:00~17:00	250 円
” (1号認定) 17:00~18:00	250 円
長時間保育(2・3号短時間) 7:30~ 8:00	1回 250 円
” (2・3号短時間) 16:00~ 18:30	1回 250 円
銀行引落手数料	65 円/月
教育充実費 英語	1200 円/月
教育充実費 体操	1102 円/月



配置図 1/200

1階床面積求積表

- ① 3.60×12.05= 43.39
- ② 23.40×16.70= 390.78
- ③ (1.00×L15) - (0.65×L1.45) = 2.0425
- ④ (1.00×L15) - (0.65×L1.45) = 2.0425
- ① + ② + ③ + ④ = 438.345

2階床面積求積表

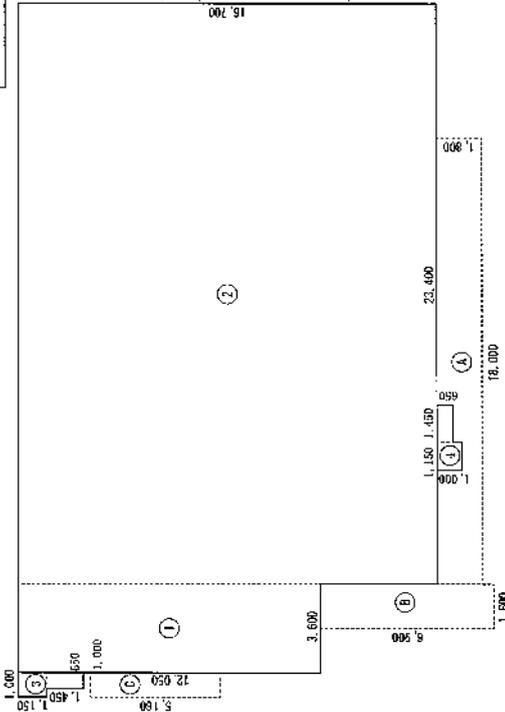
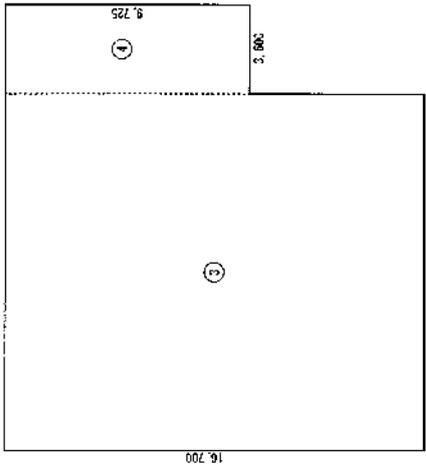
- ⑤ 14.40×16.70=240.48
- ⑥ 3.60×9.725= 35.01
- ⑦ + ⑧ = 275.49

2階床面積

435.31㎡

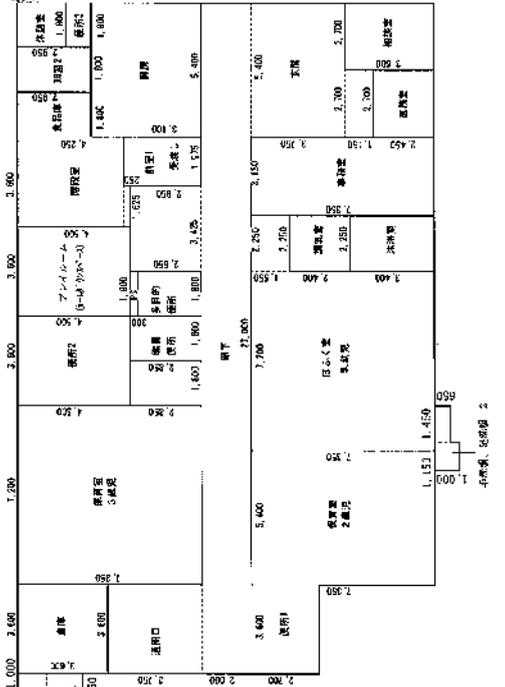
建築面積・床面積求積表

- ① 建築面積 438.34㎡
- ② 2階床面積 275.49㎡
- ③ 延床面積 713.83㎡
- ④ (18.00×L1.80) - 2.0925 = 30.3075
- ⑤ 1.80×5.16 = 9.288
- ⑥ 1.00×5.16 = 5.16
- ⑦ (2.50×5.85) + (1.80×L1.30) = 17.125
- ⑧ + ⑦ + ⑥ + ⑤ = 502.8575
- 建築面積 502.85㎡

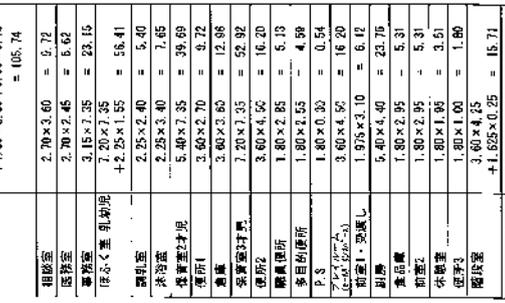


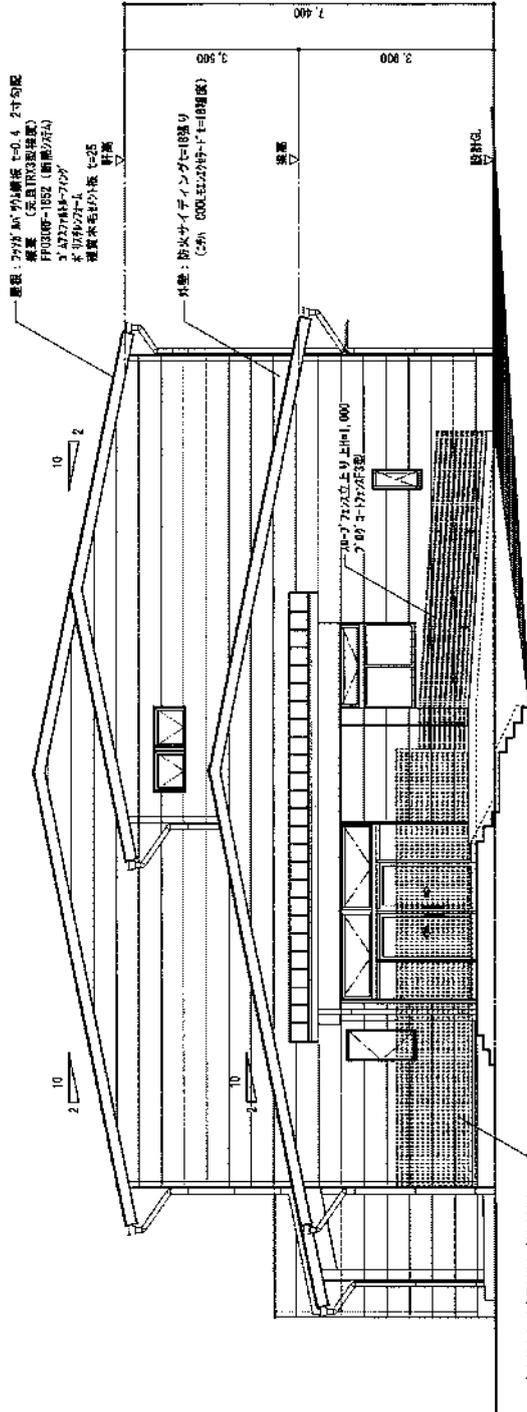
建築面積・床面積 求積図 1/200

2階各室求積図 1/200

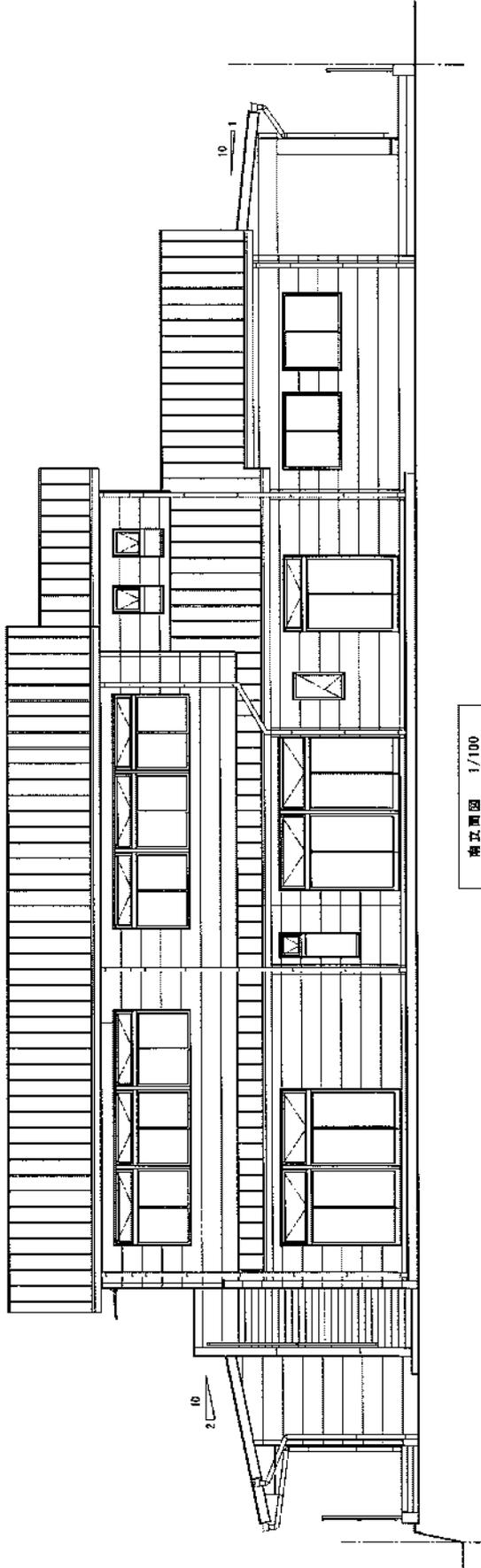


1階各室求積図 1/200

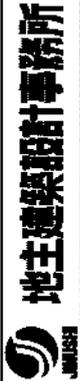




東立面図 1/100

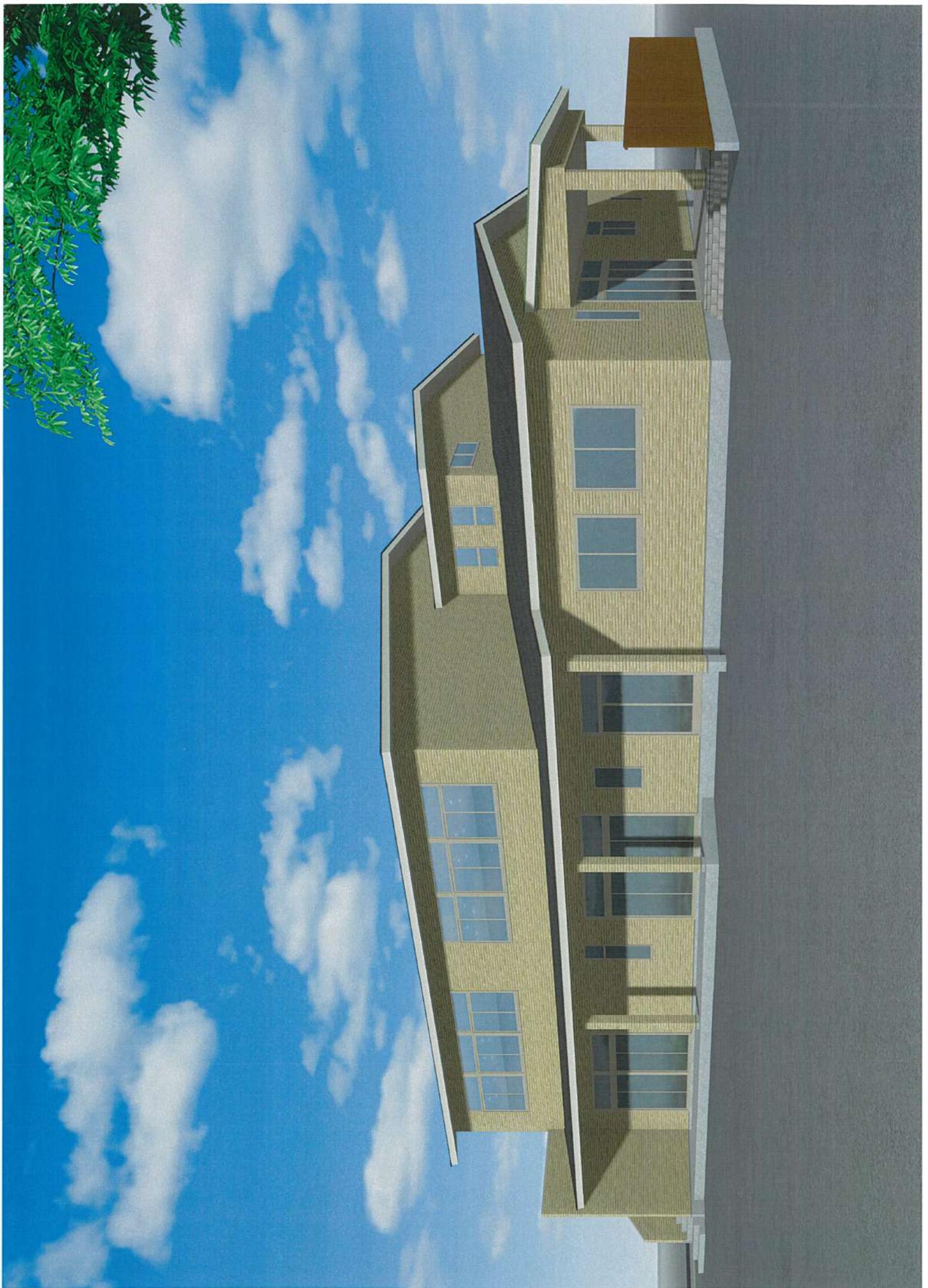


南立面図 1/100



地主建築設計事務所











## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容							
1. 名称	かもめ保育園							
2. 位置	鈴鹿市加佐登町2059番地2							
3. 開設時期	令和8年4月1日							
4. 新設／移行	移行	保育所 かもめ保育園						
5. 設置者	社会福祉法人白鳩会							
6. 園長予定者	氏 名	清水 健太						
	教育・保育従事歴	10年	保有資格					
	備 考	平成26年～ かもめ保育園 園長 園長研修を受講予定						
7. 定員及び学級	定 員	119人		(学級数 3学級)				
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	1号認定				3人	3人	3人	9人
	2号・3号認定	6人	19人	20人	21人	22人	22人	110人
	学級数				1学級	1学級	1学級	3学級
必要配置数	2.0人	6.5人		1.6人	2.0人		12人 (小数点以下四捨五入)	
8. 職員構成	園長：1人 副園長：1人 主幹保育教諭：2人 保育教諭：19人(常勤13人、非常勤6人) 調理員：2人 事務職員：1人 看護師：1人 嘱託医：2人							
9. 敷地・園庭	敷地面積	5,255.78 m <sup>2</sup>		(自己所有)				
	園庭面積	958.68 m <sup>2</sup>		(基準面積 310.20 m <sup>2</sup> )				
10. 施設・設備	園舎面積	1,022.52 m <sup>2</sup>		(基準面積 538.14 m <sup>2</sup> ) (構造：鉄骨造 2階建)				
	必要設備	室数	面積		基準面積		可否	
	乳児室・ほふく室	3	133.35 m <sup>2</sup>		72.60 m <sup>2</sup>		適	
	保育室	4	202.28 m <sup>2</sup>		153.64 m <sup>2</sup>		適	
	遊戯室	1	120.70 m <sup>2</sup>					
	その他設備：職員室、保健室、調理室、便所、手洗用設備、非常警報設備等							
備 考								

## 幼保連携型認定こども園 設置認可申請調書

区 分	内 容
1 1. 開園日数、教育週数、教育及び保育の時間	<p>開園日数 年間294日</p> <p>開園時間 7時00分～20時00分</p> <p>教育時間 9時00分～15時30分（月曜日～金曜日）</p> <p>保育時間 7時00分～20時00分（月曜日～金曜日） 7時30分～18時30分（土曜日）</p> <p>休園日 日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） （1号認定子どもは、上記に加え下記期間も休業） 土曜日 8月13日～8月15日、3月28日～3月31日</p>
1 2. 教育及び保育の目標等の主な内容	<p>○教育及び保育の目標及び理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども達の最善の利益を優先し、保護者・地域・職員が一体となって子育てを行う。</li> <li>・一人ひとりの乳幼児を温かく受け入れ、安全への気配りと愛情に包まれた家庭的な生活環境の中で、乳幼児期の心身の発達を助長し、養護と教育が一体化となり、食事・排泄・睡眠・着脱衣・清潔等基本的な規則ある生活習慣を身につける体験保育を行う。</li> <li>・教育・保育の目的を的確に推進し、こども一人ひとりの個性に応じ、愛情と熱意をもって保育を行う。</li> <li>・遊びを通して様々な出来事から豊かな感性や表現力・道徳心・決まりがあることの大切さに気づき、生きる力を身に着ける。</li> </ul> <p>○教育及び保育のねらい及び内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の理念・保育の目標を達成する為にこどもたちの発達過程・実態を把握し、養護と教育の連続性及び一体性によりこどもの心情・意欲・態度を大切にし、こども自らが生活全体を通じた「体験」を重視する保育計画を立てる。</li> <li>・一人ひとりのこどもに応じた環境を整え、小学校とも連携をとって保育にあたる。</li> <li>・「遊び」中心に、こどもたちの自立性と創造性を大切にしながら、未来の社会を背負って行く人間としての基礎になるいろいろな力や資質を育てる。</li> </ul> <p>※健康で丈夫なこどもの育成を目指す。  ※明るくたくましいこどもの育成を目指す。  ※自分で考え、自分で行動しようとするこどもの育成を目指す。  ※他人の苦しみや悲しみがわかるこどもの育成を目指す。  ※友達と力を合わせて協力出来るこどもの育成を目指す。</p>
1 3. 子育て支援の状況	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随時園庭開放</li> <li>・ 一歳半健診のお手伝い</li> <li>・ フラワーフェスタ</li> </ul> <p>【工夫した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HP等で随時園庭を開放していることを知らせている。</li> <li>・ パネルシアター・絵本等をきっかけに保護者の育児相談にのる。</li> <li>・ 加佐登町づくりの方と協力をし、地域の未就学児とふれあい、その保護者の育児相談にのる。</li> </ul> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学前の幼児、乳児</li> <li>・ 一歳半健診受診者</li> </ul> <p>【職員の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園庭開放については、副園長が担当</li> <li>・ 一歳半健診のお手伝いは、正規保育士が順番で対応</li> </ul> <p>【利用料】 なし</p> <p>【その他】</p> <p>（園庭開放、子育て相談）  地域の子どもや保護者を対象とした園庭開放（職員1名、週2回）  地域の家庭や保護者の子育てに関する相談（職員1名、週1回）</p>

## かもめ保育園 運営規程（園則）

### （施設の名称等）

第1条 社会福祉法人白鳩会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 かもめ保育園
- (2) 所在地 三重県鈴鹿市加佐登町 2059-2

### （施設の目的）

第2条 かもめ保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第3条 社会福祉施設として、ご家庭に代わって、一人ひとりの乳幼児を温かく受け入れ、安全への気配りと愛情に包まれた家庭的な生活環境の中で、乳幼児期に必要な基本的な生活習慣を身につけることを大切にする。

### （提供する特定教育・保育の内容）

第4条 当園は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。）
- (2) 延長保育事業
- (3) 特別支援保育事業

### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長 1 人（常勤専従）

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 副園長 1 人（常勤専従）

副園長は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 主幹保育教諭2人(常勤専従)

園長、副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の特定教育及び保育をつかさどる。

(4) 保育教諭10人以上(常勤換算後)

保育教諭は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5) 調理員1人(常勤換算後)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(6) 嘱託医3人(内科医、歯科医、薬剤師)

(7) 看護師1人(常勤専従)

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(8) 栄養士1人(常勤専従)

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(9) 通訳1人

外国籍児童、その保護者への通訳対応を行う。

(10) 保育助手2人

特定教育・保育に補助的に従事する。

(11) 事務員・用務員1人

園の事務及び雑務を行う。

(12) バス運転手2人

通園バスの運行を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 日曜日

(2) 年始休日(1月1日から1月3日)

(3) 年末休日(12月31日)

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る特定教育・保育時間(4時間)は、午前10時00分から午後14時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時00分から午後18時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時30分から午後16時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(4) 上記特定教育・保育時間以外においてやむを得ない事情により特定教育・保育が必要な場合は、開所時間から保育時間の間に預かり保育・延長保育を提供する。

(利用料その他の費用等)

第8条 利用子どもの保護者は、保護者の居住する市町村長が定める利用者負担を、当園に支払うものとする。

2 第1項に定めるもののほか、重要事項説明書(利用料一覧)に掲げる費用について利用子どもの保護者から実費を徴収する。

(利用定員)

第9条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 1号認定子ども 9人

(2) 2号認定子ども 45人

(3) 3号認定子ども 65人

(4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(利用の開始に関する事項)

第10条 当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込みを受けたとき又は、市町村において支給認定を受けた2・3号認定子どもに係る支給認定保護者から市町村の利用調整により申込みを受けたときは、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

(1) 利用申込があった1号認定子どもの数及び現に当園を利用している1号認定子どもに係る園児の総数が、第9条第1号に規定する利用定員の総数を上回る場合

(2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、第9条第2号及び第3号に規定する利用定員の総数を上回る場合

(3) 当園の現員からは利用申込に応じきれない場合

(4) その他児童の受入れに当たり自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合

2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、下記の方法により総合的に判断し、園長が決定する。

(1) 兄弟姉妹が在園している子どもは、優先して決定する。

(2) 加佐登小学校区内に居住している子どもは、優先して決定する。

(3) 2ヶ所以上送迎となる・なっている兄弟姉妹の子どもが同時に当園へ利用申込をおこなった場合は、優先して決定する。

(4) その他の子どもは、抽選・面接等により選考し、決定する。

3 当園は、特定教育・保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込を行った支給認定保護者に対し、当該運営規程の概要、職員の勤務体制その他事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

4 当園の特定教育・保育の利用開始にあたり利用子どもは、囑託医による健康診断を受けるものとする。

5 当園が定める期間内に入園手続きが行われない場合は、入園許可を取り消すことがある。

#### (利用の終了に関する事項)

第11条 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 園児が小学校に就学したとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき。

(4) 利用子どもの集団での生活が著しく困難で園設備、他利用園児に損害が生じると園長が判断した場合。

(5) 保護者等から園職員に対する暴力行為、暴言等により園職員の職務が著しく妨げられると園長が判断した場合。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

#### (緊急時等における対応方法)

第12条 当園は、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者に連絡するとともに、囑託医又は利用子どもの主治医に連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

#### (非常災害対策)

第13条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

2 当園は、特定教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市及び児童相談所等適切な機関に通告する。

(秘密保持)

第15条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情対応)

第16条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し適切に対応して改善を図るように努めるものとする。

(児童票の作成)

第17条 園長は、児童票について家庭状況及び園児の健康状況等を保護者に記入させることができるものとする。

(記録の整備)

第18条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他)

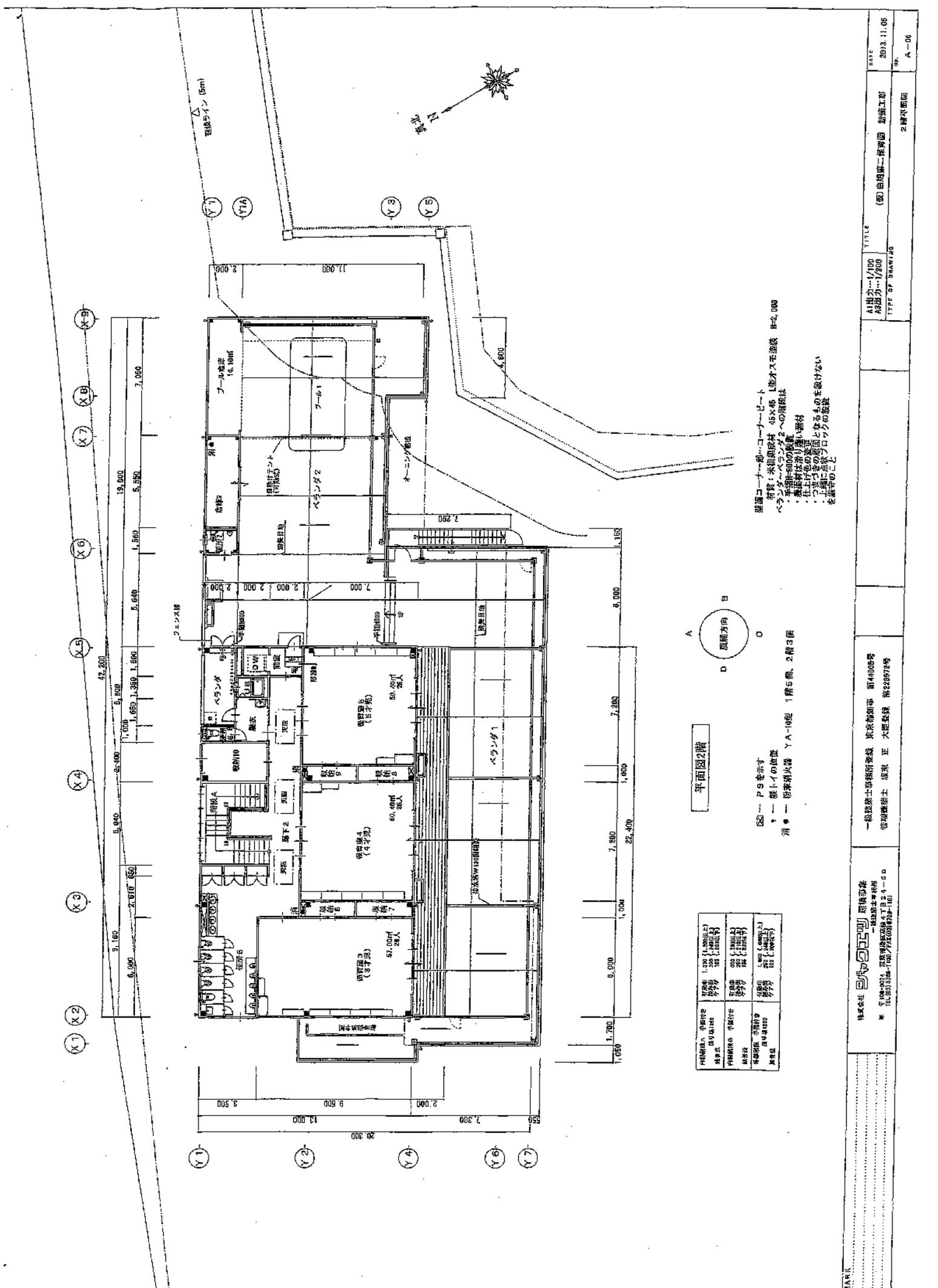
第19条 この規定を定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

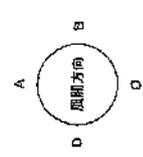


保 育 園 舍 平 面 圖





建名：米田建設 65×65 1型オーストラリア  
 ペランダ2への階段は  
 ・基礎厚=400の設置  
 ・基礎材は流しコンクリート  
 ・仕上げ等の取付  
 ・基礎に必要ブロックの設置  
 を厳守のこと



平面図2階

図例 P9を示す  
 1 一階トイの位置  
 消火 消火器具 YA-10型 1階5個、2階3個

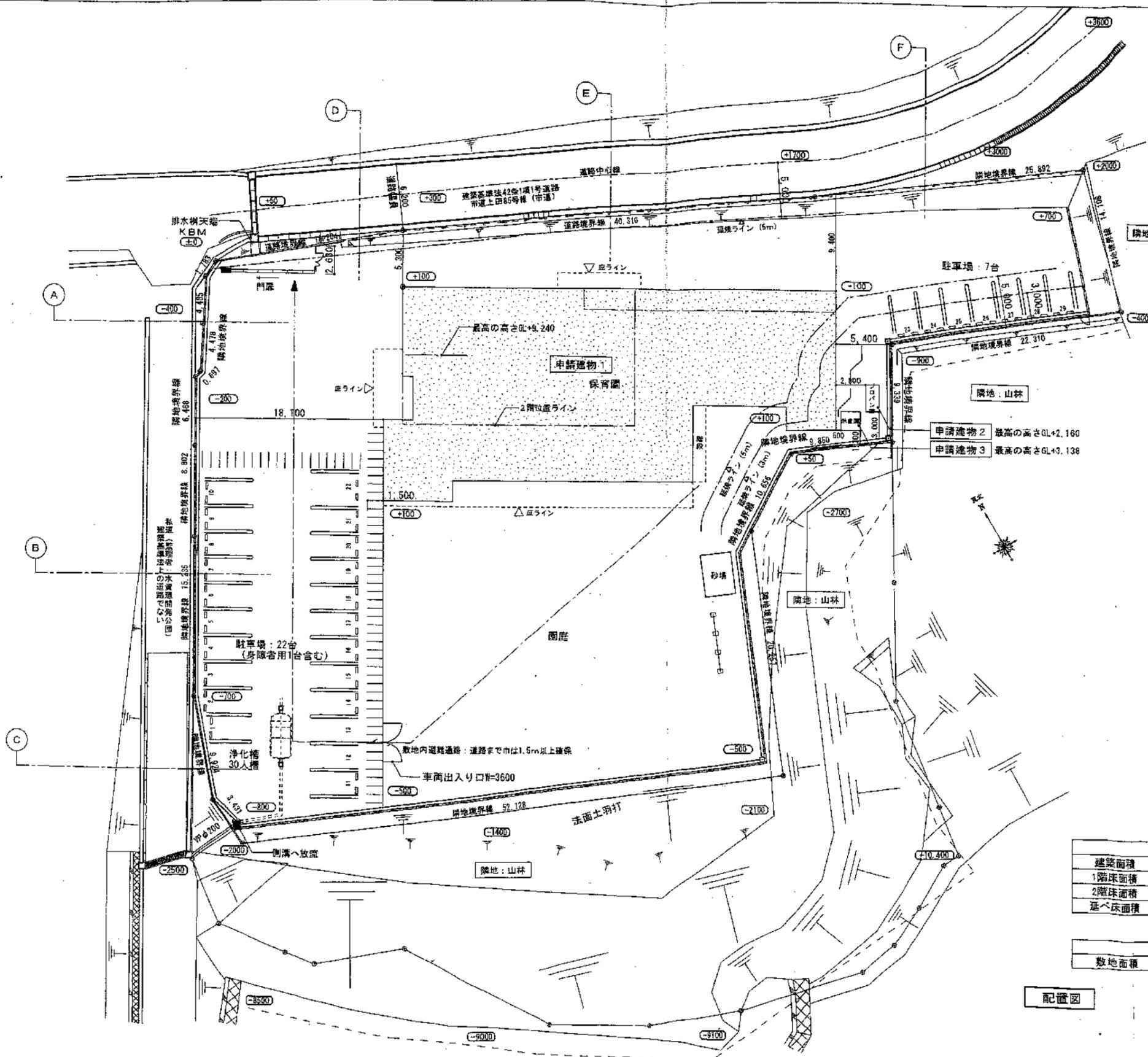
建築主	米田建設	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
設計者	原保建築	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
施工者	米田建設	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
監理者	原保建築	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

一般建築士事務所 原保建築  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
 TEL: 03-5561-1100

一般建築士事務所 米田建設 新4000号  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
 TEL: 03-5561-1100

一般建築士事務所 大塚建設 新22872号  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
 TEL: 03-5561-1100

図例 A1 1/100  
 A2 1/200  
 TITLE (原) 米田建設 新4000号  
 TYPE OF DRAWING 2階平面図  
 DATE 2013.11.06  
 No. A-06



**特記事項**

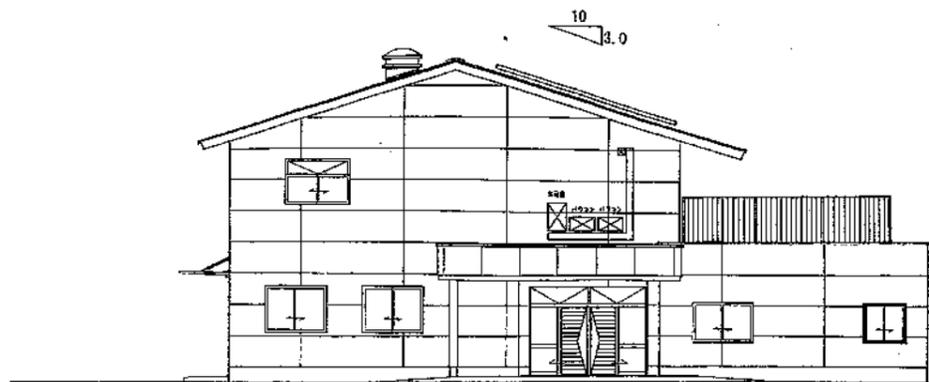
外周の工作物は開発図面による  
 新設C口積みは安全である  
 開発行為検査済証発行済の為、種条例には抵触しません  
 液化石油ガス法：保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第38条の2に適合する  
 水道法：第16条に適合する

KBM  
 (+0) ……KBM (基準高さ位置)  
 (-400) ……当該敷地の計画高さを示す  
 (+500) ……敷地周辺の高さを示す

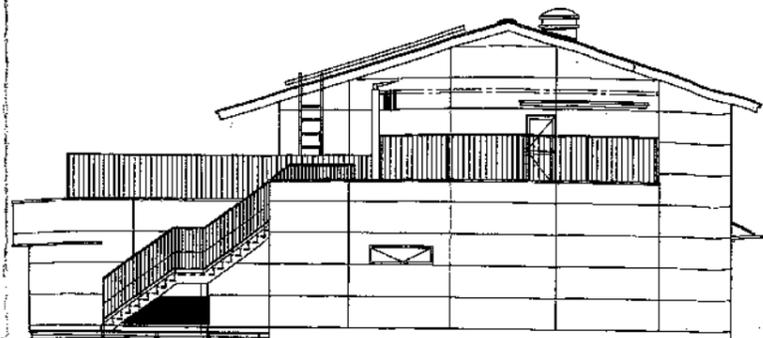
	申請建物1	申請建物2	申請建物3	合計
建築面積	766.34 m <sup>2</sup>	3.40 m <sup>2</sup>	3.24 m <sup>2</sup>	772.98 m <sup>2</sup>
1階床面積	714.70 m <sup>2</sup>	3.40 m <sup>2</sup>	3.24 m <sup>2</sup>	721.34 m <sup>2</sup>
2階床面積	321.20 m <sup>2</sup>	-	-	321.20 m <sup>2</sup>
延べ床面積	1035.90 m <sup>2</sup>	3.40 m <sup>2</sup>	3.24 m <sup>2</sup>	1042.54 m <sup>2</sup>

	申請面積
敷地面積	3555.35 m <sup>2</sup>

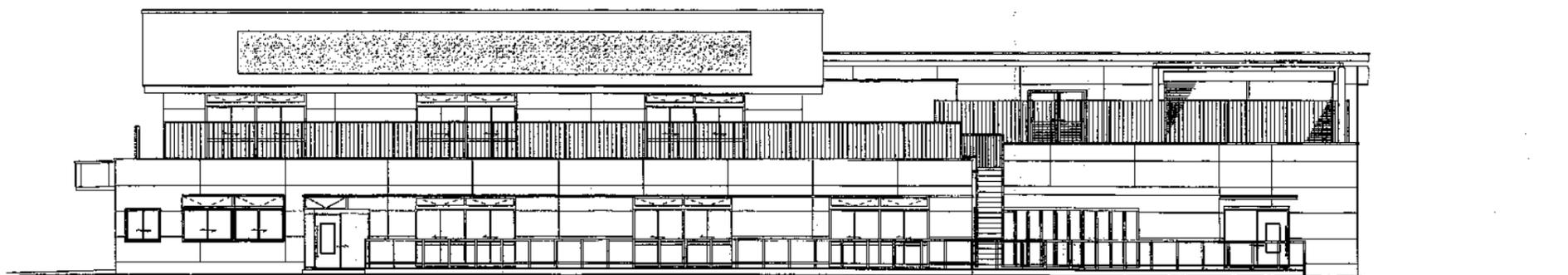
**配置図**



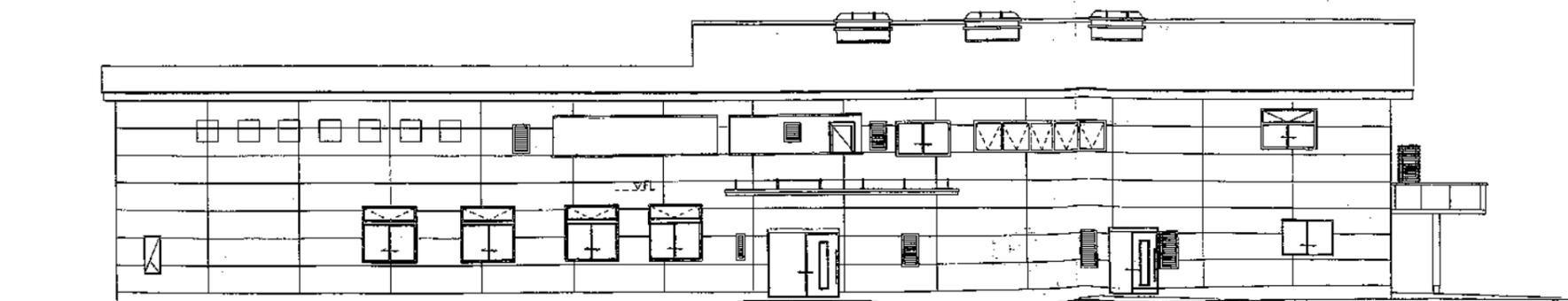
西立面図



東立面図



南立面図



北立面図

REMARK

株式会社 **エフエフエフ** 環境事業  
 一級建築士事務所  
 〒108-0074 東京都港区高輪4丁目24-50  
 TEL (03) 5789-1100/FAX (03) 5790-1101

一級建築士事務所登録 東京都知事 第44806号  
 管理建築士 坂東 正 大臣登録 第228972号

A1出力...1/100

A3出力...1/200

TITLE

(仮)白鳩第二保育園 新築工事

DATE

TYPE OF DRAWING

ソーラー 立面図

NO.



